

(財)大阪府文化財調査研究センター調査報告書 第40集

大阪府茨木市・箕面市所在

彩都(国際文化公園都市)周辺地域の 歴史・文化総合調査報告書

1999. 3

財団法人 大阪府文化財調査研究センター

大阪府茨木市・箕面市所在

彩都(国際文化公園都市)周辺地域の
歴史・文化総合調査報告書

1999. 3

財団法人 大阪府文化財調査研究センター



1. 泉原(清水原) 2. 千提寺(日名戸) 3. 泉原(西垣内) 4. 泉原(佐保川) 5. 佐保(下ん代)
6. 泉原(清溪小学校周辺) 7. 佐保(免山) 8. 佐保(庄ノ本) 9. 粟生間谷(奥)



慶長10(1605)年撰津国絵図(部分)(西宮市立郷土資料館所蔵)

撰津国中高頭目録

- 太田郡高五万四千三百三十五石式斗三升
田畑数四千八百八十八町九反四畝四分
里数 百三十五村 (※ 当時、当地域は茨木城の配下にあった)



1



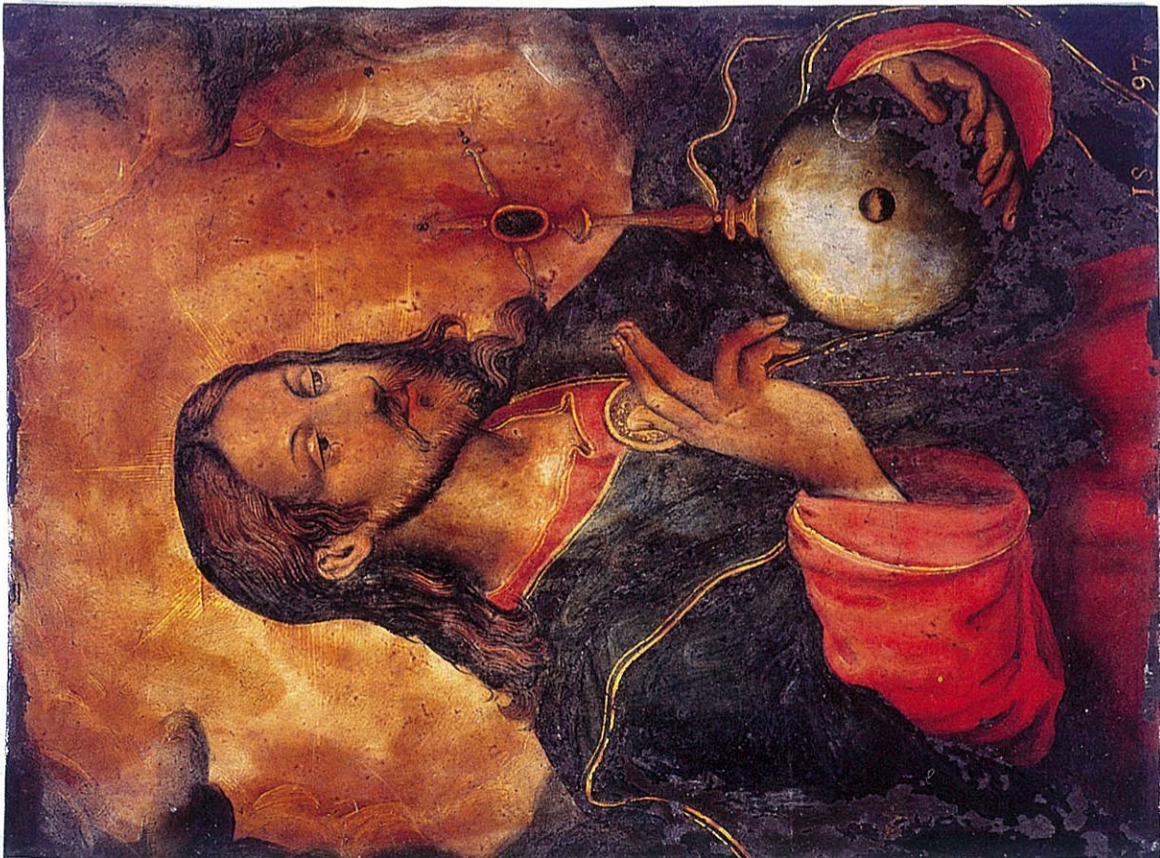
2

1. 明治6年頃調製前旧地図 2. 嶋下郡第壹区五番組「字引絵図」(茨木市泉原公民館所蔵)

茨木市千提寺発見キリシタン遺物（1）



ザビエル聖人画像（茨木市千提寺東 藤嗣家発見・神戸市立博物館所蔵）

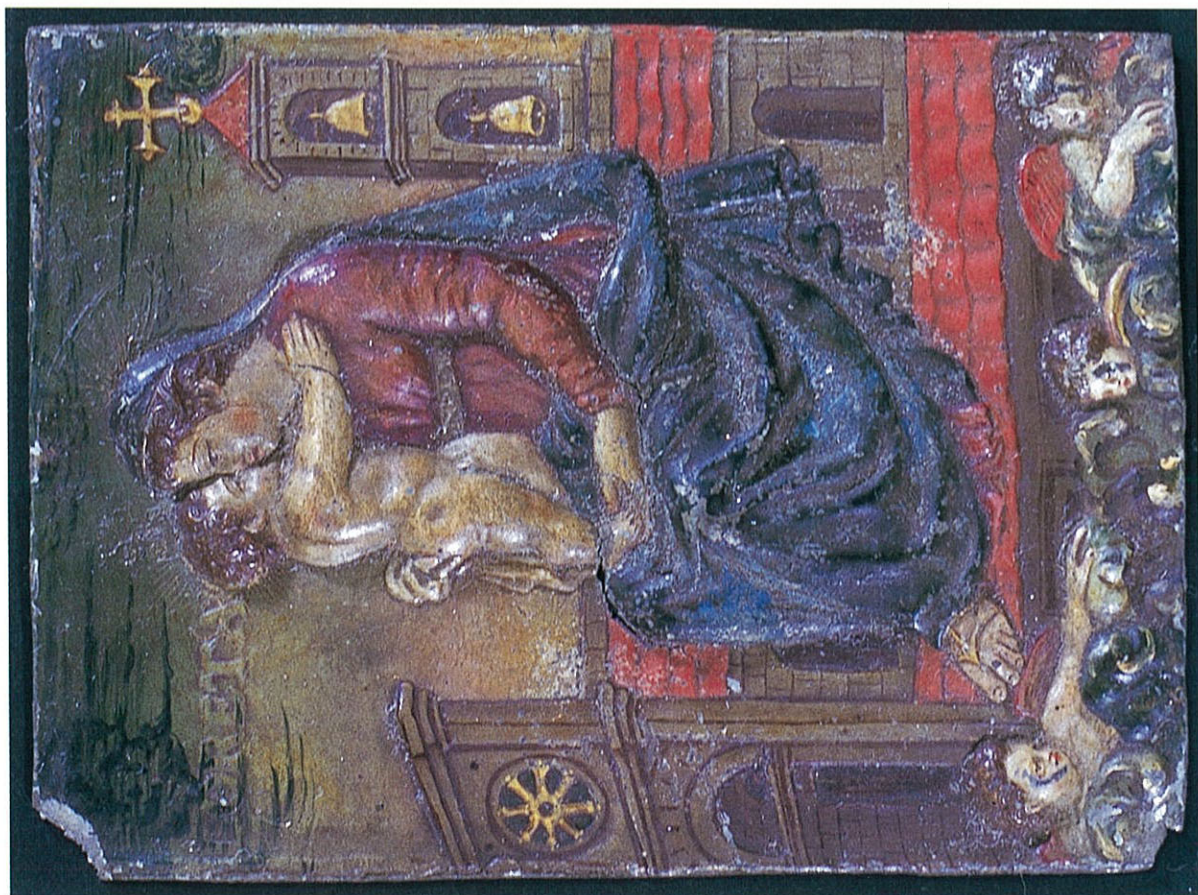


キリスト画像（茨木市千提寺中谷 茂家発見・東京大学総合図書館所蔵）



聖母子画像 (茨木市千提寺中谷 孝家所蔵)

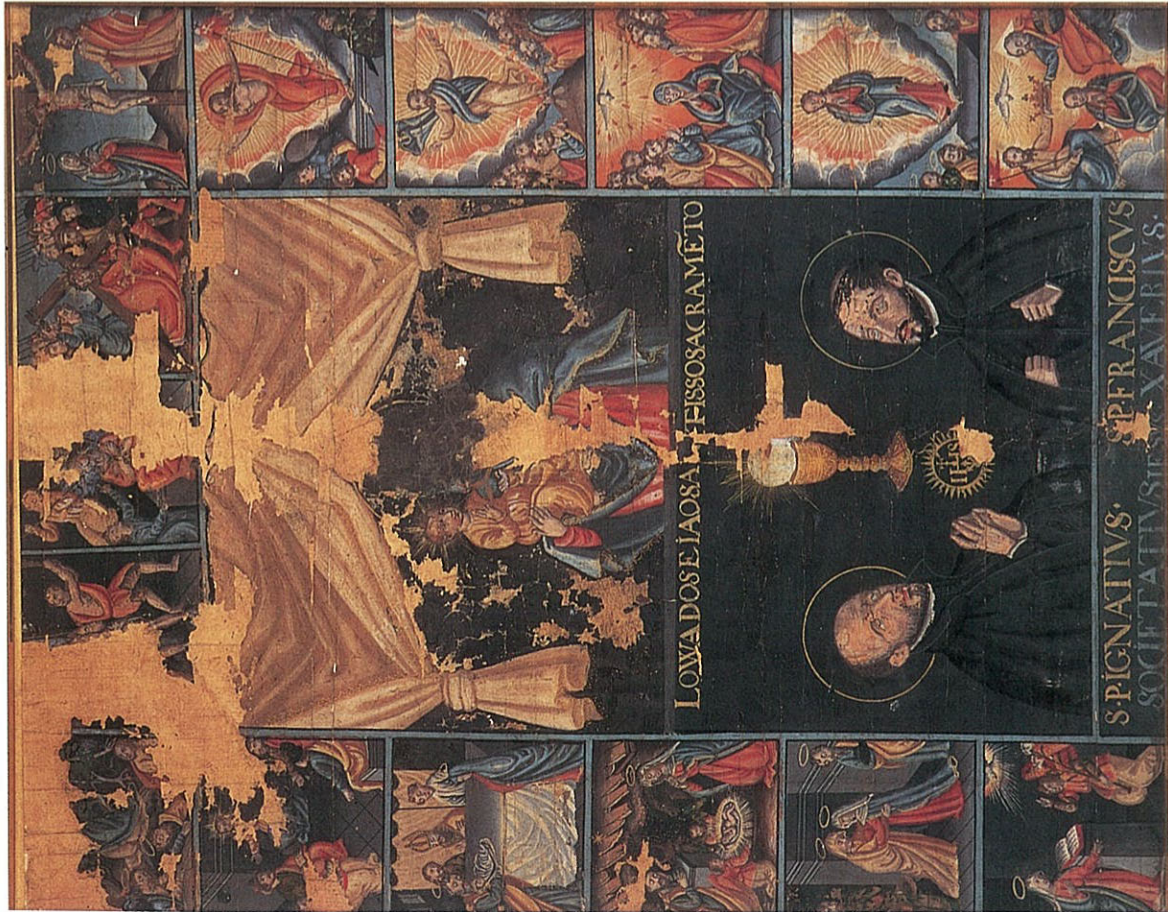
茨木市千提寺発見キリシタン遺物(2)



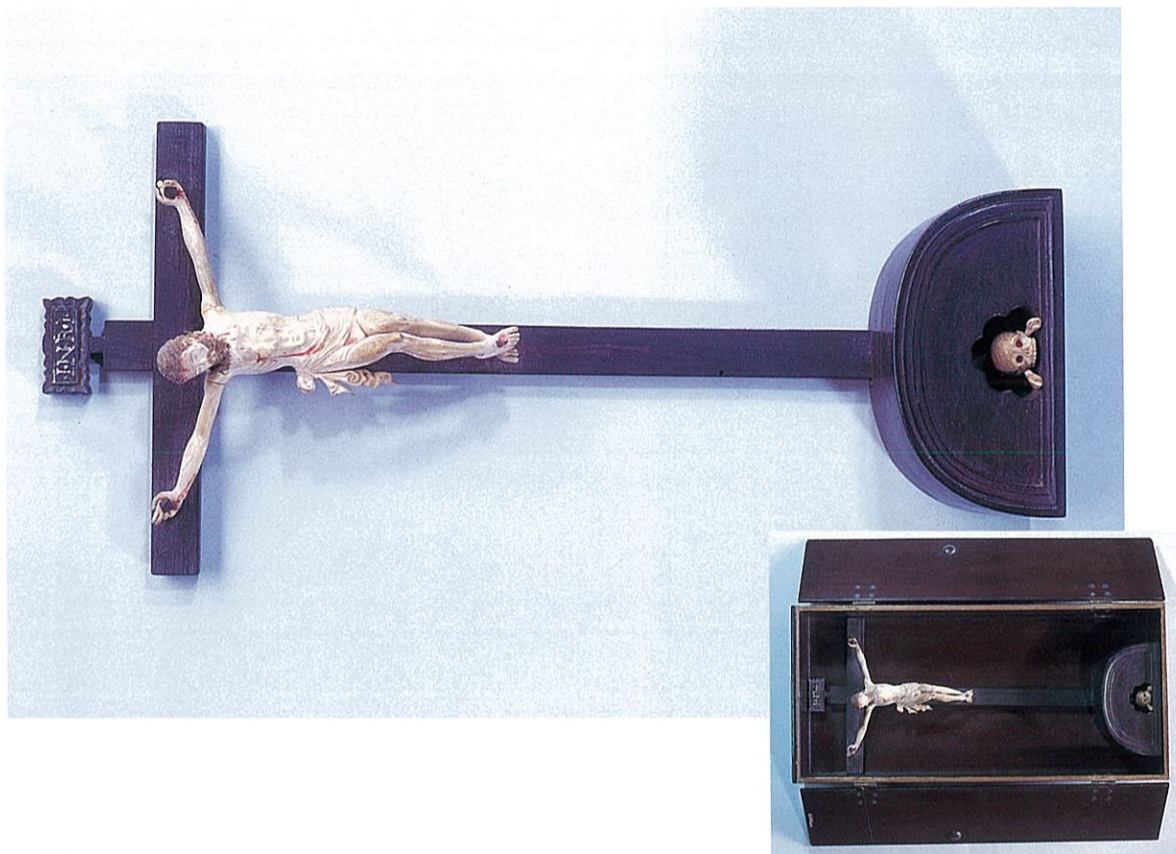
ローレータ聖母子画像 (茨木市千提寺中谷 茂家所蔵)



マリア十五玄義図 (茨木市下音羽原田辰次郎家発見・京都大学総合博物館所蔵)

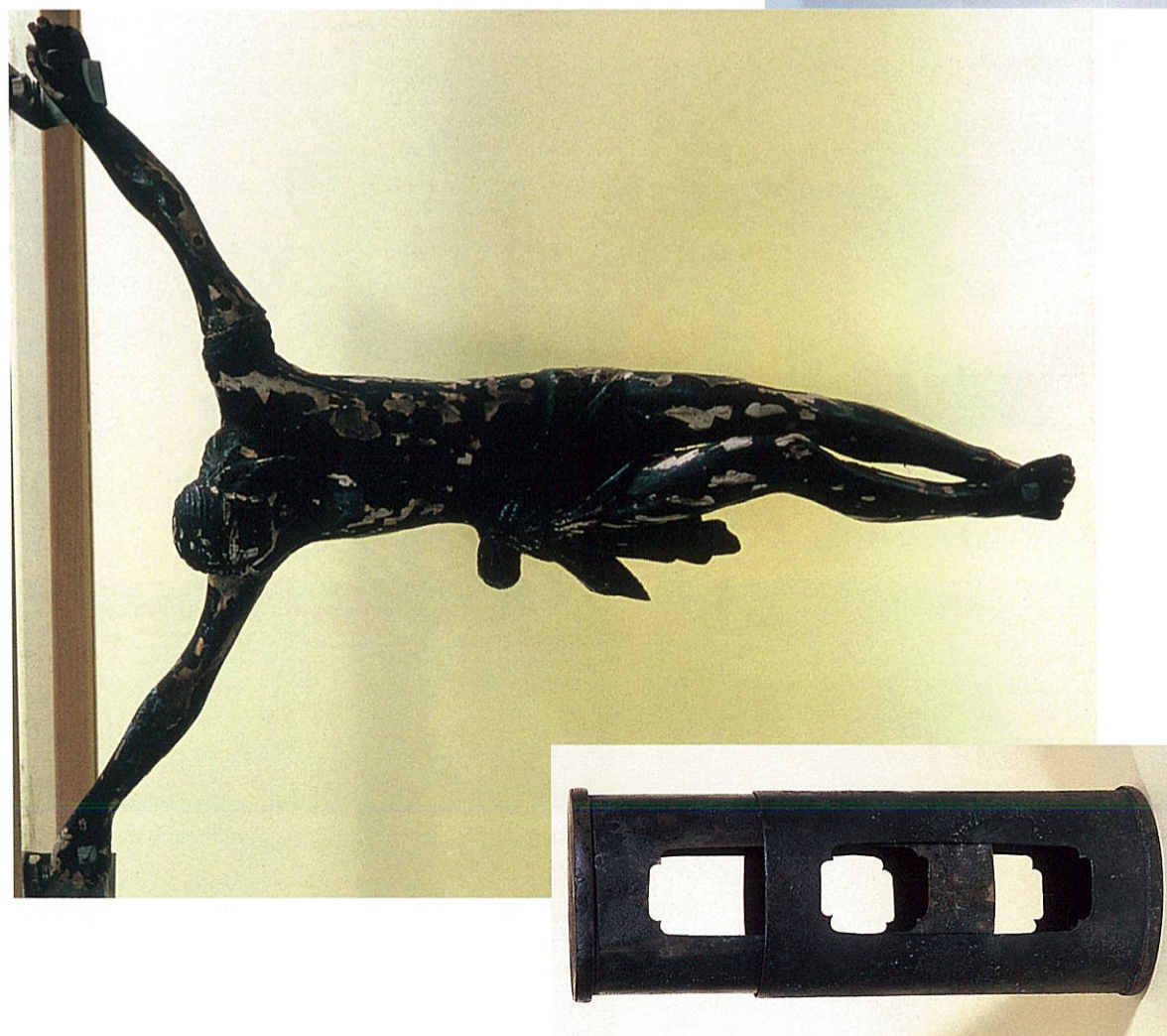


マリア十五玄義図 (茨木市千提寺東 藤嗣家所蔵)



象牙彫キリスト磔刑像（茨木市下音羽大神敏治家所蔵）

茨木市千提寺・下音羽発見キリシタン遺物（4）



木造キリスト磔刑像（茨木市千提寺東 藤嗣家所蔵）

巻頭写真 8

茨木市千提寺・下音羽発見キリシタン遺物(5)



1. 聖人画像 (東 藤嗣家所蔵)



2

2. 金蒔絵椀 (東 藤嗣家所蔵)



3

3. アグヌス・デイの布袋 (中谷 孝家所蔵)



黒檀・象牙玉製念珠 (大神敏治家所蔵)



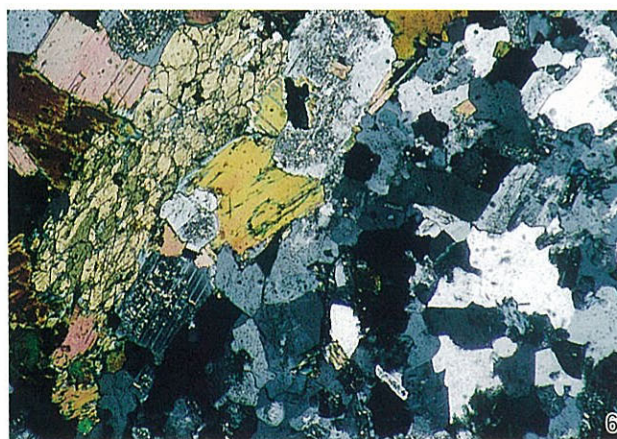
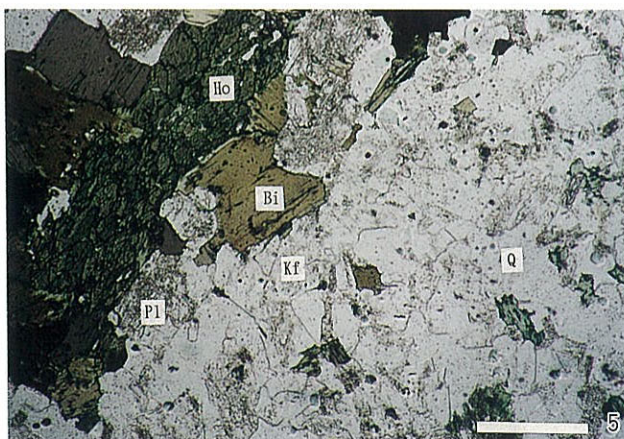
木製組立式十字架 (大神敏治家所蔵)



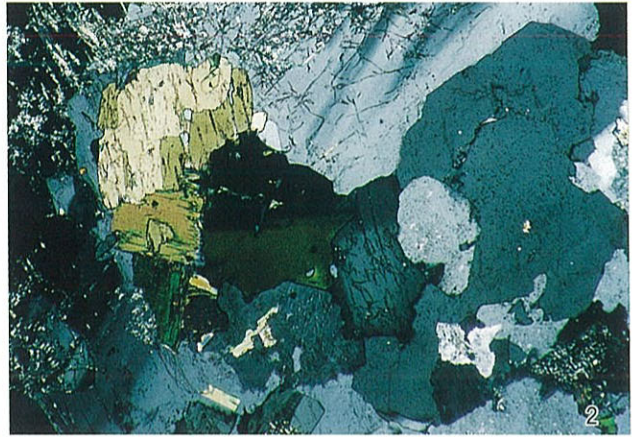
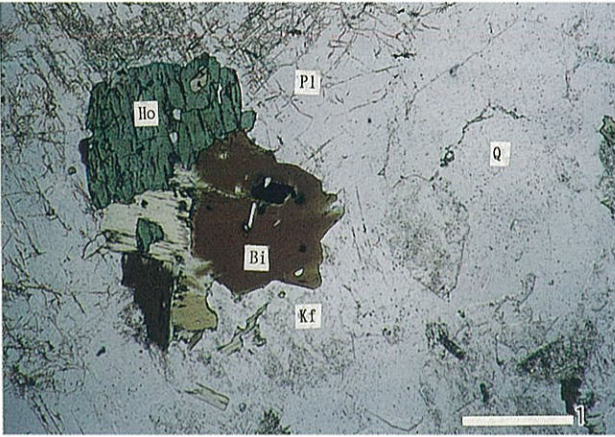
茨木市千提寺クルス山墓碑発見地碑と中谷栄家キリシタン墓碑



茨木市下音羽高雲寺発見のキリシタン墓碑



(解説：IV. 地学環境調査本文参照)



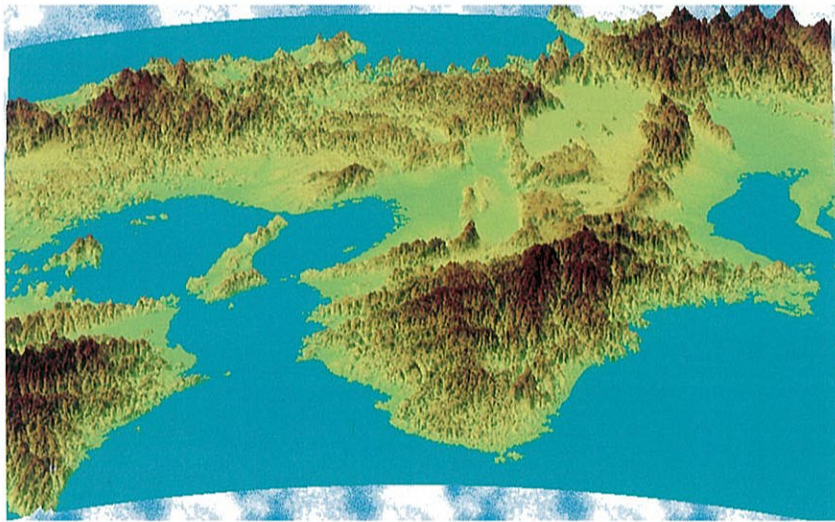




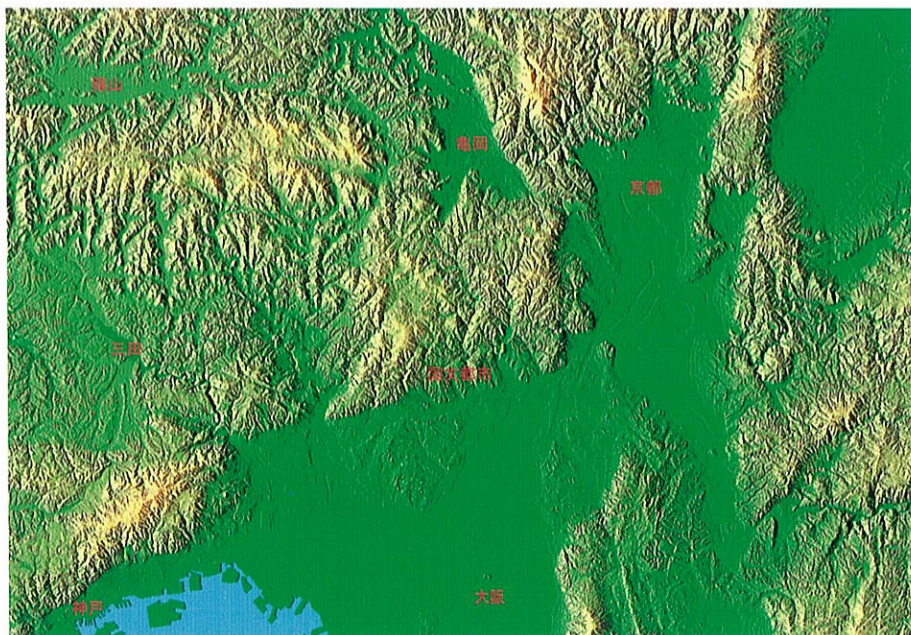
1. LANDSATでみた近畿三角帯



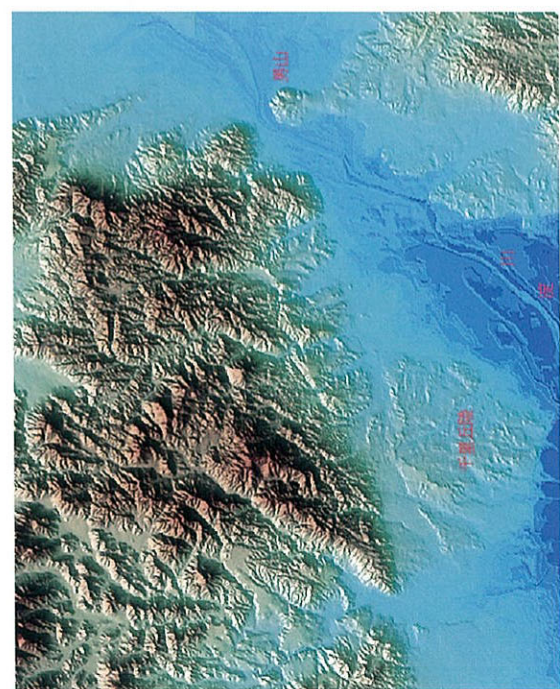
2. LANDSATでみた国際文化公園都市周辺



3. 近畿地方立体図



4. 近畿地方北部のリニアメント



5. 国際文化公園都市周辺のリアニメント



6. 国際文化公園都市周辺のDEM



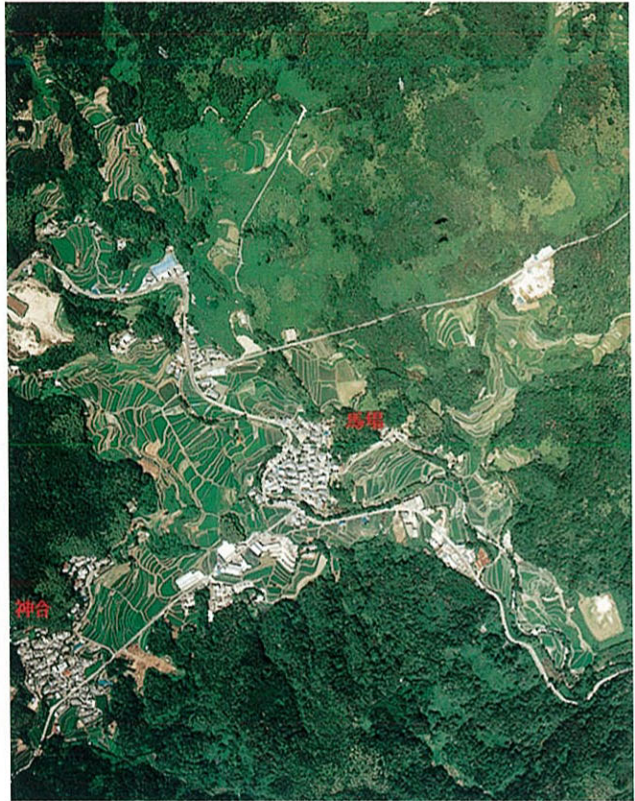
7. 国際文化公園都市周辺の立体図



8. 地質を反映した地形



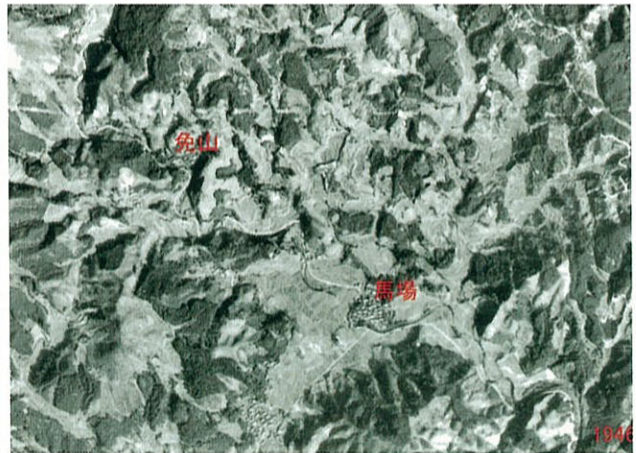
9. 佐保川流域の空中写真 (1946年)



10. 深層風化した花崗岩類と水田



11. 土石流扇状地帯に立地する免山集落



12. 空中写真 (1946年)



13. 空中写真 (1973年)



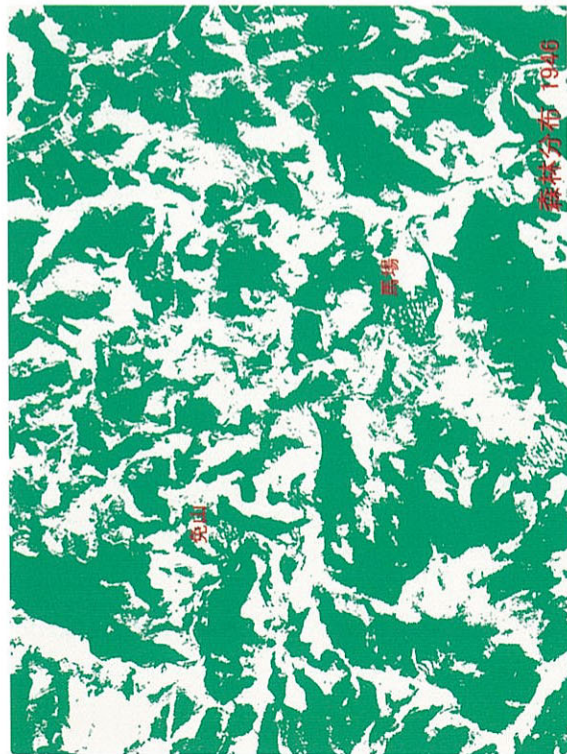
14. 空中写真 (1991年)



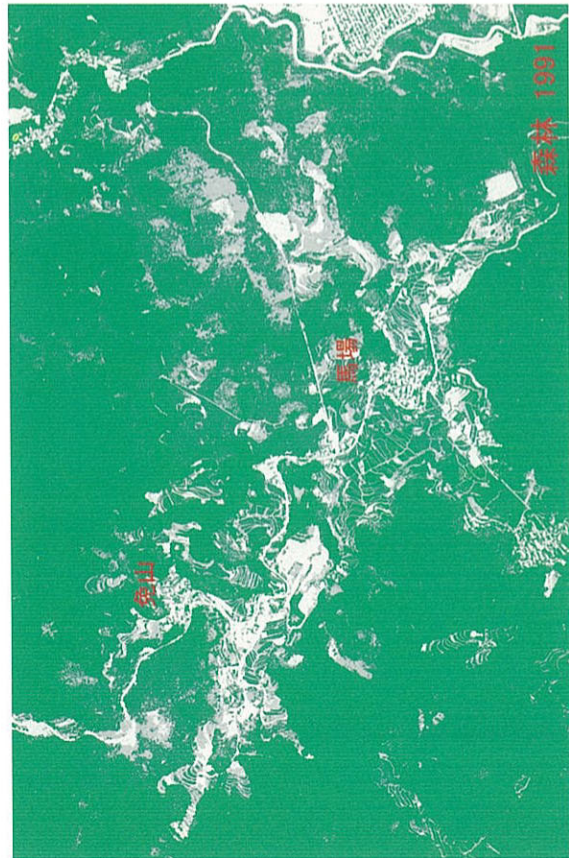
16. 森林分布 (1973年)



18. 荒廃の進む耕地と二次林の復活



15. 森林分布 (1946年)



17. 森林分布 (1991年)



弘法大師像 (茨木市東福井 真龍寺蔵)



観音・地蔵菩薩半跏像 (箕面市粟生間谷東 法泉寺蔵)



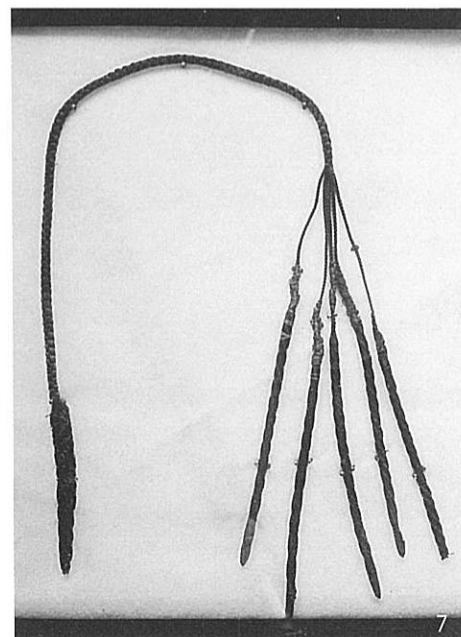
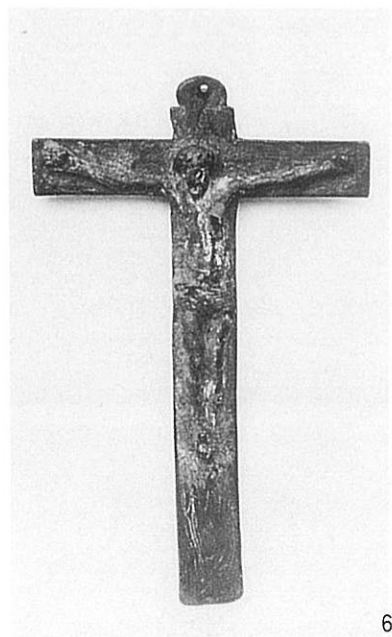
伝庄屋夫妻坐像 (同左の像内安置)



東 藤嗣(久嗣)家所蔵
1. 象牙彫 聖母像
2. 教皇グレゴリオ14世像メダイ(反対面)
3. 印籠形容器
4. メダイ容器



中谷 栄家所蔵
5. 教皇クレメン8世像(聖年記念)メダイ



中谷 孝家所蔵
6. キリスト磔刑像十字架
(写真提供: 京都大学文学部考古学研究室)
7. 鞭縄

茨木市千提寺発見キリシタン遺物(7)

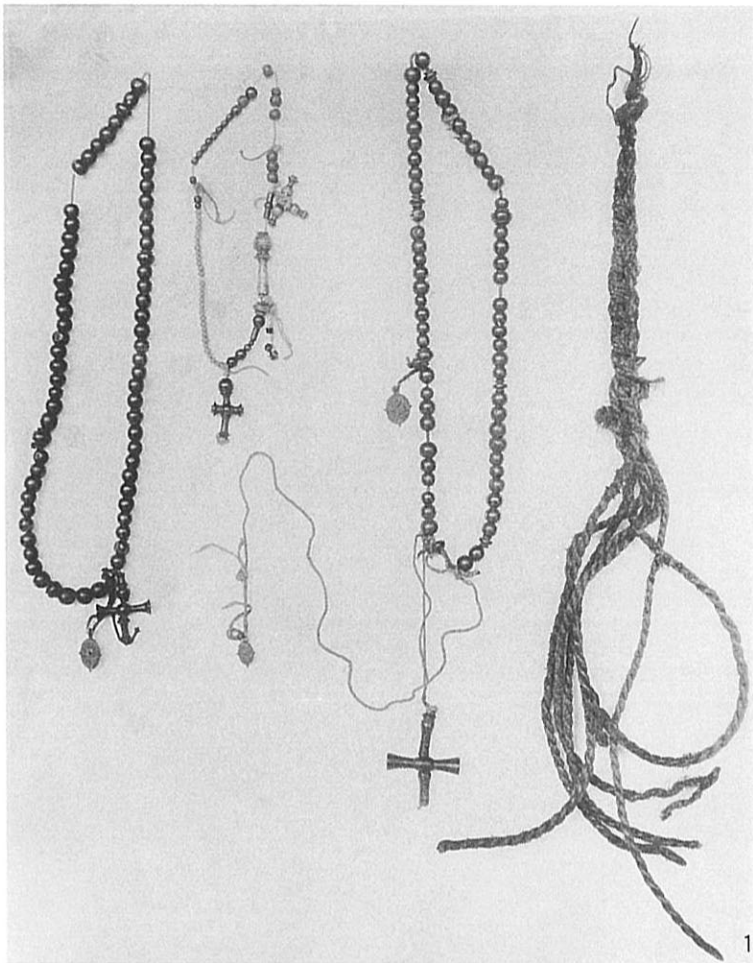


茨木市千提寺中谷 茂家所蔵遺物 (小物類)



同 (反対面)

(写真提供：京都大学文学部考古学研究室)



1



2



3

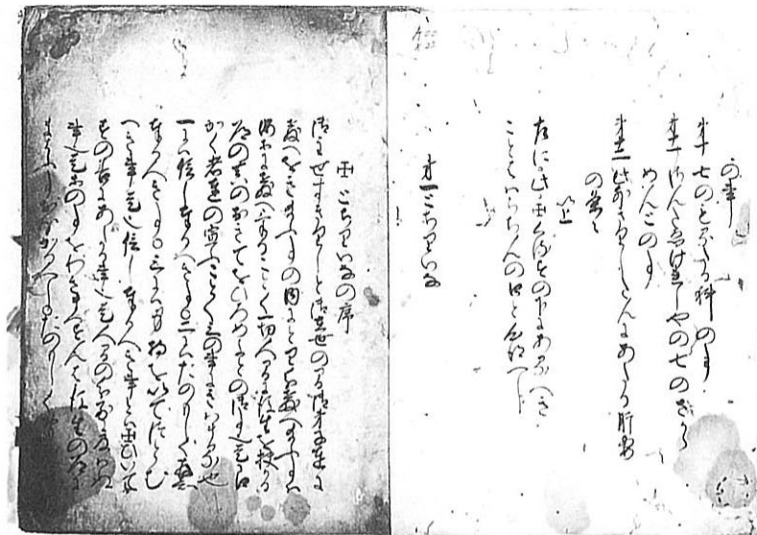


4

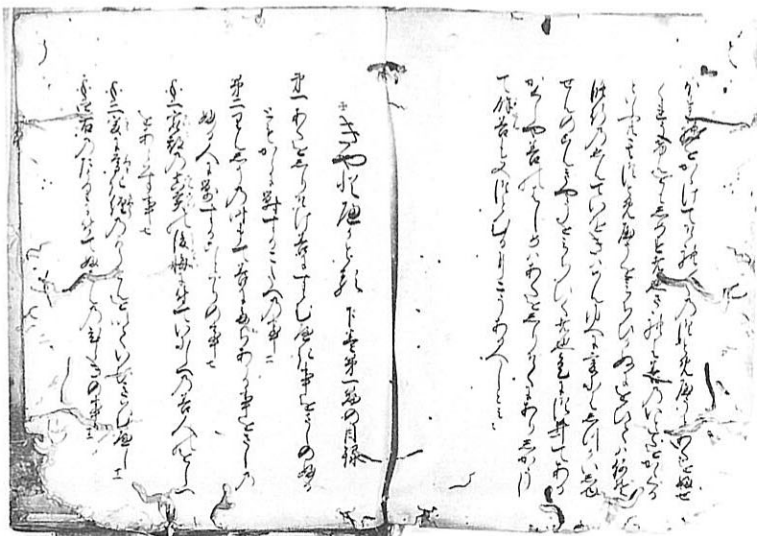
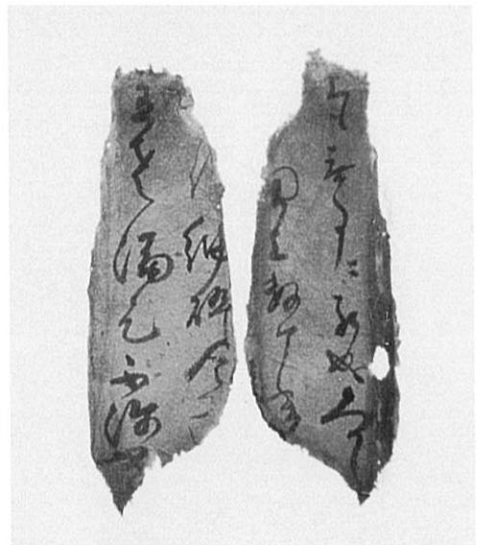
1・2. 中谷 茂家所蔵遺物(1:左から3番目の念珠のメダルは前頁下段左端のメダルと同じ)(1:『珍書大観』による)
 3・4. 天使讃仰図(3:東 藤嗣家所蔵, 4:大神敏治家所蔵)(2・4:写真提供:京都大学文学部考古学研究室)



銅版天使讃仰図(茨木市下音羽大神敏治家所蔵) (発見当時の撮影による。京都大学文学部考古学研究室提供)



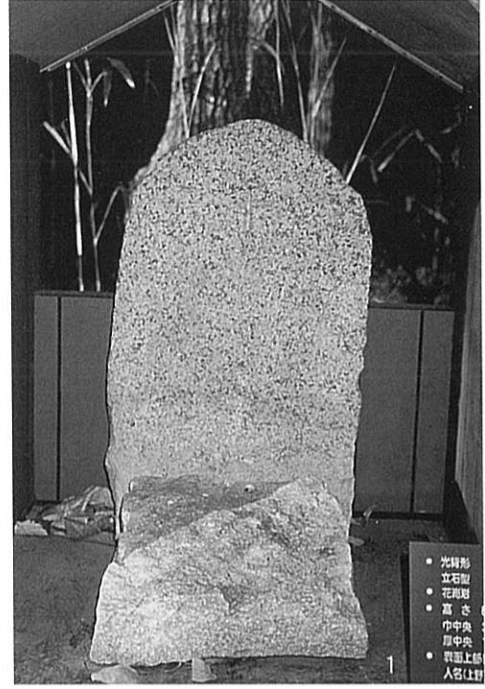
『とちりいなきりしたん』(茨木市千提寺中谷 茂家発見・東京大学総合図書館所蔵)



『きやとへかとる』
(茨木市千提寺中谷 茂家発見
東京大学総合図書館所蔵)

書簡断簡
(聖母子画像の裏面に貼られていた)
(茨木市千提寺中谷 孝家所蔵)

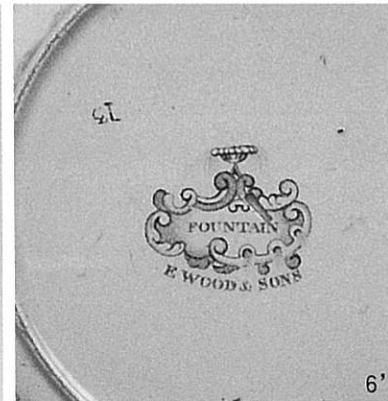
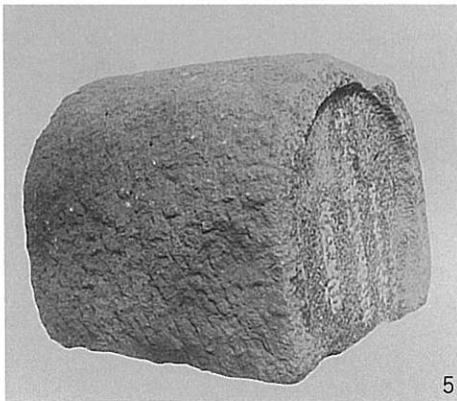
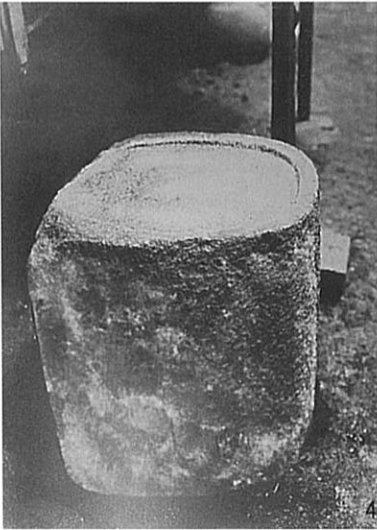
茨木市千提寺・下音羽、豊能郡豊能町高山発見キリシタン遺物他 (11)



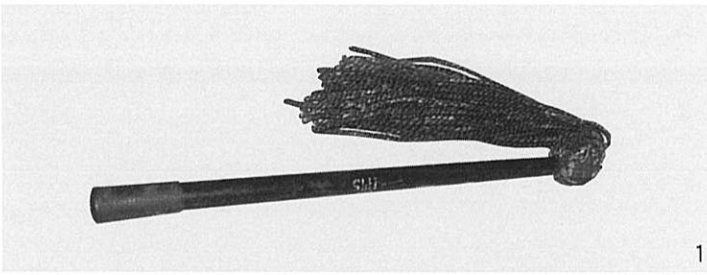
キリシタン墓碑・墓地

1. 遺物発見の端緒になった上野マリヤ碑 (千提寺東家)
2. くほまりや碑 (下音羽井上家)
3. 北中(高山)マリヤ墓地 (豊能郡豊能町高山)
4. せにはらまるた碑 (下音羽高雲寺)
5. 小泉某碑 (下音羽高雲寺)

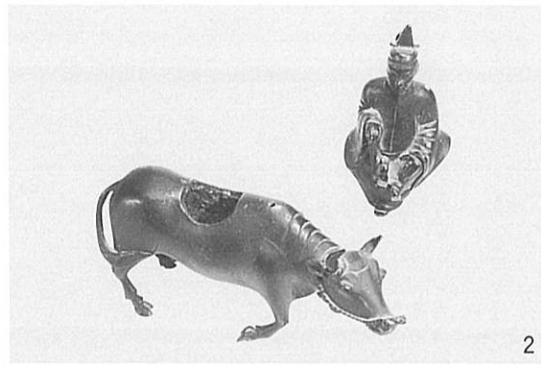
(4・5: 京都大学文学部考古学研究室提供写真)



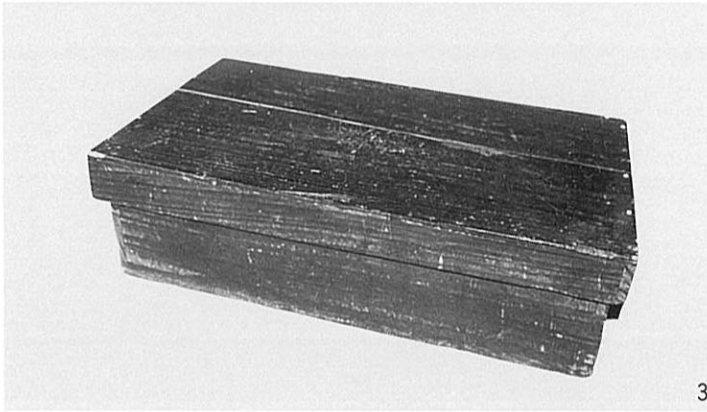
〔参考〕6. 南蛮皿 (千提寺中谷 栄家所蔵) 6'. 同 裏面



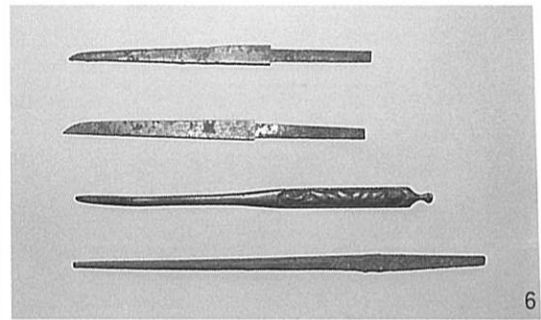
1



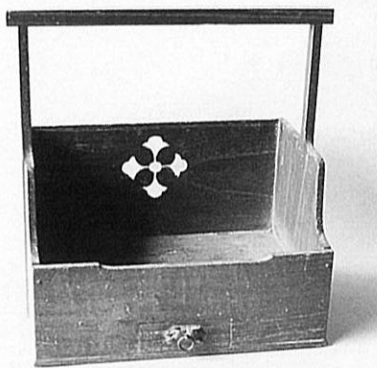
2



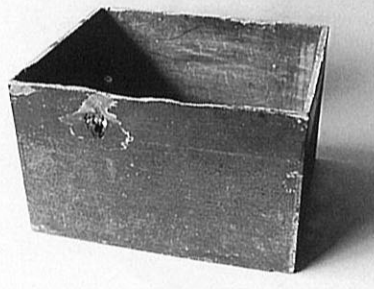
3



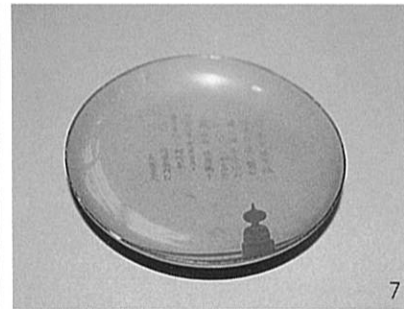
6



4



5



7

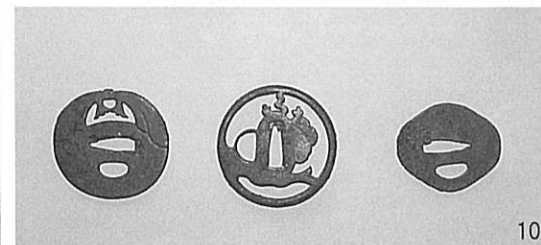


8

1. 鞭縄(茨木市立キリシタン遺物史料館寄託品) 6. 七福神彫入りナイフ(中谷 茂家所蔵) 11. 骨製根づけ(中谷 茂家所蔵)
 2. 天神像(茨木市立キリシタン遺物史料館所蔵) 7. 増田長盛銘酒杯(中谷 茂家所蔵) 12. 刀の柄(中谷 茂家所蔵)
 3. 遺物が入っていた櫃か(下音羽大神敏治家所蔵) 8. 手づくね形陶器(中谷 茂家所蔵) 13. 不明文書(中谷 茂家所蔵)
 4. たばこ盆(隠れ時代のものか)(千提寺中谷 茂家所蔵) 9. 土製人形(中谷 茂家所蔵)
 5. 遺物が入っていた櫃か(千提寺中谷 茂家所蔵) 10. 刀鐔(中谷 茂家所蔵)



9



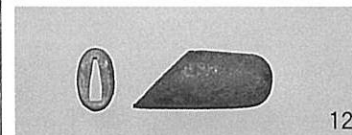
10



13



11



12



茨木市千提寺日名戸

序 文

彩都(国際文化公園都市)は、大阪の北部、箕面市東部から茨木市北部にかけての丘陵部(740ha)に計画されている大規模な都市計画である。自然と都市が調和する環境を創造するとともに、豊かな住環境の創出と合わせ、国際交流・学術文化・研究開発という都市の未来機能を組み込んだ、複合機能都市の実現を目指している。

この地には前期古墳として著名な紫金山古墳が隣接し、計画地の東南部には初田古墳、安威古墳群などが分布している。古代には国衙領に属し、山陽道も近く、中世以降も粟生間谷遺跡の中世集落、佐保栗栖山遺跡の墳墓群、佐保栗栖山砦跡、徳大寺遺跡の梵鐘鑄造遺構など埋蔵文化財の宝庫である。また、大阪府指定文化財(考古資料)「佐保石槽」をはじめとして多くの石造文化財を有している。

その他にも池田炭と呼ばれる炭の産地であり、江戸時代からの歴史をもつ寒天の一大産地であった。また、丹波山系からの清らかな水の恩恵を受け良質の酒米の産地でもあった。

キリシタン大名として有名であった高槻城主高山右近の属領地があった関係からか、大正時代に広く世に知られることとなったキリシタン関係の文化財も有している。

このように豊かな歴史と伝統、文化に恵まれた当該地域であるが、国際文化公園都市開発事業によって計画地や周辺部の環境や歴史環境に大きな変貌が予想される。このことから埋蔵文化財の発掘調査とともに、当地の歴史、文化遺産も調査、記録し、成果を国際文化公園都市計画における「まちづくり」に活用し、さらに新たな歴史・文化の形成に資することを目的に平成7年度から歴史・文化総合調査を実施することとなった。本総合調査は動植物・自然関係を重視した安威川総合調査に対し、歴史関係を重視した調査方針を策定した。

調査計画の作成にあたって、当初調査体制を如何にするかを検討した。その結果、調査主体は当センターとし、調査の実施調整は調整課推進係が担当した。その後、センターの組織改編があり、平成9年度から普及資料課資料情報係が担当することとなった。実際の調査には、調査担当者、特別調査員、また、調査補助員があたった。さらに、調査の推進をはかるため、学識経験者や各教育委員会に委員を委嘱した。この指導助言委員は、調査担当者の報告・要請により、必要に応じて調査の指導・助言にあたることとした。現地調査は平成7年度から平成9年度の約3カ年で実施し、平成10年度には報告書作成にあたる工程で事業を実施し、本書刊行のはこびとなった。

この総合調査を実施するにあたり、多大なご協力、ご配慮を賜った、大阪府教育委員会、茨木市教育委員会、箕面市教育委員会、住宅・都市整備公団関西支社をはじめとする関係各位、現地調査でご協力いただいた地元の方々に深謝して序の言葉といたします。

平成11年3月

財団法人 大阪府文化財調査研究センター
理事長 坪井清足

例 言

1. 本書は、大阪府教育委員会の指示により、(財)大阪府文化財調査研究センターが、住宅・都市整備公団関西支社大阪国際文化公園都市開発事務所の委託を受けて実施した「国際文化公園都市特定土地地区画整理事業に伴う地域の歴史・文化総合調査」の報告書である。

2. 調査は、(財)大阪府文化財調査研究センターを事務局とし、平成7年7月に開始、平成9年度まで2年半にわたる現地調査を実施、平成10年度に報告書作成を行った。

3. 調査対象地域は茨木市域、箕面市域に及ぶ。

茨木市域 宿久庄・東福井・粟生岩阪・佐保・泉原・千提寺地区

箕面市域 奥から川合までの粟生間谷地区

4. 調査は、以下の分野に分けた。

民俗・社会環境調査 歴史環境調査 地学・地理環境調査

建造物調査 石造物調査 美術工芸品調査

各分野に調査担当者、特別調査員を委嘱し、調査を行った。

5. 調査実施においては、委員会方式をとらず、指導助言委員を委嘱し、助言を仰いだ。

6. (財)大阪府文化財調査研究センターの総合調査関係者は以下のとおりである。調査の実施については、調査部調整課推進係で開始したが、9年度の当調査研究センター体制の一部変更に伴い、総務部普及資料課資料情報係が担当した。

平成7・8年度 調査部 調査部部长 井藤 徹 参事兼調整課課長 中西靖人

北部調査事務所所長 玉井 功 調整係係長 福田英人

推進係係長 大谷治孝 推進係技師 井藤暁子

平成9・10年度 総務部 事務局長兼総務部部长 青木 功 参事兼普及資料課課長 福岡澄男

資料情報係係長 村上年生 資料情報係技師 井藤暁子

調査部 調査部部长 井藤 徹 参事兼調整課課長 中西靖人

北部調査事務所所長 玉井 功(平成9年度) 藤田憲司(平成10年度)

調整係係長 福田英人(平成9年度) 藤永正明(平成10年度)

7. 本書の編集は、井藤暁子が担当した。

なお、歴史環境調査は、平成9年度以降、史料調査・水利調査の2班に分担して実施された。したがって、本書では、I(史料調査)、II(水利調査)に分けている。また、地学・地理環境調査は、本書編集の都合上、地学環境調査、地理環境調査に分けた。

8. 調査には、住宅・都市整備公団、大阪府教育委員会、茨木市教育委員会、箕面市教育委員会、茨木市立文化財資料館、箕面市立郷土資料館、東京大学総合図書館、京都大学考古学研究室などの諸機関、また、地元では、自治会長、実行組合長をはじめ、多くの方々のお世話になった。さらに、機関、個人の方々から多くの資料提供を受けた。これについては個別に記した。ご教示・ご協力・ご配慮に深く感謝したい。

本文目次

I. 調査の経緯と方法

第1章 総合調査に至る経緯	3
第2章 総合調査の方法	4

II. 民俗・社会環境調査

北部丘陵地域の民俗・社会環境調査

山城 統・小島久美

はじめに	11
第1章 変容する村落の暮らし	11
第1節 講など民俗的レクリエーションの変容	11
第2節 高度経済成長期を境に変容した暮らし	16
第3節 少子化、高齢化による習俗の簡略化	18
第2章 現代に残る民俗	21
第1節 村落組織と共有財産の関係（地下と株）	21
第2節 垣内と同行（葬儀時に現れる民俗）	23
第3節 寺との結びつき	26
第4節 復興された年中行事	31
第3章 新しい動き	34
第1節 女性による組織など	34
第2節 周辺ニュータウン及び市街地居住者との交流とエコミュージアムへの可能性	36
第4章 集落の現状と課題	40
第1節 少子化、高齢化の中での村落組織	40
第2節 共有財産（財産区財産）の現状	42
第3節 集落周辺の環境	45
おわりに	46
[付図] 茨木市千提寺民俗地図	49
[付表] 千提寺民俗地図記載地名表	50

III. 歴史環境調査（I）

第1章 調査の経過	55
第2章 北摂地域の歴史環境	57
はじめに	57
第1節 調査の概要と分析の視点	57
第2節 近世からの展開	58
第3節 近代における地域構造	62
第3章 古文書調査	65

第1節	古文書調査の概要	65
第2節	各文書群の目録と解題	65
	[付表] 文書目録	72
第4章	聞き取り調査の記録	89
第1節	佐保地区における聞き取り	89
第2節	泉原・千提寺地区における聞き取り	92
第3節	千提寺地区における聞き取り	95
第4節	粟生間谷地区における聞き取り	99
第5章	中世勝尾寺における所領寄進と寺僧・法会	印藤昭一 103
	はじめに	103
第1節	散在所領寄進の意義について	104
第2節	寺領と祈禱	108
	おわりに	109
第6章	年季奉公人について	西村和江 115
	はじめに	115
第1節	粟生岩坂村	115
第2節	佐保村	117
第3節	泉原村	118
	まとめ	118
第7章	北摂地域の産業	八木 滋 123
第1節	概観	123
第2節	酒造米	123
第3節	牛	125
第4節	都市との関係	126
第8章	帝国在郷軍人会清溪村分会の組織と構造	多久和優志 129
	—在郷軍人会の民衆動員における実情—	
	はじめに	129
第1節	清溪村と帝国在郷軍人会清溪村分会の概要	130
第2節	昭和期の分会活動と村民・分会員の清溪村分会に対する意識	133
第3節	清溪村分会の民衆動員システム	139
	むすび	143
第9章	茨木市佐保地区馬場株における株と講組織	田中ひとみ 155
	はじめに	155
第1節	馬場株と教円寺にまつわる講	156
第2節	個別の講について	162
第3節	村落(株)構造のありかた	167
	おわりに	169

III. 歴史環境調査 II

第1章 水利・その他現地調査の成果	免山 篤・井藤暁子	181
はじめに		181
第1節 調査の方法		181
第2節 現況調査の成果		183
おわりに		220
第2章 北部丘陵地域の字名調査	武智陽子	239
第1節 資料について		239
第2節 字名よりわかること		240
〔付表〕 北部丘陵地域字名表		245
第3章 千提寺・下音羽のキリシタン信仰	井藤暁子	261
はじめに		261
第1節 忍頂寺五ヶ庄と高山右近の関係		262
第2節 徳川幕府のキリシタン政策		266
第3節 千提寺・下音羽で発見されたキリシタン信仰に伴う遺物		272
第4節 今後に向けて		294
第4章 中世の忍頂寺五ヶ庄の名主層	井藤暁子	303
はじめに		303
第1節 寺林家文書の概要		303
第2節 忍頂寺五ヶ庄名田の研究状況		307
第3節 寺林家文書の分析		308
第4節 千提寺と下音羽の集落構成		322
まとめにかえて		329
第5章 車作の清水寺縁起	井藤暁子	335
はじめに		335
第1節 フロイスが記すロケ		335
第2節 清水六坊とセーシ堂		337
第3節 清水寺縁起		337
おわりに		340
第6章 近世黄檗宗寺院「徳大寺」	井藤暁子	343
はじめに		343
第1節 徳大寺跡と周辺部の地域概要		343
第2節 徳大寺の調査資料・史料		344
第3節 調査の成果		344
第4節 了翁にとっての徳大寺再興の意義		356
おわりに		358
第7章 寒天製造の道具・石切場の道具	村上年生	361
第1節 北摂における寒天製造		361

第2節 石切の道具	367
第8章 考古資料よりみた清溪周辺	免山 篤 373
はじめに	373
第1節 旧石器文化	373
第2節 縄文文化	375
第3節 弥生文化	375
第4節 その後の清溪	375
第5節 中世の墓地	378
第6節 清溪地域に残る中世の城砦	379
結びにかえて	382
第9章 「千提寺・下音羽の吉利支丹遺物」と崇拜の方式および信仰組織の復原	久米雅雄 397
第1節 はじめに	397
第2節 千提寺・下音羽における吉利支丹遺物の発見	398
第3節 千提寺・下音羽における吉利支丹遺物の研究史	400
第4節 千提寺・下音羽における吉利支丹遺物の新研究	407
第5節 千提寺・下音羽における吉利支丹遺物の年代特定と史的状況	450
第6節 千提寺・下音羽における吉利支丹遺物と崇拜の方式の復原	456
第7節 千提寺・下音羽における吉利支丹遺物と信仰組織	470
第8節 まとめにかえて —今後の課題と展望—	475

IV. 地学環境調査

国際文化公園都市構想に関わる地学環境調査

井本伸廣

はじめに	485
第1章 旧鉱山に関する調査	485
第1節 旧坑道の調査及び鉱山に関する記録	485
第2章 石造物の岩質と石材利用	486
第1節 茨木複合花崗岩体	487
第2節 石造物の岩質	489
まとめ	495

V. 地理環境調査

国際文化公園都市周辺の地理環境調査

高橋 学

視点	499
第1章 近畿地方スケールでみた国際文化公園都市	499
第2章 北摂山地スケールでみた国際文化公園都市	501
第3章 河川スケールでみた国際文化公園都市	501
第4章 集落間スケールでみた国際文化公園都市周辺	504
第5章 集落スケールでみた国際文化公園都市周辺	505

まとめ	506
-----	-----

VI. 建造物調査

茨木市北部における集落構成と伝統民家

大場 修

第1章 調査経緯及び調査方法	509
第2章 集落景観及び集落構成の現況と特色	509
第1節 免山集落	509
第2節 泉原集落	513
第3節 馬場集落	513
第3章 代表的な伝統的民家	516
第1節 西浦章雄家住宅（泉原）	518
第2節 渡辺晃司家住宅（免山）	518
第3節 岡田種雄家住宅（免山）	518
第4節 佐藤篤三家住宅（免山）	521
第5節 庄田興造家住宅（庄ノ本）	521
第6節 免山 篤家住宅（免山）	521
第7節 北浦照之家住宅（馬場）	523
第4章 昭和初期の集落構成	526
第1節 はじめに	526
第2節 昭和初期の農村集落	526
第3節 農村集落の変容過程	531
第5章 むすび	535

VII. 石造物調査

茨木市佐保周辺地区の石造物調査

藤澤典彦

第1章 年度別調査経過及び概要	563
第1節 1995年度の調査	563
第2節 1996年度の調査	564
第3節 1997年度の調査	565
第2章 石塔・石仏の分析	567
第1節 五輪塔	567
第2節 石仏類	569
第3章 佐保の石槽及び北摂の石湯船について	571
第1節 風呂の源流	571
第2節 北摂の石風呂とその周辺	574
第3節 佐保石槽の整形技法	577
まとめにかえて ー佐保石槽の石剥ぎ技法の特徴ー	580
〔付表〕石塔・石仏データ一覧	581

VIII. 美術工芸品調査

北部丘陵地域の美術工芸品

吉原忠雄

はじめに	631
第1章 佐保地区の調査	631
第1節 調査概要	631
第2節 高座神社の調査	632
第3節 言代神社の調査	632
第4節 教恩寺の調査	633
第5節 教圓寺の調査	634
第6節 教願寺の調査	635
第2章 福井地区の調査	636
第1節 調査概要	636
第2節 新屋坐天照御魂神社の調査	636
第3節 遍照寺の調査	637
第4節 無量寺の調査	638
第5節 真龍寺の調査	638
第3章 粟生間谷地区の調査	642
第1節 調査概要	642
第2節 善福寺の調査	642
第3節 法蔵寺の調査	643
第4節 法泉寺の調査	644
おわりに	647

巻頭写真

- 巻頭写真1 調査地景観（茨木市千提寺・泉原・佐保、箕面市粟生間谷）
- 巻頭写真2 慶長十年撰津国絵図
- 巻頭写真3 茨木市泉原旧地図・字引絵図
- 巻頭写真4 茨木市千提寺発見キリシタン遺物（1）
- 巻頭写真5 茨木市千提寺発見キリシタン遺物（2）
- 巻頭写真6 茨木市千提寺・下音羽発見キリシタン遺物（3）
- 巻頭写真7 茨木市千提寺・下音羽発見キリシタン遺物（4）
- 巻頭写真8 茨木市千提寺・下音羽発見キリシタン遺物（5）
- 巻頭写真9 地学環境調査（1）
- 巻頭写真10 地学環境調査（2）
- 巻頭写真11 地学環境調査（3）
- 巻頭写真12 地理環境調査（1）
- 巻頭写真13 地理環境調査（2）
- 巻頭写真14 地理環境調査（3）
- 巻頭写真15 地理環境調査（4）
- 巻頭写真16 美術工芸品調査
- 巻頭写真17 茨木市千提寺発見キリシタン遺物（6）
- 巻頭写真18 茨木市千提寺発見キリシタン遺物（7）
- 巻頭写真19 茨木市千提寺・下音羽発見キリシタン遺物（8）
- 巻頭写真20 茨木市下音羽発見キリシタン遺物（9）
- 巻頭写真21 茨木市千提寺発見キリシタン遺物（10）
- 巻頭写真22 茨木市千提寺・下音羽、豊能郡豊能町高山発見キリシタン遺物他（11）
- 巻頭写真23 茨木市千提寺・下音羽キリシタン遺物参考資料

図・表・写真・写真図版目次

I. 総合調査の経緯と方法

図1	調査地周辺図	7～8
表1	国際文化公園都市特定土地区画整理事業に伴う地域の歴史・文化総合調査 調査体制表	5
表2	調査地域の行政区変遷表	6

II. 民俗・社会環境調査

表1	粟生間谷地区の講	15
写真1	講関係	12
写真2	民俗行事関係	13
写真3	かつての特産物	16
写真4	集落の自治会館	17
写真5	祭りと氏神	18
写真6	国見の景観	19
写真7	素盞鳴尊神社	20
写真8	共同墓地	25
写真9	清溪地区の寺	27
写真10	福井地区の寺	29
写真11	粟生間谷地区の寺	30
写真12	千提寺の年中行事	31
写真13	須久々神社	32
写真14	千提寺の新しい活動	34
写真15	千提寺のキリシタン史蹟	37
写真16	集落の景観	38
写真17	素盞鳴尊神社秋季例大祭（秋祭り）	39
写真18	清溪地区の建築資材置場	45
写真19	旧集落とニュータウン	46
付図	茨木市千提寺民俗地図	49
付表	千提寺民俗地図記載地名表	50

III. 歴史環境調査（I）

第2章	北摂地域の歴史環境	57
表1	佐保村の階層構成	60
第3章	古文書調査	65
表1	古文書調査表	66
付表	文書目録	
	1. 馬場株文書	73
	2. 馬場上伊勢講文書	73
	3. 馬場株東念仏講文書	73
	4. 川畑澄雄氏所蔵文書	74
	5. 免山英次氏文書	74
	6. 東浦繁雄氏所蔵文書	78
	7. 佐保村神田講文書	80
	8. 寺野忠治氏旧蔵文書	82
	9. 寺野允将氏所蔵文書	82

第5章	中世勝尾寺における所領寄進と寺僧・法会	103
図1	散在所領の寄進件数とその名目の推移	105
図2	散在所領の寄進件数と所在地の推移	105
表1	勝尾寺文書寄進状目録	112
表2	勝尾寺文書の祈禱文言	113
第6章	年季奉公人について	115
表1	年季奉公による移動〔他地域→粟生岩坂村〕	119
表1-A	年季奉公による移動〔他地域→粟生岩坂村〕(年代順)	120
表1-B	年季奉公による移動〔他地域→粟生岩坂村〕(男女別)	120
表2	年季奉公による移動〔粟生岩坂村→他地域〕	119
表3	年季奉公による移動〔他地域→佐保村〕	119
表3-A	年季奉公による移動〔他地域→佐保村〕(年代順)	120
表3-B	年季奉公による移動〔他地域→佐保村〕(男女別)	120
表4	嫁入による移動〔他地域→佐保村〕	121
表5	養子による移動〔他地域→佐保村〕	121
表6	嫁入による移動〔佐保村→他地域〕	121
表7	養子による移動〔佐保村→他地域〕	121
表8	年季奉公による移動〔他地域→泉原村〕	121
表9	年季奉公による移動〔泉原村→他地域〕	121
第7章	北摂地域の産業	123
図1	酒米地帯摂津国島上・島下郡村々の産米品等図	124
表1	粟生村産物表書上控	128
表2	粟生村の年貢米送り先の割合	128
表3	天保13(1842)年 鹿島屋利兵衛の米買入れ	128
表4	粟生村の年貢米送り先	128
表5	大正二年度米穀共同販売明細表	128
第8章	帝国在郷軍人会清溪村分会の組織と構造	129
図1	明治22年町村制による新村	151
表1	清溪村 生産物総価額表	151
表2	清溪村 農産物総価額表	151
表3	清溪村 利用別耕地反別表	151
表4	清溪村 耕地所有広狭別戸数表	151
表5	清溪村 地主及自小作別戸数表	151
表6	帝国在郷軍人会 清溪村分会 役員	152
表7	清溪村分会活動一覧表	153
表8	昭和6、7年清溪村分会活動パターン	154
表9	S6年度 出席調査書	154
表10	清溪村分会軍事的活動実施主体一覧	151

第9章	佐保地区馬場株における株と講組織	155
表1	馬場株構成員と各講構成員	171
表2	馬場株共有山木材売払帳リスト	171
表3	米寄講・麦寄講の金納者	171
表4	報恩講当番	171
表5	念仏講共有山経営の収支項目	171
表6	念仏講収支統計表	172
表7	念仏講共有田耕作人	172
表8	馬場株構成員の寄付金等ランク	172
史料1	馬場株勘定帳	173
史料2	共有山字宿山南向小原同下ン代松立毛売払控帳	173
史料3	毎年米麦収納控	173
史料4	報恩講諸入用簿	174
史料5	八日講諸費控帳	174
史料6	教門寺登高座新調寄付	174
史料7	馬場株火災勘定帳	174
史料8	本堂庫裏再建寄附帳	174
史料9	伊勢講当番付	175
史料10	明治41年参宮下迎勘定帳	175
史料11	伊勢講作徳勘定簿	176
史料12	伊勢参宮当人帳	175
史料13	馬場東株念仏講当屋順番附	175
史料14	念仏講諸計記勘定簿	177
史料15	念仏講共有田耕作人切換	177
史料16	念仏講共有山立木売払帳	177
史料17	念仏議員の権利売買	175

III. 歴史環境調査 (II)

第1章	水利・その他現況調査の成果	181
図1	水利部分名称・泉原の井堰構造	187
図2	水路と名主屋敷の関係	191
図3	茨木市千提寺水利範囲図	192
図4	茨木市泉原水利範囲図	193~194
図5	茨木市佐保水利範囲図	195~196
図6	千提寺の檀那寺	201
図7	茨木市泉原ゴトクの墓 墓石配置図	211
図8	茨木市泉原・千提寺 石仏・墓地分布図	215
図9	茨木市佐保 石仏・墓地分布図	216

図10	茨木市千提寺 集落配置図	219
表1	泉原集落構成一覧表	200
表2	中世阿弥陀座像石仏祭祀一覧表	214
表3	千提寺同族・一統別集落構成一覧表	217
写真1	聖徳太子像	202
写真2	宇賀大善神の祭り	204
P L. 1	茨木市上音羽〈墓地〉	221
P L. 2	茨木市下音羽〈墓地〉	222
P L. 3	茨木市千提寺〈耕作地・水関係〉	223
P L. 4	茨木市千提寺〈墓地〉	224
P L. 5	茨木市千提寺〈石仏〉	225
P L. 6	茨木市大岩国見・千提寺赤才・一町田〈妙見街道〉	226
P L. 7	茨木市泉原〈耕作地・水利関係〉	227
P L. 8	茨木市泉原〈耕作地関係〉	228
P L. 9	茨木市泉原〈耕作地関係〉	229
P L. 10	茨木市泉原〈耕作地関係〉	230
P L. 11	茨木市泉原〈信仰関係〉	231
P L. 12	茨木市泉原〈墓地〉	232
P L. 13	茨木市泉原〈石仏〉	233
P L. 14	茨木市泉原・佐保〈相撲取りの墓〉	234
P L. 15	茨木市佐保〈集落・神社・寺・耕作地〉	235
P L. 16	茨木市佐保〈水利関係〉	236
P L. 17	茨木市佐保〈墓地〉	237
P L. 18	茨木市佐保〈石仏〉	238
第2章	北部丘陵地域の字名調査	239
図1	北部丘陵地域字名図(1)	246
図2	北部丘陵地域字名図(2)	248
図3	北部丘陵地域字名図(3)	250
図4	北部丘陵地域字名図(4)	252
図5	北部丘陵地域字名図(5)	254
図6	北部丘陵地域字名図(6)	256
図7	茨木市泉原「旧地図」による字名図	257~258
表1	資料の出典	239
表2	「地改帳」1637年―「旧地図」1873年頃 対照表	259
付表	北部丘陵地域字名表	245
巻頭写真	P L. 3	
第3章	千提寺・下音羽のキリシタン信仰	261
図1	忍頂寺五ヶ庄周辺図	264

図2	周辺部地域クルス地名位置図	293
表1	千提寺・下音羽発見のキリシタン遺物	277
表2	隠れキリシタン遺物検討資料一覧表	278
表3	キリシタン遺物品目・数量掲載確認表	278
表4	珍書大観 吉利支丹叢書	280
表5	千提寺・下音羽のキリシタン遺物渡来年代の推定	289
写真1	高山の景観	264
写真2	キリシタン禁制札と類族帳上げの記載	271
写真3	中谷 茂家所蔵資料(1)	279
写真4	中谷 茂家所蔵資料(2)	281
写真5	銅板キリスト画像裏面の署名	288
写真6	くぼの井戸	292
写真7	中谷 茂・東 藤嗣家所蔵資料	295
写真8	天主教会堂跡	296
写真9	千提寺キリシタン遺跡案内	299
翻刻1	茨木市千提寺中谷茂家発見「こんてむつすむんど(?)」	286
第4章	中世の忍頂寺五ヶ庄の名主層	303
図1	忍頂寺五ヶ庄範囲図	307
図2	中世名田名主居住地復原図(寺辺村)	317~318
図3	中世名田名主居住地復原図(音羽村)	320
図4	中世名田名主居住地復原図(泉原村)	321
表1	寺辺村・音羽村・泉原村 中世名田・名主一覧表	309
表2	寺辺村・音羽村・泉原村 中世名田・名主名称付与一覧表	313
表3	寺辺村・音羽村・泉原村 現住集落別項目別記載数一覧表	314
表4	名主名と小字名との関係	314
表5	高山荘年貢納入表	323
写真1	寺林家文書	306
翻刻1	寺林家所蔵文書	306
第5章	車作の清水寺縁起	335
写真1	清水廃寺経塚説明板	335
写真2	南野家所蔵文書	338
第6章	近世黄檗宗寺院「徳大寺」	343
図1	徳大寺周辺図	345
図2	徳大寺土壇・墓石他配置図	350
図3	了翁・徳大寺関連寺院分布図	356
表1	『池上家文書目録』に見える徳大寺関係史料	346
表2	『池上家文書目録』に見える寺社改帳の類	346
表3	箕面市旧粟生村徳大寺墓地 墓石銘文一覧表	349

表 4	徳大寺の建物	355
写真 1	箕面市粟生間谷川合徳大寺跡遠景	345
写真 2	了翁関係資料	348
写真 3	徳大寺墓地	350
写真 4	霊仙の蔵骨器	353
第 7 章	寒天製造の道具・石切場の道具	361
図 1	寒天製造の道具（茨木市下音羽）	366
表 1	石工の道具	370
P L. 1	茨木市下音羽〈寒天製造〉	365
P L. 2	茨木市泉原〈石切の道具〉	372
第 8 章	考古資料よりみた清溪周辺	373
図 1	茨木市清溪地区遺跡分布図	374
図 2	清溪地区の城跡・忍頂寺の瓦	380
表 1	清溪地区の遺跡	374
P L. 1	大中遺物散布地第 1 地点	385
P L. 2	大中遺物散布地第 2 地点	386
P L. 3	大中遺物散布地第 2 地点	387
P L. 4	堂ノ前遺跡（第 1～3 地点）	388
P L. 5	堂ノ前遺跡（第 1～3 地点）	389
P L. 6	久保田ワランド遺物散布地	390
P L. 7	泉原今井遺跡	391
P L. 8	庄ノ本・田中代遺跡	392
P L. 9	田中代遺跡	393
P L. 10	田中代遺跡	394
P L. 11	伏原・神田平・神合前遺物散布地、忍頂寺	395
P L. 12	泉原城跡、佐保城跡（城山）、クルス城跡、佐保城跡（原石丸）、土居山、高山城跡	396
第 9 章	「千提寺・下音羽の吉利支丹遺物」と崇拝の方式および信仰組織の復原	397
図 1	「上野マリヤ」墓碑（クルス山）実測図	398
図 2	清溪村千提寺・見山村下音羽とその周辺	401
図 3	銅製メダイ類拓影	414
図 4	1587年10月 1 日付「ルイス・フロイス宛報告書」扉	419
図 5	ローマ教皇「ピウス十一世」のアグヌス・デイ	428
図 6	銅版画「天使讃仰図」（主禱）	438
図 7	銅版画「天使讃仰図」（洗礼）	439
図 8	銅版画「天使讃仰図」（堅振）	440
図 9	銅版画「天使讃仰図」（品級）	441
図 10	銅版画「天使讃仰図」（聖体）	442
図 11	銅版画「天使讃仰図」（婚姻）	443

図12	銅板画「天使讃仰図」（婚約）の比較	445
写真1	『京都帝國大学文学部考古学研究報告』第七冊	402
写真2	ローマ教皇使節一行の千提寺訪問	402
写真3	紙本著色「聖フランシスコ・ザビエル像」	408
写真4	紙本著色「マリア十五玄義図」	411
写真5	象牙彫「マリア像」	412
写真6	木製「金蒔絵天目茶碗形碗」	413
写真7	銅製「印籠形容器」	413
写真8	ローマ教皇「グレゴリオ十四世」のメダイ	415
写真9	銅版画「天使讃仰図」（洗礼）	415
写真10	『吉利支丹抄物』	416
写真11	銅板油彩「キリスト像」	418
写真12	亜鉛板打出油彩「ロレータ聖母子像」	419
写真13	「どちりいな きりしたん」目録	420
写真14	「どちりいな きりしたん」目録および序	421
写真15	「どちりいな きりしたん」〔十戒〕部分	422
写真16	「ぎや・ど・ぺかどる」下巻序	423
写真17	「ぎや・ど・ぺかどる」下巻序および目録	423
写真18	真鍮製「キリスト磔刑十字架像」	425
写真19	メダイ及び十字架	425
写真20	銅板油彩「聖母子像」	426
写真21	「ほろひんしあ」ほか断簡	427
写真22	真鍮製「キリスト磔刑十字架像」、「アグヌス・デイ」の布袋、「ヂシピリナ」	427
写真23	ローマ教皇「クレメンス八世」のメダイ（表）	429
写真24	ローマ教皇「クレメンス八世」のメダイ（裏）	429
写真25	厨子入象牙彫「キリスト磔刑像」	432
写真26	銅版画「天使讃仰図」（婚姻）	433
写真27	銅版画「天使讃仰図」（主禱）	433
写真28	銅版画「天使讃仰図」（聖体）	434
写真29	銅版画「天使讃仰図」（品級）	434
写真30	銅版画「天使讃仰図」（堅振）	435
写真31	木製十字架及びロザリオ	445
写真32	紙本著色「マリア十五玄義図」	446
写真33	「小泉某氏」墓碑（高雲寺）	447
写真34	「高山ジュスト右近殿の追放について」	451
写真35	「Dario（ダリオ）」ローマ字印章	455
写真36	「聖母子像」印章	456
写真37	『ドチリナ・キリシタン』表紙	461

写真38	『ラテン語ウルガタ訳聖書』	465
写真39	『ビブリア・ヘブライカ』	468
写真40	『ビブリア・ヘブライカ』に示された「神」の固有の聖名「エホバ」	469
写真41	「新約聖書馬可傳」	476
写真42	『舊新約全書』	477
写真43	『舊約全書』「イザヤ書」40章より	479

IV. 地学環境調査

図1	茨木複合花崗岩体地質図	488
図2	茨木市泉原ゴトク墓地・大岩国見墓地 墓石の石材	493
表1	茨木市泉原ゴトク墓地墓石石材一覧表	490
表2	茨木市大岩国見墓地墓石石材一覧表	491
表3	茨木市佐保地区石仏石材一覧表	492
巻頭写真	P L. 9	
巻頭写真	P L. 10	
巻頭写真	P L. 11	

V. 地理環境調査

巻頭写真	P L. 12
巻頭写真	P L. 13
巻頭写真	P L. 14
巻頭写真	P L. 15

VI. 建造物調査

図1	集落配置図	510
図2	現状・屋根伏図（免山集落）	511
図3	集落断面図（免山集落）	511
図4	擁壁分類図（免山集落）	512
図5	現状・主屋の形式（免山集落）	512
図6	現状・屋根伏図（泉原集落）	514
図7	現状・主屋の形式（泉原集落）	514
図8	現状・屋根伏図（馬場集落）	515
図9	現状・主屋の形式（馬場集落）	515
図10	調査家屋の集落と位置	517
図11	西浦武司家住宅	519
図12	渡辺晃司家住宅	520
図13	岡田種雄家住宅	520
図14	佐藤篤三家住宅	522

図15	庄田興造家住宅	522
図16-1	免山 篤家住宅(1)	524
図16-2	免山 篤家住宅(2)	525
図17	北浦照之家住宅	525
図18	昭和4年地籍図(清溪村部分)	528
図19	『家屋調査原図』の一例(免山 篤家分)	528
図20	昭和初期・主屋の形式(免山集落)	529
図21	昭和初期・主屋の形式(泉原集落)	530
図22	昭和初期・主屋の形式(馬場集落)	530
図23	居宅(住)の屋根形式の分類	531
図24	家屋規模(主屋・はなれ)	532
図25	主屋規模(坪数)と平面形式との関係	533
図26	主屋坪数と土蔵数	534
図27	茅葺主屋の規模別動向	535
図28	瓦葺主屋の規模別動向	536
表1	調査家屋一覧表	516
表2	伝統的農村集落の変容	529
写真1	家屋調査原図	528
付表	清溪地区『家屋調査原図』(1927)記載一覧	537
PL. 1	佐保地区免山	547
PL. 2	泉原地区	548
PL. 3	佐保地区馬場	549
PL. 4	泉原地区 西浦章雄家住宅	550
PL. 5	佐保地区免山 渡辺晃司家住宅	551
PL. 6	佐保地区免山 岡田種雄家住宅	552
PL. 7	佐保地区免山 岡田種雄家住宅	553
PL. 8	佐保地区免山 佐藤篤三家住宅	554
PL. 9	佐保地区庄ノ本 庄田興造家住宅	555
PL. 10	佐保地区免山 免山 篤家住宅	556
PL. 11	佐保地区免山 免山 篤家住宅	557
PL. 12	佐保地区馬場 北浦照之家住宅	558
PL. 13	佐保地区馬場 北浦照之家住宅	559

VII. 石造物調査

図1	山香町長田石風呂実測図	572
図2	是害坊絵巻	574
図3	石鍋編年表	578
図4	石鍋の切り出し方模式図	578

図5	ノルウェーの採石場	579
グラフ1	空風輪石材別法量散布	567
グラフ2	火輪石材別法量散布	567
グラフ3	水輪石材別法量散布	568
グラフ4	地輪石材別法量分布	568
表1	五輪塔 法量・年代・石材変遷表	569
表2	北摂及び近辺所在石槽サイズ表	576
写真1	周辺地域の石槽	575
付表	石塔・石仏データ一覧	581
P L. 1	箕面市粟生間谷地区川合（1）	593
P L. 2	箕面市粟生間谷地区川合（2）	594
P L. 3	箕面市粟生間谷地区川合（3）	595
P L. 4	箕面市粟生間谷地区川合（4）・茨木市佐保地区馬場（1）	596
P L. 5	茨木市佐保地区馬場（2）	597
P L. 6	茨木市佐保地区馬場（3）	598
P L. 7	茨木市佐保地区馬場（4）	599
P L. 8	茨木市佐保地区馬場（5）	600
P L. 9	茨木市佐保地区馬場（6）	601
P L. 10	茨木市佐保地区馬場（7）・免山（1）	602
P L. 11	茨木市佐保地区免山（2）	603
P L. 12	茨木市佐保地区免山（3）	604
P L. 13	茨木市佐保地区免山（4）	605
P L. 14	茨木市佐保地区免山（5）	606
P L. 15	茨木市佐保地区免山（6）	607
P L. 16	茨木市佐保地区免山（7）	608
P L. 17	茨木市佐保地区免山（8）・梅原（1）・庄ノ本（1）	609
P L. 18	茨木市佐保地区庄ノ本（2）	610
P L. 19	茨木市佐保地区庄ノ本（3）	611
P L. 20	茨木市佐保地区庄ノ本（4）・免山（9）・梅原（2）	612
P L. 21	茨木市佐保地区梅原（3）	613
P L. 22	茨木市佐保地区梅原（4）・伏原（1）	614
P L. 23	茨木市佐保地区伏原（2）	615
P L. 24	茨木市佐保地区伏原（3）・松谷（1）	616
P L. 25	茨木市佐保地区松谷（2）・サナベ（1）	617
P L. 26	茨木市佐保地区サナベ（2）	618
P L. 27	茨木市佐保地区伏原（4）・神合（1）	619
P L. 28	茨木市佐保地区神合（2）	620
P L. 29	茨木市佐保地区神合（3）・粟生岩阪地区（1）	621

P L. 30	茨木市粟生岩阪地区 (2)	622
P L. 31	茨木市粟生岩阪地区 (3)	623
P L. 32	茨木市粟生岩阪地区 (4)	624
P L. 33	茨木市粟生岩阪地区 (5)	625
P L. 34	茨木市粟生岩阪地区 (6)	626
P L. 35	茨木市粟生岩阪地区 (7)	627

VIII. 美術工芸品調査

巻頭図版 P L. 16

P L. 1	佐保地区 (高座神社・言代神社)	649
P L. 2	佐保地区 (教恩寺 1)	650
P L. 3	佐保地区 (教恩寺 2)	651
P L. 4	佐保地区 (教恩寺 3)	652
P L. 5	佐保地区 (教圓寺 1)	653
P L. 6	佐保地区 (教圓寺 2)	654
P L. 7	佐保地区 (教願寺 1)	655
P L. 8	佐保地区 (教願寺 2)	656
P L. 9	佐保地区 (教願寺 3) 福井地区 (新屋坐天照御魂神社 1)	657
P L. 10	福井地区 (新屋坐天照御魂神社 2)	658
P L. 11	福井地区 (新屋坐天照御魂神社 3・遍照寺 1)	659
P L. 12	福井地区 (遍照寺 2)	660
P L. 13	福井地区 (遍照寺 3・無量寺 1)	661
P L. 14	福井地区 (無量寺 2)	662
P L. 15	福井地区 (真龍寺 1)	663
P L. 16	福井地区 (真龍寺 2)	664
P L. 17	福井地区 (真龍寺 3)	665
P L. 18	福井地区 (真龍寺 4)	666
P L. 19	福井地区 (真龍寺 5)	667
P L. 20	福井地区 (真龍寺 6)	668
P L. 21	粟生間谷地区 (善福寺 1)	669
P L. 22	粟生間谷地区 (善福寺 2)	670
P L. 23	粟生間谷地区 (善福寺 3)	671
P L. 24	粟生間谷地区 (善福寺 4)	672
P L. 25	粟生間谷地区 (法蔵寺 1)	673
P L. 26	粟生間谷地区 (法蔵寺 2)	674
P L. 27	粟生間谷地区 (法泉寺 1)	675
P L. 28	粟生間谷地区 (法泉寺 2)	676
P L. 29	粟生間谷地区 (法泉寺 3)	677

P L. 30	栗生間谷地区（法泉寺4）	678
P L. 31	栗生間谷地区（法泉寺5）	679

I. 総合調査の経緯と方法

第1章 総合調査に至る経緯

1. 調査の契機

昭和57年の『大阪府総合計画』における北大阪「国際文化エリア」の記述に始まる「国際文化公園都市」構想は、平成6年9月に住宅・都市整備公団が「茨木都市計画事業及び箕面都市計画事業、国際文化公園都市特定土地地区画整理事業」（以下、「国際文化公園都市事業」という。）の事業計画認可を受け、工事が本格化することとなった。

大阪府教育委員会は、地域環境や景観が大きく変貌することが予想される大規模開発に対しては、文化財を守る観点から各種文化財への影響が大きいととらえ、総合調査を事業者の理解を得て実施している。過去、関西国際空港連絡道路の建設においては、平成元～6年にかけて「日根荘総合調査」を（財）大阪府埋蔵文化財協会（以下、「協会」という。）が受託事業として実施、また、平成2年には安威川ダム建設計画に対して「安威川総合調査」を（財）大阪文化財センター（以下、「センター」という。）が受託事業を実施し、平成7年4月1日の協会、センターの統合に伴い（財）大阪府文化財調査研究センター（以下、「調査研究センター」という。）が継続実施、平成9年に中間報告を行った。

このような経過から大阪府教育委員会は、国際文化公園都市事業においても、その事業地内に府指定有形文化財「佐保の石槽」2件（馬場の石槽及び広田の石槽）、及び周知の埋蔵文化財包蔵地が所在すること、事業地に隣接して著名なキリシタン遺物を伝える集落（千提寺）があること等、また、国際文化公園都市事業が大規模事業であり、この事業により地域の歴史的、文化的環境の変化が著しいこと等から、当該地域の歴史・文化の現状記録調査が必要と判断し、「総合調査」の実施について、住宅・都市整備公団関西支社大阪国際文化公園都市開発事務所（以下、「住宅・都市整備公団」という。）、彩都（国際文化公園都市）建設推進協議会と協議、平成6年に協会に調査実施計画の作成の指示が行われた。

2. 調査の準備

大阪府教育委員会の指示を受けた協会は、まず、「国際文化公園都市特定土地地区画整理事業に伴う地域の歴史・文化総合調査実施計画書」（以下、「調査実施計画書」という）を作成し、大阪府教育委員会と住宅・都市整備公団に提出し、協議に入った。

実施計画等について三者の合意を得て、平成7年6月、住宅・都市整備公団は大阪府教育委員会に総合調査の実施について依頼を行った。これを受けて大阪府教育委員会は住宅・都市整備公団に総合調査の実施について調査研究センターに委託されたい旨を回答するとともに、調査研究センターに調査実施の指示を行い、平成7年7月より、今回の総合調査がスタートした。

第2章 総合調査の方法

本調査は、当該地域の歴史・文化遺産の記録作成と歴史・文化環境の復原を行い、この地に建設される国際文化公園都市における新たな歴史・文化の形成に資することを目的とするものである。

1. 調査期間

平成7年7月～平成9年度 現地調査
平成10年度 報告書作成

2. 対象地域

茨木市域 宿久庄・東福井・粟生岩阪・佐保・泉原・千提寺地区
箕面市域 奥から川合までの粟生間谷地区

必要に応じて、周辺部地域を含めた場合がある。

3. 調査分野

今回調査は、調査対象範囲の歴史的特性に鑑み、とくに石切場、鉱山と隠れキリシタンに関する調査に主眼をおきつつ、以下に掲げる6分野の調査を行った。

- 1) 民俗・社会環境調査
- 2) 歴史環境調査
- 3) 地学・地理環境調査
- 4) 建造物調査
- 5) 石造物調査
- 6) 美術工芸品調査

なお、歴史環境調査班は、平成9年度以降、I（史料調査）、II（水利調査）の2班に分けて実施した。

4. 調査体制

調査主体は、調査研究センターにある。調査の実施調整は、平成7～8年度は調査部調整課推進係、9～10年度は、調査研究センター体制の一部変更に伴い、総務部普及資料課資料情報係が担当した。

調査においては、調査委員会方式をとらなかった。各分野における調査担当者・特別調査員を主体にし、必要に応じて指導助言委員の助言・助勢を仰いだ。したがって、調査会議を開催することで意見交換を行い、調査の進行にあてた。発足当初より5回の調査会議が開催された。

5. 検討会議の開催

別に、調査成果を国際文化公園都市の都市づくりに生かすための検討会議が住宅・都市整備公団を交え、4回、開催された。

6. 調査報告書の作成

平成10年度は、補足調査を加え、報告書作成にあたった。当地域の地域性・歴史性を引き出す成果を得ることに務めた。

表1 国際文化公園都市特定土地地区画整理事業に伴う地域の歴史・文化総合調査 調査体制表

調査名称	委嘱	氏名	所属・職名
(指導助言)	指導 助 言 委 員	坪井清足	(財)大阪府文化財調査研究センター 理事長
		林野全孝	京都府立大学 名誉教授
		脇田晴子	滋賀県立大学 教授
		那須孝悌	大阪市立自然史博物館 館長
		栄原永遠男	大阪市立大学 教授
		田中 宏	大阪府教育委員会 文化財保護課 課長 (H7年度)
		鹿野一美	〃 (H8～10年度)
		吉川廣信	茨木市教育委員会 社会教育課 課長 (H7年度)
		小路行嗣	〃 (H8・9年度)
		太田信義	〃 (H10年度)
		井上隆志	箕面市教育委員会 生涯学習推進課 課長 (H7年度)
牧里政子	〃 生涯学習推進課/生涯学習スポーツ課 課長 (H8・9年度)		
黒崎敏孝	〃 生涯学習スポーツ課 課長 (H10年度)		
民俗・社会環境調査	A	上井久義	関西大学 名誉教授
	B	山城 統	日本民家集落博物館 学芸員
	B	小島久美	日本民家集落博物館 学芸員
歴史環境調査	A	塚田 孝	大阪市立大学 助教授
	A	井藤暁子	(財)大阪府文化財調査研究センター 技師
	B	免山 篤	茨木市文化財保護審議会 委員
	B	高岡裕之	都留文科大学 助教授
	B	八木 滋	大阪市立博物館 学芸員
地学・地理環境調査	A	井本伸廣	京都教育大学 教授
	A	高橋 学	立命館大学 教授
建造物調査	A	大場 修	京都府立大学 助教授
石造物調査	A	藤澤典彦	(財)元興寺文化財研究所 人文・考古学研究室 室長
美術工芸品調査	A	吉原忠雄	堺市博物館 学芸課 課長

委嘱名 (A:調査担当者 B:特別調査員)

表2 調査地域の行政区変遷表

地区名	中世	近世	近代以降	
銭原	寛永24(1417)平尾盛久代官職請文 「請申 御室御領摂津国銭原村半分御代官職事」	寛永10(1633)～京都所司代板倉重宗役知 慶安2(1649)～幕末 高槻藩永井領	明治5 銭原村	
上音羽	御室仁和寺領 音羽村 寺辺村	寛永10(1633)～明暦元(1655) 京都所司代板倉重宗役知 明暦元(1655)～万治3(1660) 幕府領 万治3(1660)～幕末大部分が旗本松下領 文化7(1810)～幕末松下領を除く部分が高槻藩領所	明治5 上音羽村	
下音羽			明治5 下音羽村	
長谷			明治5 長谷村	
清阪			明治5 清阪村	
忍頂寺			寛永10(1633)～明暦2(1656) 京都所司代板倉重宗役知 明暦2(1656) 幕府領 万治2(1659)～幕末旗本小田切領	明治5 忍頂寺村
車作			寛永10(1633)～京都所司代板倉重宗役知 慶安2(1649)～幕末高槻藩永井領	明治5 車作村
安元				明治5 安元村
大岩				明治5 大岩村
生保				明治5 生保村
大門寺				明治5 大門寺村
千提寺	明治5 千提寺村			
泉原	明治5 泉原村			
佐保	明治5 佐保村			
高山	高山荘 近世初期五ヶ庄に含まれる。 はじめ幕府領 慶安2(1649)～幕末高槻藩永井領	明治5 高山村	昭和30 東能勢村 昭和52 豊能町	
粟生岩阪	忠安(1368～75)頃 「粟生村名田坪付帳」(勝尾寺文書) 岩阪	元和元年(1615) 幕府領 元和3(1617) 高槻藩土岐領 元和5(1619) 幕府領 寛永10(1633) 播磨竜野藩岡部領 寛永13(1636) 高槻藩領	明治5 粟生村	明治22 豊川村 昭和31 箕面市 ↓ 茨木市
粟生間谷			昭和32 箕面市	
福井	近衛家領福井庄	元和初年幕府領(北見勝忠預) 元和3(1617) 高槻藩土岐領 元和8(1622) 幕府領 寛永10(1633) 高槻藩岡部領及び山城勝竜寺藩永井領 寛永～正保期(1624～48) 高槻藩松平康信領 山城勝竜寺藩永井直清領 慶安2(1649) 高槻藩永井領(幕末まで)及び幕府領 山城勝竜寺藩領について 慶安2(1649) 幕府領 明暦2(1656) 京都所司代牧野佐渡守親成役知 寛文8(1668) 幕府領 寛文10(1670) 京都所司代役知 貞享4(1687) 下野島山藩領 元禄15(1702) 播磨赤穂藩領 宝永3(1706) 信濃飯山藩領 正徳元(1711) 武蔵岩槻藩領 宝暦6(1756) 美濃加納藩領 (『市史』)	明治5 福井村	明治22 福井村 昭和30 茨木市
宿久庄	宿久荘(平安～室町期) 京都仁和寺領 宿久村(鎌倉～室町期) 勝尾寺領 久安6(1150)「藤原佐長讓状」 (勝尾寺文書) すくのむら 延応2(1240)「藤原しやうれん田畠讓状」 (勝尾寺文書) すくの御しやう	元和初年幕府領(北見勝忠預) 寛永10(1633) 山城勝竜寺藩永井直清領 慶安2(1649) 幕府領 寛文10(1670) 京都所司代牧野佐渡守役知 貞享4(1687) 下野島山藩領 元禄15(1702) 播磨赤穂藩領 宝永3(1706) 信濃飯山藩領 正徳元(1711) 武蔵岩槻藩領 宝暦6(1756) 美濃加納藩領 (『市史』)	明治5 宿久庄	明治22 豊川村 昭和31 箕面市 昭和31 茨木市
清水		明暦元(1655) 宿久庄村より分村 旗本青木氏知行	明治5 清水村	
桑原		万治元年頃、安威村より分村。旗本中川氏知行。	明治5 桑原村	明治22 石河村 昭和30 茨木市
安威		はじめ幕府領。 ①明暦頃、深津大膳大夫正貞領。 これは深津八郎右衛門・弥十郎領に分割。幕末まで続く。 ②明暦頃、中川勘三郎忠幸領、幕末まで続く。 ③幕府領が続き、明和頃、古河城主土井家領。幕末まで続く。	明治5 安威村	昭和29 茨木市

(出典：『角川日本地名大辞典』27 大阪府 1983、茨木市役所『茨木市史』1978)

II. 民俗・社会環境調査

北部丘陵地域の民俗・社会環境調査

山城 統・小島久美

はじめに

本調査の範囲は、大阪府の北部に位置する山間部に築かれた集落である。その歴史は古く、平安・鎌倉期の文書にも村落名が散見される。京大坂に近い山村であることから、古来より都市とのつながりが深く、薪や農産物を出荷し、都風の文化を取り入れてきた。また、地理的に丹波地方との交流も古くからあることが、文書資料などから伺える。このように、大阪府下でありながら、様々な地域からの影響を受けた同地には、様々な文化の影響を受けて成立した習俗が残っている。たとえば、箕面市域に残る神社の秋祭りには、山車が出され、集落内を巡行し、子供を載せて運ばれる。その山車の運び方も「勢いをつけて走らせるのではなく、ゆっくりと引いてまわる、いわば京風の巡行で、大阪の南や東の地域とは違います。」と、祭りに携わる地元の方は話された。このように、一般の人々にも京都とのつながりが意識されている。

また、地区によってはトタン板をかぶせた草葺き屋根の民家を残す、美しい集落景観も残っており、都に近接した地理条件にも関わらず、全国的にも無類の隠れキリシタン遺物が発見された集落もあり、歴史的にも興味深い地域である。

戦後、この地域には、都市部へのアクセスの良さを利用して、大規模なニュータウンが建設された。「高度経済成長期」という、わが国の歴史上類を見ないほど、産業の転換・国土の開発・人々の生活意識の変化などによって、人々の暮らしがダイナミックに変わっていった時期、この地域も例に漏れず、集落周辺の環境や民家建築などのハード面、及び、祭りや年中行事、人づきあいなどのソフト面において、大きく変わってきた。しかし、地域に暮らす方々のお話を伺ったり、行事に立ち合わせていただくと、現在も形を変えながら、伝統的な習俗や、それを守っていく人々の意識が残っていることを痛感させられる。

そのような実感をふまえて、本報告は、変容する村落の暮らし、現代に残る民俗、新しい動き、集落の現状と課題の4つをテーマに、主に当該地域に暮らす人々からの聞き取り調査を元にまとめたものである。戦後の転換期に、何が変わり、何が変わらなかったのか。伝統的な意識が様々なかたちで、引き継がれる理由を知ろうと試みた次第である。

第1章 変容する村落の暮らし

第1節 講など民俗的レクリエーションの変容

1. 茨木市域

〈清溪地区〉

茨木市域の今回の調査地では、古い習俗を色濃く残している地区と、そうでない地区との差異が明確であるといえる。特に注目すべき講は、免山・松谷（庄ノ本／神合／梅原／屋上）の氏神である高座神社に残る、神田（コウダ）講である。宝暦年間（1751～1764）以後の記録が残っている。昭和10年に編纂された『綜合清溪村史』の記述では、当時は毎年2月に、垣内ごとに講員が集まり、お供え物をして祝っていたという記録がある。現在では、講行事は行なわれていない。講所有の山林、田等の資産があり、明治期に当時の講員名で登記された。現在、免山で25戸、松谷で35戸の家が加入しており、地元居住の講員により共有財産の管理運営が行なわれている。田の一部を貸して小作料を収益にあてるなどして経営されている。講員から8人の役員を選出し、5年に1回役員会を開催する。

現在に残る講帳の記録から、中世から近世にかけての宮座組織による当屋祭りであったことが明らかである。都市近郊農村において、これほど古い祭りが残存している例はめずらしく、貴重なものだが、別項でも述べるように、共有財産にまつわる課題を抱えている講でもある。

なお、ここで、講とは具体的にどのようなものか、参考までに、同地区泉原の薬師講の事例を記す。

泉原 薬師講

日 程／9月13日（日） 薬師の命日は、本来12日だが、現在はその日に近い日曜日に行なわれる。

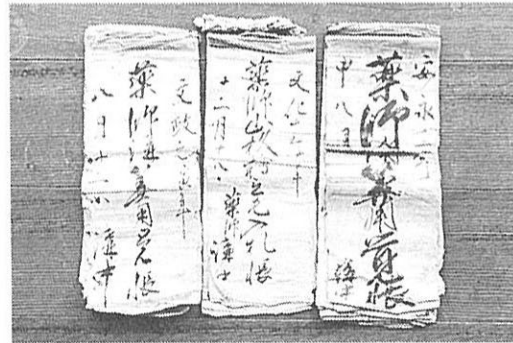
場 所／薬師堂（泉原）（午前11時～11時30分）

参加者／泉原内の8戸の家から、各家の代表者が各1～2名参加。

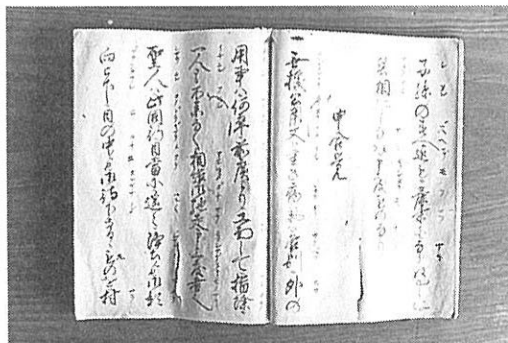
式次第／午前11時5分～参加者集合。堂内に入り喚鐘を鳴らす。



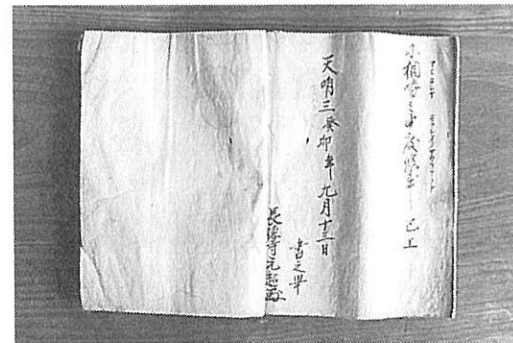
薬師講開催の様子（泉原）



薬師講の講帳（泉原）



お名号講の講帳（泉原）



お名号講の講帳（泉原）

写真1 講関係



千本地蔵（泉原）



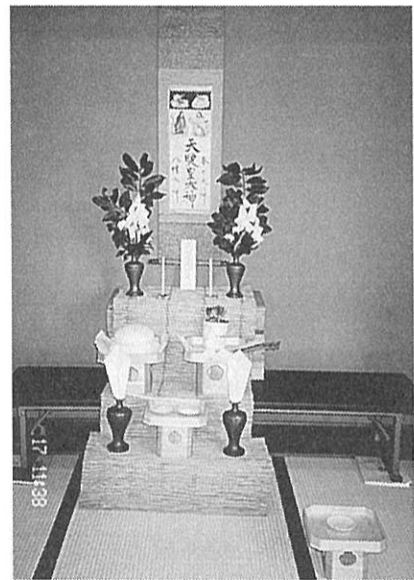
大岩八幡神社（国見）



地蔵堂（山の口）



伊勢講道具収納箱の蓋（上福井）



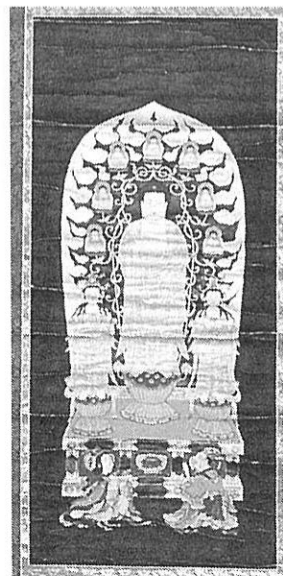
伊勢講祭壇（奥）



伊勢講掛軸（奥）



伊勢講掛軸（奥）



善光寺講掛軸（奥）



善光寺講掛軸・葬儀用（奥）

写真2 民俗行事関係

泉原の旦那寺、長福寺の住職による読経。

読経の終了後、当屋の家へ場所をうつす。

場 所／田中 一三家 （泉原 東垣内）（午後～）

式次第／参加者全員で、会席の昼食。食事後、勘定。

（長福寺への御礼・薬師講で共有する土地財産にかかる税金を、メンバー内で清算。）

（食事は当屋の負担。メンバー全員で回り持ちする。）

この他、昔はお堂の前で奉納相撲も行なわれ、お祭りのようであったが、現在はその痕跡はない。また、この薬師講には、安永3(1774)年からの講帳が残っている。共有財産も持ち、現在も講員によって、管理運営されている。

ここでは、講のひとつの例を述べてみた。ここでみられるように、講に地元の寺は形式的には関わっているが、その目的は、寺の宗派教義を広めるためのものではない。同様に、伊勢講など特定の神社名を冠した講においても、伊勢神宮へ代参する例もあるが、どちらかという、当家が段取りする食事を介してのレクリエーション的要素が強い。レクリエーション的要素が強い講は、別項で述べる、寺によって組織される講とは区別して考えたい。

その他、泉原には、「お名号講」「千本地蔵講」など特色のある講が残っている。同集落では、講がよく残り、しかも食事も昔ながらに当屋の家で行なわれている。

〈豊川地区〉

この地区では、現在も残っているのは伊勢講である。しかし、粟生岩阪では、現在伊勢講も開かれなくなった。進む高齢化と集落の戸数の少なさ、居住者の価値観の変化により、昭和30～40年代以降、劇的に集落の暮らしが変化していったことによるものである。それでも、ジライ講と呼ばれる、頼母子講（経済的講／集落内のメンバーで金銭を貸借りするための講）的なものは昭和40年代後半まで続いた。宿久庄畑でも、終戦後まもなくまでは頼母子講があった。宿久庄鳥羽では、伊勢講と一心講（茨木市内の柳谷観音に詣る講／目の病に効く）が現在も残っている。伊勢講のグループは2つあり、人数の多い講は自治会館で行なわれる。宿久庄畑では、共有山を持つ伊勢講のグループが2つあったが、昭和30年代に財産は処分され、現在は1つのグループに統合されている。自治会館で講行事を行い、年1回、伊勢神宮へ代参する。

〈福井／石河地区〉

この地区では、それぞれ氏神の秋祭りが盛大に行なわれる。福井地区では、新屋坐天照御魂神社の夏祭り（お盆の時期）には、提灯を境内、集落内の道沿いに灯し（火あげ）、10月の秋祭りには露店が出て、布団太鼓が集落内を練り歩く。この太鼓は、戦中中止されていたのを、昭和23年、当時の青年団によって再興されたものである。

石河地区の大岩では、毎年10月、八幡神社の秋祭りが行なわれる。大岩太鼓と呼ばれる神輿が集落内を練り歩く。別項で述べるが、開催にあたっては、周辺地域との連携がはかられている。

また、講に関しては、福井地区上福井の伊勢講が所有する、講開催時に使用する飾り付けなど一式を納める講箱の蓋には、元禄14(1702)年の墨書が残されている。同講は、現在でも当屋で行なわれている。

2. 箕面市域

〈粟生間谷地区〉

(1) 年中行事

粟生間谷地区では戦前まで、地蔵盆が盛んだった。奥では善福寺境内、山の口の地蔵堂、外院の帝釈寺でも行なわれていた。他の行事は昭和30年代以降なくなったケースがほとんどだが、地蔵盆に関しては、大半が戦中の統制により中断されたまま、顧みられなくなった。むしろ近年ではニュータウンの自治会で、盛大に行なわれているようである。

(2) 講

粟生間谷地区では、戦前まで京都の愛宕神社に代参し、火事除けを願う「愛宕講」、地元ではオイマツ講と呼んでいた「お日待ち講」、目病みにご利益のある、茨木市島本町の柳谷観音に代参する「一心講」、信濃の本寺とは現在は全く交流が無い「善光寺講」「金比羅講」などが行なわれていたが、戦時中の統制により、一時中断された。後述の表に見るように、奥集落は他と比べて、以前から多様な講集団が存在し、戦後も良く講が残っているといえる。

講の存続情況

ここでは、特定の寺が主体となり、檀家を組織して開催する、教養学習会的な要素を含む講にはふれない。以下に述べる講の名称の中には、固有な寺社名を冠したものがあるが、レクリエーション的要素が強いと思われる講と考えられるものについてのみ、とりあげた。

表1 粟生間谷地区の講

{戦前まで}

	伊勢講	一心講	オイマツ講	観音講	金比羅講	善光寺講	愛宕講
奥	○	○	○	○	○	○	○
中村	○	○	×	○	×	×	○
山の口	○	×	×	○	○	×	○
川合	○	×	×	×	×	×	×

{戦後～現在}

	伊勢講	一心講	オイマツ講	観音講	金比羅講	善光寺講	愛宕講
奥	○	×	×	○	×	○	×
中村	○	×	×	×	×	×	○
山の口	○	×	×	×	×	×	○
川合	×	×	×	×	×	×	×

第2節 高度経済成長期を境に変容した暮らし

1. 茨木市域

〈清溪地区〉

昭和30年代以降の国内を急速に変化させた高度経済成長は、茨木市域にも大きな変化を与えた。特に清溪地区では生業の面での変化をとりあげるのが適切であろう。同地区は、俗に「泉原松茸」「佐保ナガラ（干し柿）」と歌われるほど、松茸と柿の産地であり、終戦直後は進駐軍の将校を松茸狩りで接待したほどだった。大阪近郊農村の立地条件を生かして、松茸を出荷するだけでなく、都会からの客を呼び込み、山で松茸狩りをさせ、とった松茸で鍋物などの調理をして食べさせる、観光農園方式もとられていた。しかし、高度成長期以降、生活燃料が薪からガスへ変わったことにより、特産物にも変化が起こった。共有山の立木や松の落葉を集めて燃料とする必要がなくなると、人々が山へ入らなくなった。松茸は、絶えず人手が入り、下草が密生しない状態の下に置かないと育たない。そのため、高度成長期以降の荒れた里山では収穫量が激減し、値の高騰がすすんだ。

佐保の名産だった渋柿は吊して干柿にしたが、流通の効率化にともなって、他地域の品種改良された柿をスーパーで買う人が増え、土地の人は見向きもしなくなった。小まめにとらないと、1本の木に実がなりすぎて木が吸い上げた養分が分散し、実の質は悪くなる。現在、免山では個人的にナガラ柿保存運動を起こしている人もいる。



柿／佐保ナガラ（免山）



千提寺の竹林

写真3 かつての特産物（柿と竹）

千提寺では竹林の伐採を業者にまかせ、竹竿や竹細工加工用の原料として、買い取らせて収入源としていたが、プラスチックやビニール製品の普及により、洗濯物干し用の竹竿の需要が減り、竹の売買も昭和30～40年代を境に行なわれなくなった。そのため竹林も定期的に伐採されなくなり、のび放題のような状態になっている。以上のように、集落の暮らしを根本から変えた高度経済成長により、集落を囲む景観も次第に変化していった。

〈豊川地区〉

昭和35年、宿久庄鳥羽では、共有山をゴルフ場用地として売却した。売却するにあたり、必ずしも集落居住者の中で同意が得られたわけではない。その事は現在でも集落の人々の心情に、多少影響を与えているようである。鳥羽の人々にとって、ゴルフ場建設が高度経済成長期のひとつの象徴だった。それ

まで集落内ではほぼ完結していた暮らしが、外部から人が働きに来ることによって変わった。それ以降、集落周辺には工場も建設され、集落の前を通る府道茨木能勢線には大型車の通行が絶え無い。

〈福井／石河地区〉

福井は、昭和40年代以降、府営住宅建設を皮切りに宅地開発が相次ぎ、福井の共有山も売却され、現在のサニータウンとなった。石河地区の国見は、能勢妙見へいたる妙見街道の宿場として栄えた歴史を持ち、昭和10年代後半まで、旅館や店が町並みを形成していた。しかし、自動車の普及により国見で宿泊する必要性がなくなったこと、レジャーの多様化により、娯楽的要素を持った寺社詣でに出掛ける人が少なくなったことにより、昭和40年代以降、集落内の店はすべて廃業した。

2. 箕面市域

〈粟生間谷地区〉

昭和46年、江戸期から存続してきた共有山を売却したことにより得た収入で、各集落の社会資本が整備され、生活改変がなされた。粟生間谷地区では、4つの集落ごとに自治会館が建設され、地区合同で消防自動車が購入される等、地域整備が進められた。高度経済成長期を迎え、専業農家の離農が進み、農業を生業の基盤とした暮らしの上で成り立っていた生活組織が崩壊していく。その典型例として青年団があげられる。青年団とは集落内の青年によって構成され、尋常小学校卒業と同時に加入し、各成員が成人し結婚するまで所属する、一種の社会教育と訓練及び娯楽の場といえる。江戸期まで若者組・若衆などと呼ばれていた集団を、明治以降、近代化させた組織である。世帯を持ち一人前になると、消防団に入った。粟生間谷地区では、毎秋行なわれていた素盞鳴尊神社の秋祭りの運営、準備、祭り当日の山車の巡行に青年団が携わっていた。しかし、奥・中村・山の口・川合では、昭和30年代には青年団は消滅し、それに代わって、現在は粟生間谷地区消防団が祭りに携わっている。現在、4つの集落で33名の団員がいる。

一方、物質面では、ワラ葺きだった家屋が瓦葺きの家に改築され、屋内も大幅に変更された。「結い」と呼ばれる村人の共同作業で、ワラ屋根を葺き替える必要もなくなった。以前は各家で農耕用に牛を飼い、屋内に牛小屋を取り込んで母屋が造られていたが、離農により、家族が起居するための部屋へと改築される。冠婚葬祭時に宴会場として使用された広間座敷は、洋風の応接間になり、個別の家族成員の部屋が増築される。村人が農業という共通の生業を通じて協力しあうため、事あるごとに寄り集まっ



川合



粟生岩阪

写真4 集落の自治会館

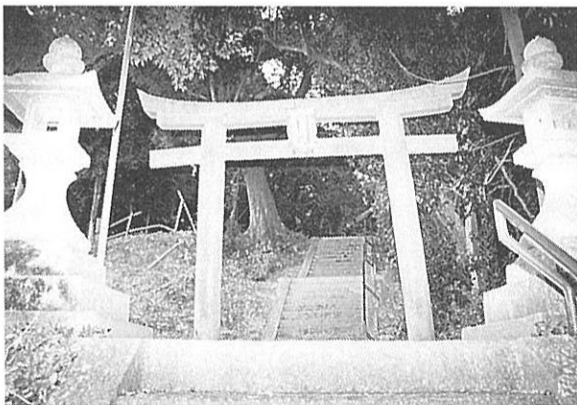
て、意志の疎通をはかっていく必要性がなくなる。同様に、以前は家族とは農業を基盤とする経営体であったものが、世帯主が離農することにより、屋内が作業の場として使われることがなくなり、家屋は休息するための場としてのみ機能するようになった。

このように個別の家族が起居するための場となった家屋では、多人数を接待することが不可能になる。集落内での集会所を、外部に建設する必要性が大きかった当時の状況は、山林売却による収入で、一律に各集落が自治会館を建設したという事実によって証明されよう。自治会館が設置されると、当屋で行なわれていた講や葬儀時の飲食等の接待がそこで行なわれることになる。現在も粟生間谷地区の4つの集落では、特定の寺で組織された集まり以外の講は自治会館で行なわれている。また、経済が発展するとともに、娯楽・レジャーが多様化し始めたことも、集落の年中行事を衰退させる要因となった。集落内でごちそうを持ち寄って行なった花見や、「亥の子」「とんど」など、子供が中心となって行なわれていた行事も昭和30年代を機に消滅し、現在、粟生間谷地区では、山の口で近年復興された「とんど」以外、集落単位で行なう年中行事は無い。とんどに関しては、奥のようにとんどの焼き場が工場用地化して、催すための場所がなくなったケースもあるし、限られた田地で火気を扱う危険性から、集落内での反対意見もあり、実施を見合わせているケースもある。

第3節 少子化、高齢化による習俗の簡略化

1. 茨木市域

〈清溪地区〉



高座神社（サナベ）



高座神社と境内（サナベ）

写真5 祭りと氏神

どの地区にもほぼ共通していえることだが、少子化・高齢化により、最も人手と労力のいる集落内の年中行事が、まず最初にすたれていく。免山／松谷の氏神である高座神社の夏祭りには、昭和初期まで奉納相撲が行なわれ、近郷から力自慢の男子が集まって来たという。また、祭りの間、免山や馬場などでは、集落の入り口や家に提灯を飾り、自宅で飼っていた鶏をつぶし、鳥すきを作って宴会を開いた。昭和30年代以降、祭りは主要な行事ではなくなり、提灯の飾りつけや宴会は行なわれなくなった。それでも、簡略化されたとはいえ、高座神社の夏／冬の祭りは、他地域の祭りがサラリーマンの都合の良い日曜日や祝日に変更されている事例が多いなかで、昔ながらの日程を守っている。（夏祭りは7月16日／冬祭りは12月16日）

〈豊川地区〉

豊川地区の調査地では、粟生岩阪が34戸、宿久庄畑が16戸という小規模集落が目立つ。当然戸数の少ない集落では、人手不足により、年中行事などの簡略化が進まざるを得ない。畑集落では戦後もとんど祭りが続けられていたが、若年層が減る一方で、5～6年前から開催を断念した。別項でも述べるが、宿久庄鳥羽（72戸）では集落の活性化のために、氏神の秋祭りに地元住民で夜店を出したり、とんど祭りの復興などの活動が行なわれている。

〈福井／石河地区〉



旧妙見街道



国見の集落（右の古い建物は、かつて料理屋であった）

写真6 国見の景観

石河地区の国見集落は、能勢妙見参道が集落内を通っていることから、旅館業をはじめ商売に従事する家が多かった。他所の人々が通過する土地柄もあり、国見集落の祖となった人々も、もとは戦国期に現在の、兵庫県尼崎市から移転してきた伝承を持つからか、比較的、移住者に対して開放的な施策がとられている。子供たちがワラの棒で地面等を叩いてまわり、来年の豊作を願う「亥の子」や月見、とんど等の年中行事は、他の集落同様、昭和30年代以降に行なわれなくなったが、氏神である八幡神社の秋祭りには大岩太鼓と呼ばれる太鼓神輿が巡行される。別項でも述べるが、周辺のニュータウン居住者との連携も図り、現在も盛大に行なわれている。

福井地区は、新屋坐天照御魂神社の祭祀を中心に、年中行事が行なわれている。夏祭りには現在でも提灯を神社の境内や集落の沿道に飾り、秋祭りには布団太鼓と呼ばれる神輿が巡行され、夜店等も自治会によって出される。

以上の事例をあげていくと、茨木市域の調査地では、戸数の少ない集落を除いて、神社祭礼を中心とする年中行事は、よく保たれているといえよう。戦中中断されていた神輿巡行を戦後いちやく復活させた事例（国見／福井）もある。また、宿久庄鳥羽のように、近年衰退しつつあった祭りや年中行事を、集落の活性化のために復興した事例もある。集落ごとに行なわれてきた年中行事がほとんど消え、氏神祭祀だけが、形を変えながらも残っている傾向は、他地域も同じである。

2. 箕面市域

〈粟生間谷地区〉

少子化、高齢化による影響は、粟生間谷地区における最大の祭りである「素盞鳴尊神社秋季例大祭」



写真7 素盞鳴尊神社（粟生間谷・奥）

までは、秋祭りの太鼓を叩くのは、尋常小学校の5～6年生の男子で、しかも各家の長男のみと決められていた。村内の子供が多く、参加者を制限する必要があったためである。現在は、周辺ニュータウンの子供会にも呼び掛け、参加を促している。しかし、児童の数が減少しても、女子を参加させることは禁じられており、参加できるのは小学校中高学年の男子のみであることは変わらない。「女子を入れなければ祭りが執行できないとなれば、山車巡行は廃止されるだろう。」と土地の方々は迷いもなく言われる。その是非はここでは問わないが、伝統的な価値意識が現在も根強く残り続けていることの好例といえるだろう。

一方、自治会館で開催される講の中でも、川合を除く3つの集落で、現在でも盛んに行なわれているのは伊勢講である。年に1回、講員の代表が伊勢神宮に代参し、講員全員の人数分のお札をもらい、帰って来てから講を開き、その場でお札をメンバーに配る。伊勢代参は、江戸期には移動を禁じられていた庶民が、唯一外部の世界を見聞きする機会であり、近代以降も経験の場として、青年団による伊勢代参が行なわれた地区もあった。娯楽の少なかった時代のレクリエーション的要素もあり、楽しみとされていた。しかし、奥では近年代参は廃止され、小野原の春日神社の宮司を通じて伊勢神宮のお札を人数分もらいうけることになった。メンバーの高齢化により、代参が負担となる人が増えたためである。また、集落内に2つ別れて運営されていた伊勢講を1つにまとめ、1戸あたりに当番がまわる回数を少なくし、6軒の家が1組で当番にあたるよう改編した。講開催にともなう飲食費を自治会費から支出、飲食接待の内容も、伊勢講は鶏肉を入れたすきやき、その他の講は、お茶とパンのみで統一し、当屋同志の接待競争になりがちだった講の手間と支出を抑えた。伊勢講をはじめ、講とは民間信仰の要素を強く持つ集まりであり、集落内の同族ごとや近隣の家々で結成されたもの、女性だけの講、年令別に結成される講など、伝統的な集落には重層的に存在していた。山の口の伊勢講は、現在も複数のグループに分かれているが、他の集落では高齢化により、グループが統合されていく傾向にある。講は楽しみの少なかった時代の親睦の場でもあり、寄りあって世間話をし、村内の情報を交換したり、日頃の不満を解消させる装置としても社会的に機能していた。しかし、娯楽や情報が多様化した現在、次代に講の習俗が引き継がれるかどうかは疑問である。

いわゆる秋祭りをも変化させている。

まず、実施日程だが、昭和58年以降、従来10月15日に行なわれていた秋祭りを、15日に近い日曜もしくは祝日に行なうこととなった。そして、年1回の実施が隔年開催とされた。日程変更は、祭りの運営主体である消防団員がサラリーマンとなり、休日以外の行事に参加できなくなったからである。また隔年実施に関しては、消防団員が引く山車に載って太鼓を叩くための子供の数が減少し、祭りがなりたちにくくなったことが最大の理由である。昭和初期頃

第2章 現代に残る民俗

第1節 村落組織と共有財産の関係（地下と株）

1. 茨木市域

〈清溪／豊川／石河／福井地区〉

清溪地区、佐保は今回の調査地域の中でも、比較的古い習俗が残っている。佐保は免山／馬場と松谷もしくは4株と呼ばれる4つの集落（庄ノ本／神合／梅原／屋上）で構成されている。清溪地区は、千提寺を除いて共有山を多く持ち、現在も処分されずに残っている土地もある。泉原では集落内の地藏講、免山の神田講など、講で共有財産を保持している例もある。

この地域も含めて、今回の調査地すべてにおいて、集落のことを地下もしくは株と呼ぶ。地下とは、土着の人を意味し、株とは、特定のメンバーによって独占される職業上、営業上の特権を意味する。江戸期の株仲間や、現代の株式会社などの例によっても自明な言葉である。どの村落にも、山林や田畑、ため池など、集落内の住民が共同利用できる共有財産があり、村落とは「共有財産を保持する居住者の集団」であり、共有財産の存在を抜きにして村落については語れない。北摂山間部においては村の共有財産の大部分が山であり、里山での薪材の伐採や炭焼きが村落居住者の副業として重要だった。村落居住者は、共有山の日頃からの維持管理を共同で負担し、後代への財産として伝えてきた。畿内村落の典型例として、古代条里制が崩壊した後、貴族や寺院の荘園に組み込まれ、戦国期には浄土真宗と結びつき、大名に反抗するほどの自治組織として村落がまとまっていく。その頃の村落の範囲をほぼ踏襲したかたちで、豊臣政権期から江戸初期にかけて村の区域が決められた。今回の調査地内の集落の大部分は上代から自然発生的に人が住み着き、生活の元手として山林を共同利用する慣行も自然発生的なものである。しかし、ここでとりあげる共有山の所有権は村人には無く、形式的にはその時々々の領主が村人による山の共同利用を許可し、利用権のみが村人にあるものとされてきた。

明治以降、町村制施行と国の林業推進政策により、江戸期、集落ごとに保持されたり、複数の村落で共同利用されたりと、様々な利用形態があった共有山も、官有林に編入され、より公共性の強い植林山として改変された。しかし実際は、共有山利用権の帰属をめぐる訴訟が多発し、江戸期の旧村落（大字）の共有山は、財産区財産（大字の財産）として認められ、制度上は新町村の監督下におかれながら、実際の山林の管理運営は大字にまかせられた。明治から大正期に各大字で、民間の財産として共有山の登記手続きが行なわれた際、共有山の利用権を昔から認められていた居住者（集落構成員）を確定し、山の占有権を集落構成員に分割した。

第二次大戦後、明治以降の政治体制を改める動きのひとつとして、町村合併が行なわれた時、宿久庄・粟生岩阪と粟生間谷はそれぞれ茨木市と箕面市に分かれることになった。江戸期の粟生村を構成する集落のひとつだった粟生岩阪は、粟生間谷と分離される際に、粟生村の共有山の一部を割山され、利用権を集落で占有できることとなった。以上のような経緯により、共有山を持つ集落内の結束は依然として残ったが、高度成長期の都市部への人口集中と、大阪万博の開催による大阪北部の交通機関の整備により、ニュータウン建設の機運が高まり、共有山の大部分は宅地用地として売却され、その収入は各集落

の自治会館建設や里道の整備、消防設備の購入など、社会資本の整備にあてられた。

そして現在、株＝集落＝自治会である。財産区（大字）という、現在では「行政上、実在しない生活組織」の財産管理委員には、大字を構成する集落の自治会長が就任する。大字佐保は森林組合を結成し、共有山を管理している。各自治会の構成戸数は、どの集落も分家した場合を除き、明治以降自治会の戸数は変動していない。自治会や共有財産に関する問題点は別項で述べることとする。

ここで注目すべきことは、歴史的に政治社会体制が変わっても、集落が共有山を保持し続けた事は、上代以来変わっていないという事実であろう。共有財産がある限り集落の結集性は保たれ、集落構成員のまとまりを確認するために、祭りを中心とする氏神祭祀も形を変えながらも残っていく。民俗が色濃く残る地域には共有財産がある。同様に、伊勢講などの講も、共有財産を持つ限りは続いていくのである。裏をかえせば、共有山が消滅する時、集落としての結束も崩れ、民俗も消滅へと向うだろう。

（但し、泉原集落では、4つある垣内の下に、さらに株・条と呼ばれる近隣の区分けがある。ここで呼ばれる株は、隣保の組と同一視されている。また、千提寺では、集落のことを株とは呼ばない。以上の2例を除いて、今回調査した茨木市域の集落では、すべて株＝集落と認識されている。）

2. 箕面市域

〈粟生間谷地区〉

江戸期、粟生村と総称されていた地区（粟生間谷地区／粟生外院／粟生新家／粟生岩阪）で共有していた共有山（立会山）が昭和40年代以降、阪急電鉄や箕面市に売却されたが、財産区財産は現在も残っている。奥では共有地の一部を駐車場にし、経営している。川合も山間部にため池を保有している。共有財産の大部分は山林であり、山林等を共有する権利を「株」といい、集落そのものも「株」と呼んだ（奥株・山の口株など）。

集落の中で共有山の権利を持つ家は本百姓に限られており、その数は近世以降変わっていない。参考までに集落ごとの株数を示すと、奥 33株／中村 25株／山の口 58株／川合 21株 となる。旧粟生村の範囲に入る地域では、本百姓の連合により集落が形成されてきた。それは、共有山の権利（株）は1戸につき1株のみ所有することとし、持ち株は家の戸主から後継ぎへ譲り渡す、という取り決めを作り、他人への株売却を禁じ、特定の家による共有山の寡占を代々防いできたことから伺える。

株を背景とする集落ごとの自治組織は、戦後も自治会に引き継がれ、現在、集落ごとで結成されている自治会のメンバーは、株を持つ家とその分家の構成員である。江戸期以降、総戸数はほとんど変動していない状態である。集落内の土地を売って外部に移っても自治会のメンバーであり、逆に集落内の土地を買って新たに入ってきた人は、集落の自治会に入ることはできない。粟生間谷地区では、各集落の自治会役員（自治会長／農協支部長／組長＝隣組・垣内の長）により、氏神である素盞鳴尊神社管理委員会が構成されている。（但し、奥だけは、上記の役職者以外に、財産区管理委員＝山掛かり3名も含まれる。）

自治会員＝株所有者＝一つの氏神を祀る氏子という構造になっている、集落ごとの自治会は、一般にニュータウン等で思い浮べられる自治会とは、かなり異なる性質を持つ組織であるといえよう。自治会員は、共有財産に対する権利を持つと同時に、共有財産を管理する義務、神社祭礼の執行を含めた世話係としての義務を背負わなければならない。1戸1株制度は、集落内の権利を公正に保つためには優れ

たシステムである。しかし、高度経済成長期以降、薪からガスへ使用エネルギーが転換され、共有山の森林環境を保全する意味がなくなってきた。現在では、1戸あたりに還元される見返りは少なく、その割りに山の管理などの手間がかかり、義務が多く発生する状態である。

しかし一方では、自治会メンバーの家の大部分は、屋号を持つ。惣一郎・作兵衛など、近世初期、株所有者と認定された当時、各家の代表者だった者の名前が屋号として残っているのである。高齢者にとっては外来の住民と旧村落に定住し続けてきた人々を区別する屋号が心のよりどころとなっている場合もある。このように旧村落組織が今日でも存続しているのは、資産価値の高低に関わらず、何らかの財産区財産を集落が保持しているからである。旧村落組織の今後の推移は、財産区財産の推移と共にあるといえよう。

第2節 垣内と同行（葬儀時に現われる民俗）

1. 茨木市域

〈清溪／豊川／石河地区〉

北摂山間部では、垣内（カイチ）と呼ばれる集落内での近隣互助組織がある。制度としては江戸期に村の秩序を安定させるため、集落の近隣約8～10戸の家をひとつの垣内としてまとめたものといわれる。

（一般にカイトと呼ばれる例が多いが）民俗学者柳田國男の垣内に関する初期の事例報告では、個々の家屋敷が「垣内」と呼ばれる事例も地方によってはある。

各垣内には、集落の中で垣内が位置する方角などによって名付けられたもの（例／東垣内・上垣内）、垣内の区分の中で多く見られる居住者の苗字をつけたもの（例／箕山垣内＝箕山さんが多く住む）が多い。

垣内の役割は冠婚葬祭時の手伝いが主なものだった。昭和30年代以降は生活様式が変わり、どの集落でも自宅で婚礼を行なわなくなったので、現在は葬儀の時に垣内が活躍することになる。

ただし、免山集落の場合、垣内は近隣単位に区分けされておらず、親戚づきあいのように入りこんでおり、集落の物知りでもその全容を把握できていない状態である。

第二次大戦にそなえて、行政の末端組織として、新たに隣保組織が設置された。その区分けは集落により、垣内に沿って設定されたり、ひとつの垣内を複数の組に分けて設定されたりと、様々であった。しかし、隣組と垣内が重ならない集落においては、行政上の連絡の伝達などは隣組で行なわれ、冠婚葬祭など日常の暮らしの中での助け合いは、明治以降も変わらず垣内で行なわれてきた。現在でも、ある家の成員が亡くなると、同じ垣内のメンバーに入っている家から夫婦2人そろって葬儀の手伝いに出る。垣内の主婦たちは通夜と葬儀後の食事に必要な買物と食事の支度をし、垣内の戸主たちは、葬儀屋が行なうこと以外の雑用、葬儀の受け付けや段取りなどを仕切る。戦後の町村合併以後は、茨木市の斎場で火葬するようになったが、それ以前は集落ごとの墓地の横に焼き場があり、火葬の準備、焼き場までの遺体の運搬も垣内で行なっていた。

一方、同行（ドウギョウ）とは、地区によっては言葉の意味もわからなくなっているほど使われなくなったが、もとは浄土真宗の同じ宗派の仲間を意味する。現在では同じ宗派に属する家の人々で、よその垣内から葬儀の手伝いに来る人々のことをさす。戸数の少ない集落は、複数の垣内に分かれていても、集落全体がドウギョウである。

その他、カベドナリと呼ばれる単位もあり、それは葬儀を出す家の隣家をさす。カベドナリも葬儀時の手伝いをするものと決められている。

例えば、集落内で分家したり、集落内で条件の良い土地を買い受けて移転する場合、移転者が属していたのと違う垣内へ引っ越すケースが発生することもある。その場合、①新たに転居した先の垣内へ加入する場合と、②転居しても元の垣内とつきあい続ける場合と、ふた通りの対処の仕方がある。集落によってその選択は違うのだが、もし②の方法をとる集落の場合、隣同士でも、実際のつきあいは違う垣内と行なう家が存在しうることになる。その場合、カベドナリにあたる家は、隣家の葬儀を無条件に手伝うことになる。

参考までに、特徴のある垣内の例をあげてみる。

千提寺	上ダイ条（7戸）・ナカイ条（10戸）・小山条（箕山垣内）（5戸） 一町田（3戸）・赤才（5戸）
泉原	西垣内・中垣内・東垣内・下条・南条

今回の調査地において、日常生活での互助組織が垣内というかたちで残っており、近代以降つくられた行政組織の末端の組と重なっていたり、微妙にずれたりしながら、その上ドウギョウやカベドナリなどの民俗も加え、現在も重層的に息づいていることは注目すべきである。

戦後まもなく、国内のすべての旧組織が解体された時期があったが、それにも関わらず、人々の暮らしの必要から作り上げられてきた生活組織は消えなかった。時にそれらの組織は、行政の末端として取り込まれることはあったが、わが国での民俗が、現在そして未来に残る道を示唆しているようでもある。その指標は日常生活に有用であるかどうか、ということにつきるのではないだろうか。

2. 箕面市域

〈栗生間谷地区〉

栗生間谷地区に限らず全体の流れとして、集落内での垣内という名称は使われなくなる一方である。戦時中に設置された行政の末端組織である「隣組」は、集落個数が総体に少ない同地区では、戦前から存在した垣内の区分に沿って設定された。従って同地区内では、隣組と垣内は同じ区割りをさす。特に高齢者と若年層では、垣内という名称に対する感覚が異なるようである。奥、川合では公私ともに垣内という呼称は使われず組（戦中の隣組が形式的に戦後も継承されたもの）と呼ばれる。山の口以外の集落では、垣内は方角や氏神に対する位置によって分けられている（例／西垣内・前垣内など）。70代以上の人は、日常の会話の中では、垣内のかわりに「～ジョ」（所？条？）という呼称を使う人が多い。（例／西垣内→西ンジョ）60代以上の人は垣内と呼ぶが、それ以下の年代の人は垣内という言葉に実感がわかないということだった。

但し、山の口だけはユニークな名前の垣内が現在も残っており、地元の方も後代に積極的に継承していく意向を持っておられる。

栗生間谷地区の各集落の垣内は以下のとおりである。

奥	西垣内（13戸）・中垣内（14戸）・東垣内（10戸）
---	----------------------------

中村 前垣内（7戸）・東垣内（8戸）・西垣内（13戸）
 山の口 白駒井（ハックイ）垣内（10戸）・山の口垣内（15戸）・釜屋（カマヤ）垣内（10戸）
 辻ケ市（ツジカイチ）（15戸）・垂井引成（タルイヒキナリ）垣内（15戸）
 川合 上垣内（17戸）・下垣内（13戸）



千提寺共同墓地



焼き場跡（泉原東垣内共同墓地）



お堂（泉原東垣内共同墓地）



粟生岩阪共同墓地

写真8 共同墓地

茨木市域と同様に、同地区も、葬儀のみは自宅で行なわれる。高度経済成長期以降、婚礼が自宅以外で行われるようになったのは、全国でも一律の動きである。以前は、冠婚葬祭はすべて家で行なわれ、式次第が村人によって仕切られる互助システムが形成されていた。垣内とは、この互助組織を指すと考えてよい。現在、唯一自宅で行なわれる葬儀のみが、実質的に垣内が機能する機会である。

垣内とは通常、近隣10軒前後平均の家により構成されている。江戸期、村の統制のため制度的に固定されたといわれる。その起源は、おそらく垣内という呼称からも伺えるように、屋敷地や畑地などの生活区域を囲い込んだ区域（＝垣根の内側）であろうといわれている。山の口の垂井引成垣内は、垂井・引成という2つの垣内が合併されたものである。垂井は西川家、引成は笹川家の屋号である。また同地区では、鎌倉期の文書からも、山林の炭焼きが盛んに行なわれていたことが伺えるが、釜屋垣内という名称も、同地に炭焼き釜が設置されていたことを思わせる。

粟生間谷地区では、集落内に死者が出ると、死者の家が所属する垣内の人々が、通夜から葬儀が終わるまでの段取りをし、雑務をすべて手伝う。各家とも夫婦そろって手伝い、女性は通夜の食事接待の手配、男性は葬儀の受付などを担当する。葬儀自体は専門の業者にまかせるが、その周辺の手伝いは、垣

内の人々によって行なわれるのである。

「同行」に関しては、年配の方々でも「葬儀を出す家との関係は特に親しくもないが、よその集落から手伝いに来る人々」という意味合いで認識されている程度である。茨木市域との宗派の違いによるのであろう。

第3節 寺との結びつき

1. 茨木市域

〈清溪／豊川／石河／福井地区〉

今回の茨木市域の調査地で見れば、清溪地区の集落は干提寺を除いてすべて浄土真宗の寺を旦那寺として持つ集落ばかりである。対して、箕面市域粟生間谷地区の集落はすべて（後述するが）、浄土宗である。清溪地区と粟生間谷地区の間にはさまれた豊川地区は、地区の中央部に位置する宿久庄鳥羽集落を2つに分けながら、茨木市域に近い側（東側）が浄土真宗、箕面市域に近い側（西側）が浄土宗と、明確に宗派が分かれている。したがって、清溪地区に隣接する粟生岩阪集落は浄土真宗、粟生間谷地区に隣接する宿久庄畑集落は浄土宗である。

江戸期、キリシタンを駆逐し、農民の動向を管理するため、集落ごとに寺を置き、寺が集落居住者の戸籍係としての機能を果たすことになった。出身集落の寺の信徒であることを証明できなければ、結婚さえも認められなかった。北摂に広がって、土豪の勢力と結びついた浄土真宗が、江戸期を経て対キリシタンの拠点として体制に受け入れられながら、各集落に根強く残ってきたことが、特に清溪地区で実感できる。

浄土真宗は同地区では、毎月9日に、摂津一円の寺でまわり持ちして行なう九日講と、毎年9月半ばから、北摂山間部の寺を順番にまわる報恩講（親鸞上人の命日を祝う集まり）の開催をメイン行事とし、日常ではその他一切の行事を行なわない。先祖の魂が家に帰ってくるとされ、日本の年中行事の中ではかなり重要な期間とされる盆の時期でさえ、家の墓参りを簡単にすませるだけで、特別な行事は何も行なわれない。もちろん各家で盆棚などの飾り付けもせず、先祖の霊を送迎するための迎え火・送り火も焚かない。「門徒もの知らず」や「仏さんはほっとけ」という言葉が年配の方々からも自然に出てくる。浄土真宗が、土着の風俗習慣・迷信を排除し、念仏だけを唯一のものとして布教した経緯が、清溪地区に与えた影響は強い。

佐保の松谷（屋上・神合・庄ノ本・梅原）という小規模な集落は、教恩寺という一つの寺を4つの集落で共有しているが、その他の調査地域内の集落には、必ず一つは寺があり昔から集落の住民によって支えられてきた。専業農家を中心だった昭和30年代まで、毎年末に、米寄せ講、柴講などと呼ぶ集まりがあり、村の各家から一定の量の米や柴を寺に寄付するならわしがあった。寺の運営は、集落の住民（信徒）からの寄付によって存続してきた。寺は集落の共有物であり、自治会館が建てられるまでは集落の寄り合いなどは、寺で行なわれていた。現在でも、寺は集落の人々からの寄進に多くを負っている面があり、寺が老朽化した時の補修工事経費などは、すべて集落の信徒からの寄付でまかなわれている。免山では、平成10年秋に教願寺の建て替えを終えたばかりである。

また、石河地区で最も特徴のある集落は国見であろう。国見は、戦国期に織田信長と荒木村重の戦いに巻き込まれた農民が、兵庫県尼崎市田能地区から、現在の場所へ逃げ延びたという伝承を持つ集落で



教恩寺 (松谷)



教願寺 (免山)



長福寺 (泉原)



長徳寺 (泉原)



栄久寺／報恩講当日 (粟生岩阪)



報恩講／住職への接待 (栄久寺)



報恩講／読経 (栄久寺)



報恩講／檀家への説法 (栄久寺)

写真9 清溪地区の寺

ある。江戸期の寺請け制度の徹底により、もとの本籍地にある寺を代々旦那寺としてきた。尼崎市田能の覚円寺（浄土真宗）である。現在でも、国見では報恩講や九日講などの行事は、覚円寺の属する講集団で行なわれる。例えば、毎年清溪地区の寺を順にまわる報恩講は、9月14日＝粟生岩阪（栄久寺）、9月15日＝松谷（教恩寺）、9月16日＝馬場（教圓寺）、9月17日＝免山（教願寺）、9月18日＝泉原（長福寺／東垣内・下南）、9月19日＝泉原（長徳寺／西・中垣内）、という具合に茨木川を南から北へ順番がまわり、石河地区・見山地区へと1日ごとに北上していく。この場合、国見は本籍地の覚円寺に準じて行事を行なうので、北摂山間部の寺行事とは関わらない。

なお、粟生岩阪と宿久庄鳥羽の一部区域を除く、豊川地区の集落は浄土宗なので、盆に施餓鬼供養などを行なうが、九日講や報恩講などの行事はない。

以下に、参考までに、報恩講の事例をあげておく。

報恩講（ホンコサン）－粟生岩阪の事例－

報恩講とは、浄土真宗東本願寺派に属する寺で行なわれる講である。宗祖親鸞上人の命日を記念して、北摂山間部の集落（銭原／安元／大岩／泉原（東・西）／免山／松谷／馬場／粟生岩阪）にある9ヶ寺を順番に南から北へまわる。毎年、9月14日の粟生岩阪を起点として、9月15日＝松谷、16日＝馬場・・・という具合に行なわれる。東本願寺の説教僧が地元の寺を訪ね、地域の寺の住職による読経の後で、地元の檀家を集めて説教をする。内容は、宗派の教えをわかりやすく説くものである。面白い話でないと檀家の人々に喜ばれないので、絵説きをしたり、時には冗談なども入れたり、上手な説教僧のお話は、ひとつの話芸の域に達している。

参加者は、地域の9ヶ寺の住職もしくは代理人。開催寺の檀家の人々である（他集落からも有志で参加する）。

日 時／平成10年9月14日（月）

場 所／粟生岩阪 栄久寺

式次第／午後12時30分 説教僧・9ヶ寺の住職へ昼食の接待

午後2時 喚鐘を鳴らす

9ヶ寺の住職による読経（午後2時40分まで）

*読経終了後、9ヶ寺の住職は退出。

午後2時50分 喚鐘を鳴らす

説教（午後5時20分まで）

夕方～ 住職・檀家など参加者へ食事の接待

午後7時 喚鐘を鳴らす

説教（午後9時30分まで）

以上のように、特に今回の調査地の中では、清溪地区の中に、集落と浄土真宗の寺との間の強い結びつきがうかがえるが、同地区の中で例外的な信仰形態をとっているのは、千提寺集落である。この集落は、清溪地区の北の端に位置し、キリシタン大名・高山右近の出生地に近く、北摂における「隠れキリシタンの村」のひとつとして、他の集落とは異なった経緯を持つ。信仰形態としては、宗派のるつぼであり、キリシタン遺物を所持する家は曹洞宗、その他の家は浄土宗か浄土真宗、と家ごとに宗派が異な

る。旦那寺も、曹洞宗は下音羽の高雲寺、浄土宗は上音羽の常福寺、浄土真宗は忍頂寺の教誓寺、という具合に他の集落の寺であり、現在、千提寺内にはまったく寺はない。千提寺では、江戸期から山の利用権を個人に分割し、早い時期から山の実質的私有地化がすすんでいた。明治期に共同墓地が作られるまで、千提寺では家ごとに所有する山に、それぞれの墓を作った。浄土宗の檀家の家は、浄土墓と呼ばれる共同の墓地を集落内に持っていた。他地区では、ほぼ仏教関係の年中行事が集落内で統一されているが、千提寺のみは様相が違う。



無量寺（上福井）



真龍寺（上福井）

写真10 福井地区の寺

福井地区上福井の場合は、集落ぐるみ真言宗の信徒である。真言宗の場合は、護摩焚きが大きな行事となる。上福井の集落内にある無量寺の本寺、真龍寺では、現在、毎年4月の第二日曜に護摩焚きが行なわれている。真龍寺の開基は古く、奈良時代に始まるとされている。真龍寺信徒の家の女性による観音講が現在も活動しており、講員の家を回り持ちで会場とし、御詠歌の練習をする。集落内で葬儀があると、通夜に参加して御詠歌をあげる。

以上のように、一部の特殊な例をのぞいて、茨木市域の集落は、それぞれ集落内に寺を持ち、集落居住者は、代々、日常生活の中で寺と密接な関わりを持ってきた。寺での寄り合いや年中行事の開催により、集落内に住む人々の意志の疎通の場ともされ、自治会館が作られるまでは、寺がその役割を果たしてきた。集落にとって寺は一種の共有財産であり、集落の人々の援助によって建物は維持され、心の拠り所となってきたのである。

2. 箕面市域

〈粟生間谷地区〉

粟生間谷地区の4つの集落は、ほとんどの家が浄土宗法泉寺の檀家である（山の口の10軒は日蓮宗本成寺／奥の2軒は浄土宗法蔵寺）。法泉寺は、檀家の主婦を尼講、吉水講という2つの講により組織化している。前者は、代々寺に貢献してきた家の主婦を中心に構成され、メンバーに入る家は固定されており、参加権は代々姑から嫁へ伝えられる。寺で法要など行事を開催する時、食事の接待などの手伝いをする。後者は、檀家の主婦が自由に参加できる集まりで、御詠歌の学習会や、踊りの稽古を中心に活動している。これらの講は、阪神淡路大地震の被災地において、炊き出しなどのボランティア活動も行



法泉寺（山の口）



法蔵寺（奥）



善福寺（奥）

写真11 粟生間谷地区の寺

真宗と、浄土宗の相違を現在にも残しているといえよう。また、奥には法泉寺の他、浄土宗法蔵寺と、集落の傍らに真言宗善福寺がある。法蔵寺は粟生間谷以外の地区の檀家によって成り立っている。善福寺は各地の信徒により信仰されているが、寺の世話は昔から奥の特定の9軒により行なわれており、毎年1月に行なわれる中風除け祈禱の手伝いも9軒がする。しかしこの家の人々は、いずれも善福寺の信徒ではない。そして毎年正月と盆には善福寺で自治会の集會が行なわれ、自治会や農協支部からの連絡、話し合いが持たれる。小規模な集落が宗派に関わらず、複数の寺と関わっている点で、興味深い事例である。

なった。その他、念仏講も集落ごとに組織され、定期的に法泉寺に集まって念仏の練習をしている。集落内で不幸があれば通夜におまいりし、念仏講の成員がお経を唱える。これも年配の女性により構成されている。浄土宗の場合、浄土真宗のように、地域の寺の連合によって組織される講はない。特に法泉寺では上記にあげたような、女性を中心とする講が盛んに活動し、信仰とレクリエーションの場となっている。その他、結婚した後、五重（ゴジュウ）とよばれる、夫婦共に生前に戒名を受ける儀式も不定期に開かれる。高僧を招いて説教をしてもらい、説教を聞いた後、袈裟をいただき、形式的に剃髪し、戒名をもらう。昔は五重へ行く前に禊をして、心身ともに清められた状態で出席しなければならなかったが、現在はレクチャーを受けるような感覚で出席する人が多い。また、浄土宗ではお盆の前に、新仏のために「施飢鬼供養」を行ない、12月中頃には「お十夜」があり、共に法泉寺へお参りし、読経のおつとめをする。その他お盆にまつわる行事としては、昭和30年代まで、中村では8月24日に「万灯笼」（マンドウロウ）という若い松の木で組んだやぐらを墓地（現粟生霊園）で燃やした。各家から火のついた松明を持ち寄り、やぐらに火をつけた。精霊送りの行事だったといわれている。山の口、奥では、現在も精霊流しを行なっている。家に近い川にお供え物を蓮の葉に包んで持って行き、形式的に先祖の霊を送った後、お供えを家に持ち帰り、処分する。川に流すとゴミになるので、10年前から持ち帰ることに決まった。

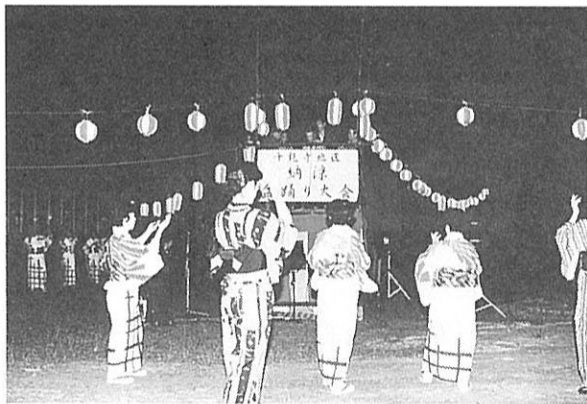
粟生間谷地区は、総体に浄土真宗の檀家地域よりも盆行事が派手であり、民俗色を徹底的に排除した

第4節 復興された年中行事

1. 茨本市域

〈清溪／豊川／石河／福井地区〉

調査地内の集落の主な年中行事は、ほとんど第二次大戦中に一時中断され、戦後そのままに放置されたものと、復興されたものの二手にわかれる。復興されたものとしては、これまでの項目でふれたように、共有財産を持つ集落の構成員（＝氏子）の結束力を固める動機によるものが一般的である。裏を返せば、戦後共有山の売却などによって、共有財産を整理した集団（免山の伊勢講など）は解散し、活動も廃止された。また、皆無になるところまでいなくても、集落内に複数存在した講が、財産整理により1つか2つなどの少数のグループに統合されていく傾向が、昭和30年代以降、どの集落でも目立ってくる。そして、人々の意識も同じ時期から併行して変わってきた。特に、共有財産の有無に全く関係なく、稲作の豊作を願って行なわれる年中行事（亥の子／とんどなど）は、実体的な制約がないので、集落の人々の意識だけで存廃が決められる。農業を専業としない家の増加、生活技術に関する合理主義の浸透、娯楽の多様化により、集落の年中行事は廃止されるか、簡略化されて残るのみになった。サラリーマンにとって、休暇をとりにくい時期に、暑さや寒さの中で、意味のない（としか現代人には思えない）行事を手間ひまかけて行なうことは、特に若い世代の人々から敬遠された。昔をなつかしむ年配の方だけでは、行事を再興することは困難である。



盆踊り大会



盆踊りに集う千提寺の人々



とんど準備



とんど

写真12 千提寺の年中行事

しかし、近年、小学校教育の現場や自治会などで、年中行事を見なおす動きが出てきている。七夕や1月15日のとんど祭りなどは、ニュータウンの小学校でも体験学習として行なわれている。上福井の場合、古くから集落で「とんど」を行なうことのなかった地域でさえ、近年は小学校の授業で体験できるようになった。

高度経済成長期以降、高学歴化がすすみ、子供の塾通いが一般化した。外で遊ぶことの少なくなった子供たちの遊びは、室内でのファミコンを中心とした閉鎖的なものが多くなり、パソコンの普及によって、近年、ますますその傾向は強まっている。他者と直接コミュニケーションを持つ機会が少ないということは、一般に青少年にとって好ましいことではない。そこで、生徒共同で作業をすすめ、体験を重視した学習を取り入れることが見直されるようになった。その一環として、現在多くの地域で消滅してしまった年中行事が、適切なものとして再現されている。七夕やとんどは、その中で最も手軽に用意できるものである。

また、一部の自治会でも、集落内での人々のつながりが希薄になり、沈滞ムードに陥ってしまったことに対する反省から、年中行事の活性化の動きも出ている。

清溪地区千提寺では、41～59才までの間の年齢の世帯主を構成員として、千睦会と呼ばれる団体が結成されている。40才までの世帯主は原則として消防団に入り、41才以上50代までの間は千睦会に入ることとされ、60才以上になると、団体から引退し、集落自治会の役職などにつく、というコースが決められている。千睦会メンバーは、現在15～16人おり、活発に活動が行なわれている。盆踊りやとんどなど、年中行事の実施が主な活動内容である（とんどに関しては、平成9年から、集落内の垣内別に違う場所で行なっていたものを、垣内別と集落合同で、同じ日に、時間をずらして合計2回行なうことになった）。また現在、第二名神高速道路と、それに付随するパーキングが千提寺に敷設される計画があり、敷設とともに騒音などの環境対策を徹底してもらうよう、同会メンバーが説明会に出席し、積極的に働きかけてもいる。また、隠れキリシタンの墓碑が発見されたクルス山と呼ばれる小山が、道路によって分断されることになるので、自治会長からの要望もあり、歴史的景観を保護する半地下方式に設計が変更された。（しかし、平成10年現在、着工は延期されているようである。）このように、旧青年団の役割を中心にしながら、地域住民の意志決定の受け皿としての役割も果たす集団である。

清溪地区では、比較的大きな集落が点在していながら、年中行事などに関しては、現在、それほど盛んではない。同地区の中では、小規模な集落ながら、千提寺が最も力を入れて実施しているようである。



写真13 須久々神社（宿久庄鳥羽）

豊川地区宿久庄鳥羽では、昭和51年から、自治振興会「須久々会」（団体名は、氏神、須久々神社から名付けた）が結成された。40～50才代の世帯主を構成員とし、現在は36名のメンバーがいる。盆踊りやとんど祭りなどの年中行事やキャンプの企画・開催を行なう。この会の活動で得た収益は氏神の管理運営にあてられる。活動内容としては、ちょうど昭和30年代以前の青年団と同じ役割を果たすものといえる。

2. 箕面市域

〈粟生間谷地区〉

明治39年以降の神社合祀政策により、集落ごとに存在していた氏神（春日神社・川合／天満神社・中村／五字神社・山の口）が奥に鎮座する素盞鳴尊神社に合併された。当時、集落の生活に密着した氏神を廃することに反対する意見が多く、政策が実行されたのは、粟生間谷地区では大正5年以降になった。戦後、各集落の氏神は元の状態に戻され、改めて他の神社から分霊して祀り直される動きが出てきた。現在でも子供の宮参りには、北摂付近の大きな神社と同時に、集落の氏神にもお参りする例が多い。合祀されていた氏神を復興する現象は、茨木市域の集落にも見られ、全国的な現象である。このことは、戦中の国策からの解放を表わすと共に、集落のアイデンティティーを取り戻す動きでもあるといえよう。氏神が人々の暮らしと心に深く根付いたものであることも、このことによって改めて実感できる。

また、戦中もしくは昭和30年代以降に中断された年中行事を復興する動きも近年見られる。代表的な例は、山の口のとんど祭りである。毎1月15日の早朝、粟生間谷地区では、各集落の垣内ごとに高さ20mほどの竹で組んだやぐらに火をつけ、書き初めや正月飾り、餅などを燃やしていた。とんどの火を持ち帰り、その火で粥を炊いて食べると一年間無病息災になると信じられていた。青年団がやぐらを組み、子供達が薪を集めて行なっていたが、多くの集落では青年団の解体・サラリーマン化による人出不足、巨大なやぐらを安全に燃やせる場所が無くなったことなどにより、廃止された。

山の口では平成元年から、廃止されたとんど祭りを復興し始めた。当時の自治会長を中心に、集落の活性化と連帯を強めるための、地域おこしイベントとして実施された。やぐらも昔どおりに生まれ、以前は4つの垣内が2組に分かれて別の場所で行なっていたものを1ヵ所で実施した。実施の主力は山の口消防分団であり、早朝に行なっていたものを1月15日の夜とした。とんどの炎が夜空に映える様子は壮観であり、地域広報誌やマスコミにも採り上げられ、現在は箕面市下の人気イベントのひとつとなっている。

集落の年中行事は、昭和30年代以降激減し、現在も減っていく一方である。このような現状の中で、粟生間谷地区で現在、とんど祭りを実施しているのは山の口のみである。山の口は、同地区の中心部を構成し、戸数も最も多い。また、今日も垣内の呼称が伝えられている集落でもある。自治会の方々も集落の伝統に誇りを持って活動されている。集落を支える年令人口や集落の伝統的な背景と共に、地元役職者のリーダーシップや価値観も、とんど祭り復興を可能にした要因であろう。ちなみに、とんど祭り復興を提唱した自治会長は、青年期を大阪市内に出て過ごし、故郷にUターンした方である。聞き取り調査でも感じたことだが、集落内で成人し外部に出た経験の無い方は、集落の暮らしを客観的に捉えることが総じて難しいように思える。集落内の暮らしに残る民俗的要素を、「遅れている」と考える傾向が強いようである。本調査とは別の話になるが、長野県の、ある山村を訪れた時、地元の方が言われていた。「将来、自分の子供には一回は都会へ出て欲しい。そうすればこの土地の良い面も悪い面もわかるようになる。そして、都会の暮らしに挫折して帰って来るのではなく、前向きな気持ちで戻って来てほしい。」

第3章 新しい動き

第1節 女性による組織など

1. 茨木市域

〈清溪／豊川／石河／福井地区〉

清溪地区の中では、公的な組織としての活躍よりも、個人の活動例が目立っている。特に千提寺が、その好例であろう。

千提寺では、昭和61年、新農業推進改善事業の一環として、集落センターが建設された。同時に、集落の農業事業を活性化するため、10年間活動を続けることを条件に、生活改善グループが結成された。30代以上の主婦が主体となって、農協主催の農業祭で、芋掘り行事などを開催したり、味噌作りの講習会を開いたり、一時は手作りの味噌やもろみを、集落内の茨木市立キリシタン遺物史料館の窓口で販売したり、クチコミなどで販売していたこともあった。しかし、年限が切れた平成8年には活動を停止し、解散することとなった。

その後も、有志の主婦による味噌づくり活動は行なわれ続けている。その他、個人的な活動になるが、



集落センター



無人野菜販売所



竹炭焼き釜



民芸調レストラン

写真14 千提寺の新しい活動

一部の主婦により、自家製野菜の無人販売や、竹炭の生産・販売が行なわれている。竹炭は、もともと千提寺では生産されなかったものだが、山口県の業者から方法を学び、民家の敷地内に簡易窯を築いて、現在2名の主婦によって作られている。竹炭は、風呂や炊飯用の水に入れて置いておくと、水質を浄化する作用があり、燃料としてよりも一種の健康用品として販売されている。近隣の小中学生の団体から、竹炭焼きの体験学習の受け入れを依頼されることもあり、将来的に事業規模を大きくしていくことも考えられる。その他、女性による組織としては、60代以上の女性による「おしゃべり会」がある。月に1回、集落センターで集まり、お茶を飲んで世間話をする。千提寺では別項であげたように、年齢別に決められた様々な集団（講だけでなく、現代的な集団）が機能している。

また、免山では婦人会や青年の集団は戦後なくなったが、主婦がインフォーマルに寄り集まって、旅行やレクリエーション行事を行なっている。（語源は不明だが、「チューバサン」と呼ぶ）上記以外の清溪地区（泉原など）、豊川地区、石河地区では婦人会は結成されているが、むしろ文化講座やカラオケなどの活動が盛んである。

福井地区の上福井では、農協女性会による味噌作りの講習会、道や溝の清掃、野菜の朝市が開かれ、活発な活動を続けている。また、同地区では、子供会によるリサイクル品の回収活動が毎年3～4回行なわれる他に、スポーツ活動なども行なわれている。

2. 箕面市域

〈粟生間谷地区〉

茨木市域と異なり、粟生間谷地区では主婦の活動は、農協女性会による生け花、人形製作など趣味の活動・研修会が主である。また、「寺との結びつき」の項でも触れたように、法泉寺の檀家の主婦によって構成される尼講・吉水講が適宜ボランティア活動を行なったり、社会参加を活発に行なっている傾向がある。寺を中心に組織化された女性の集まりは、今回調査を行なった限りでは、茨木市域には目立たなかったのとは対照的である。

子供会は、同地区の中でも川合において活発に活動している。子供会がボランティアで地域の清掃を担当し、清掃作業の中で出てきた空缶や古新聞などのゴミを回収業者に販売し、それで得た収入を財源の一部としている他、自治会からも会の活動費用が支給されている。

北摂山間部では女性による組織は、農協女性会・地域自治会の婦人会など、公的な組織と、粟生間谷の法泉寺の檀家組織に見られる講や、集落ごとに組織される観音講など、インフォーマルな組織とに大別される。昔は、女性の社会的地位が低く、子育てをしながら戸主につかえ、農作業などの重労働に従事しなければならなかった。娯楽の少ない女性たちのために観音講が組織されていたといえよう。建前上の目的は御詠歌の練習をし、故人を供養することになっていたが、実際は集まって世間話をし、日頃のグチを言い合ったり、冗談や噂話を言い合ったりして、ストレスを発散させる機能を持っていた。レジャーが多様化し、宗教色の濃い催しに足が向かない人の多い現在、講を持続させることは難しくなっている。替わって、農協や自治会活動の一環としての女性の活動、クラブ活動や、有志による活動が行なわれ始めている。特に千提寺における活動は、規模が拡大されれば、地域おこしの好例となるだろう。また、子供会の活動はリサイクル関連の作業が中心であり、環境問題が重視されつつある今後、

ますます活動の継続・発展が期待される。

第2節 周辺ニュータウン及び市街地居住者との交流とエコミュージアムへの可能性

1. 茨木市域

〈清溪／豊川／石河地区〉

ニュータウンと旧集落の関係は、都市と過疎地の関係に置きかえて考えるとわかりやすい。過疎地の住民は人手不足に悩み、観光や人的交流で都市住民をよびこんで、地域を活性化させることを望んでいる。また、都市住民は都市での生活から一時的にも解放され、ふるさとでの生活を体験して、リフレッシュしたいと願う。両者の持つ条件が合致して、需要と供給が結びつくと、質の良い交流が始まる。ただし、「過疎地」とひとくくりにしても、地域により、都会からの人をひきつけることの可能な資源（美しい自然や村落景観・伝統を残す暮らし・祭りなどの風俗習慣・特産物など）を持つ度合いは異なるし、他者を受け入れるための住民の合意が得られる度合いも異なる。また、リーダーシップを発揮して地域住民を引っ張って行く能力のある人材も必要となつてこよう。しかし、受け入れ側（過疎地住民）と迎えられる側（都市住民）のニーズにずれが生じると、結果は悲劇的なものとなる。環境が破壊され、人の少ない村落に大量の観光客がやって来て、勝手に民家に入り込んだり、畑仕事をしている老人たちに対して、無言でシャッターを切る。日帰りで通り過ぎるだけで、その土地の歴史や文化を学んで帰ろうとする人々は少ない。日々の暮らしを侵害されたと考える村人たちは、自分の家のまわりにロープを張り、立入禁止の札をかかげる。このような問題は、世界遺産に登録された、富山県の合掌造り集落内で実際に起きている。

規模の大小は別として、相互理解の欠如は、旧集落とニュータウンの間にも起こり得ることであろう。古くから土地で暮らしてきた人々と、新しく家を購入して引っ越してきた人々の間には、暮らし方や価値観などに相当のへだたりがある。一方は兼業農家、他方はサラリーマン。一方は氏神の氏子であり、地元の寺の檀家でもある。他方は実家を離れ、仏壇さえも家に無い家庭もある。神社とのつながりは初詣でぐらいでしかない。

価値観の違う者同士が隣り合って居住すると、お互いの理解不足による行き違いが生じる可能性は高くなる。現実にはそれほどトラブルは発生していないのかもしれない。しかし、「立場の違う者同士の間では、何らかの問題が起きてもおかしくない。」という認識を持ちつつ、相互理解を深めていくことが大切であろう。

清溪地区では、現在のところニュータウン地区とは近接しておらず、集落の独立性が比較的高い。

市街地に居住する人々との交流も、特に目立ったものは見受けられない。しかし、組織だった交流ではないが、千提寺だけが他の集落にくらべて特異な情況にある。もともと千提寺は「隠れキリシタンの里」として、周囲の集落とは異なった歴史を持ち続けてきた。同集落からは、大正期に、地元の寺の住職の研究をきっかけとして、国内でも数少ない、ヨーロッパから渡来したキリシタン遺物が多く発見された。また、鎖国の間、意味が忘れられ、民間信仰のように姿を変えながらも守られ続けたカソリックの習慣や唱えごとも、当時の老女性からの聞き取り調査で、明るみに出た。千提寺は、国内をはじめ世界的にも名を知られることになり、大正15年にはローマ法王の使節が同地を訪れている。



キリシタン墓碑



クルス山

写真15 千提寺のキリシタン史蹟

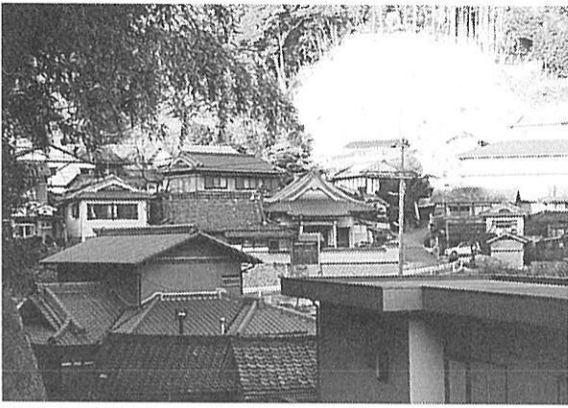
以上のような経緯により、外部から見た千提寺には、宗教的なイメージが定着され、昭和40年代以降、ナカイ条では、フランス人神父により運営されているカソリックの団体や、自己啓発と精神修養のための講座を開催する団体が、土地を求め、施設を建てた。前者は、韓国や国内では北海道にも支部があり、沈思黙行の修業をする宗教団体である。運営者である神父は、「クルス山を見た時、一種の霊気を感じた。」と語っていたという。時折、非信者の日本人が結婚式をあげてもらいに来ることもある。

後者は、茅葺き民家調の施設を建て、自己啓発セミナーなどを開催していた。加えて、平成9年から茅葺き民家の中で、民芸調和食レストランをオープンし、最近では、市街地から車で訪れる人々にぎわっている。平日の昼間に主婦が数人で連れ立って来ることが多いそうである。個人的に自家製野菜を販売している主婦の例を別項でも述べたが、同レストランを訪れる都会からの人々にも好評であり、現在のところ売れ行きは良好である。

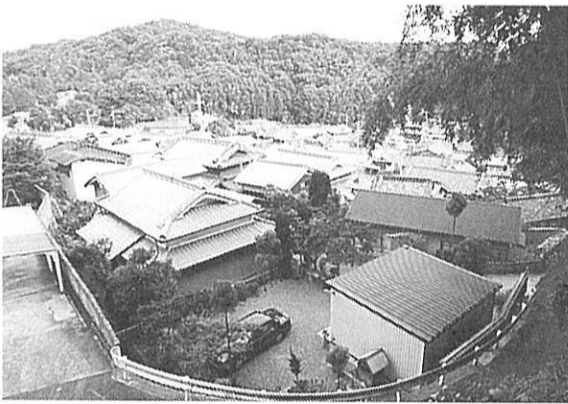
千提寺では、茨木市立キリシタン遺物史料館～クルス山遊歩道という、専門的な関心を持つ人々にとっては、よく知られた観光スポットがある。上記のレストランをきっかけに、それらの観光資源がより多くの人々に知られる機会は増えていくであろう。また、観点を変えると、可能な限り周辺環境に配慮しながら、第二名神のパーキングエリアが開発されれば、千提寺の知名度も高くなり、集落に立ち寄って、その歴史や民俗に触れる人々も増えていくことが考えられる。エコミュージアムとして、民家を一般に開放し、キリシタン遺物などを展示公開し、集落内のスポット間を誘導することも考えられる。しかしその際には、観光客による生活への侵害も予測されることから、集落に居住する人々のコンセンサスを得ながら、計画される必要がある。

石河地区大岩では、毎年10月の第二日曜に行なわれる、氏神大岩八幡神社の秋祭りに、大岩太鼓と呼ばれる太鼓神輿が巡行する。450年前のものと伝えられる大太鼓を車に載せ、叩きながら、集落内を練り歩き、近年では、6～7台の車が出る。この地区は、茨木サニータウンと隣接しているので、サニータウンの小学生も含んで、大岩太鼓保存会が結成された。集落内に少なくなった人手を、周辺ニュータウンから募集し、生きた祭りの保存に努めるとともに、旧集落の住民とニュータウンの住民の交流の場ともなっている。

その他、市街地の人々をひきつける資源として、集落の景観と自然環境があげられる。清溪地区免山は、およそ400年前から、集落内の地割りがほとんど変動せず、茅葺きにトタンをかぶせた家も数は少



免山の集落



粟生岩阪の集落



炭焼き釜／ゴエモンガマ（粟生岩阪）

写真16 集落の景観

しかし、市街地に近いため、外部との交流を特に意識的に望む必要も無く、むしろ外部との交流によって、暮らしを乱されることを心配する人々が多く存在することも否めない。本項の冒頭で、旧集落を過疎地に例えてみたが、過疎地と今回の調査地域との間には決定的な違いがある。過疎地にとって、活性化は集落の存亡に関わる問題であるが、ここで述べてきた集落は、活性化しなくても暮らしは成り立っていくのである。集落の活性化（＝例えばエコミュージアム化など）は、現在その土地で暮らしている「地下」の人々の意識に負うしかない。生活者の日々の暮らしの一方的な犠牲の上に成り立つエコミュージアムであれば、策定する意味を持たないと言わざるを得ない。一部の派手な祭りなどを除くと、民俗

ないが残っており、趣きのある景観を現出している。また、個人所有の椿山もあり、希望すれば見学が可能である。少し南西に足を伸ばせば、豊川地区粟生岩阪の集落から鉢伏山ハイキングコースが延びている。山頂からの眺めは良く、山道も集落の有志によって整備されている。岩阪の集落も山の斜面を利用して建てられた家並みが美しく、すべて民家は瓦屋根に改装されているが、落ち着いた景観を持つ。また、鉢伏山遊歩道の付近には現在使用されていない炭焼き窯がある。レンガ状の石を積んで築かれたもので、戦後まもなくまで実際に使用されていた。地元では「ゴエモンガマ」と呼ばれ、最盛期には8つの窯があったという。火箸などで叩くと、金属を打つような音が響くほど、堅くて質の良い炭が生産されていた。現在、3つの窯跡が残っており、石積みの上から竹が延びているような状態だが、原型は残っている。この窯を利用して、炭焼きの再現・体験学習の実施など、将来的に考えられないだろうか。現在でも60代以上の方々は、炭焼き作業の経験を実際に持っておられる。生活技術の継承が望まれるところである。

以上のように、茨木市域調査地の観光資源ポイントを結んでいくと、エコミュージアムコースを設定することも可能であろう。周囲には里山があり、市街地からは車を使えば最も遠い集落でも30分程度で行くことができる。地理的条件としても、理想的な地域であるといえる。今後も周辺の開発は進行していくが、増加するニュータウンの住民と、伝統的な祭りの実施などを共同で行なうことによって、地域内のコミュニケーションを円滑にすることも考えられる。

文化の保存・継承は都市近郊において最も難しい作業である。

2. 箕面市域

〈粟生間谷地区〉



1. 中村天満宮
2・3. 山車

写真17 素盞鳴尊神社秋季例大祭（秋祭り）

粟生間谷地区は、奥に鎮座する素盞鳴尊神社秋季例大祭（通称：秋祭り）を執行している。素盞鳴尊神社は、近世初頭以降、明治期の町村合併までは粟生村（粟生間谷の4つの集落と粟生岩阪・新家を含む）の村社だった。その来歴は古く、鎌倉時代の新開田譲状に「天王社」として書き記されているのが記録上の初見である。その創建は平安期に遡るものと思われる。

以下、秋季例大祭を通称で呼ぶこととする。秋祭りは、戦後間もなくまで毎年10月15日に行なわれていた。現在、大人によってかつがれる山車が1基、子供みこしが2基出て、粟生間谷地区内を練り歩く。山車は大人がかつぎ、中に子供が載って太鼓をたたく。子供がかつぐみこしは近年付け加えられた。以前は祭りの運営から山車かつぎまで青年団が中心となって関わっていたが、現在は地区の消防団員によって行なわれている。現在の消防団員は大半がサラリーマンなので、祭りの日程も10月15日前後の祝日か日曜日に設定され、また、以前は山車は全行程を人がかついで運んでいたが、若手の人々の中に農業などの肉体労働をする人がいなくなったので、集落内に入った時だけ肩でかつぎ、集落間を移動する時は台車に乗せて運ぶようになった。移動の道順は決まっており、各集落のすべての垣内を廻り、各集落の氏神で休憩の時間をとりながら移動する（年配の方は「今の若いもんは力が無い」と言われる）。

しかし、秋祭りの実施の根本が変わったのは、少子化によってである。祭りに参加できるのは昔から小学校中高学年の男子だけと決められている。戦前までは子供の数が多すぎて、山車に乗る資格は各家

の長男しか持てなかった。しかし、戦後、高度経済成長期のベビーブームを過ぎてからは、子供の数は減る一方であり、山車の乗り手になる子供の頭数がそろわず、毎年祭りを実施することができなくなった。それと共に消防団員も高齢化がすすみ、若者が少ないため、祭りを行なうことも体力的につらくなっていく。そんな状況から、秋祭りを隔年に実施することとなった。その経過を見るだけでは、秋祭りは衰退していくように見えるが、粟生間谷地区の場合、祭りを活性化し、周囲との交流をはかるため、氏子の大人と子供だけで練り歩く山車に、周辺ニュータウンの子供会も混成しての子供みこしを加えることとした。現在、秋祭り実施に必要な人数は、大人60名、子供20名程度である。祭りの運営の根幹は旧集落の住民（素盞鳴尊神社の氏子）が担い、ニュータウンの住民は、祭りに参加する子供の父兄が、子供の昼食の準備などを分担するかたちで関わる。祭り当日は、箕面市のボランティアも参加し、巡行路近辺の交通整理を行なっている。平成10年は10月18日（日）に行なわれたが、時期はずれの台風10号が、近畿地方を早朝通過したことにより、子供みこしは中止された。

祭りは、地域住民が結集し、連帯するために有効な手段である。祭りを新旧住民が共同で開催できるということは、それだけ両者の日頃の関係が円滑であることを証明するものであるといえよう。伝統的な祭りは、現在でも氏子内で完結するケースが多いが、粟生間谷地区では、いち早く周囲との交流がはかられ、少子化によって祭りが途絶えることを防ぐ方策が、絶えず考慮されている。

第4章 集落の現状と課題

第1節 少子化、高齢化の中での村落組織

1. 茨木市域

〈清溪地区／豊川地区／石河地区〉

別項でもふれたように、清溪地区では、集落内での年中行事の開催などをはじめ村落組織の維持が困難になりつつある。免山では、毎年、氏神高座神社の夏祭り（7月16日）／冬まつり（12月16日）が行なわれている。昭和30年代までは、集落の入り口や各家の門口に提灯を立て、盛大に祝われていたが、現在は福井の新屋坐天照御魂神社から神主が来て、祭り一式を執り行い、集落の役職者が参加しておほらいを受けるのみで、派手な飾りつけなどはしない。昭和40年代頃から、テープで民謡や音頭を流し、仮設のやぐらを組んで輪舞する全国共通（画一化された）形式の盆踊りが、ニュータウンの自治会で行なわれるようになった。旧集落でも、村人の中のど自慢が唄ったり、囃子方をしていた伝統的な盆踊りが急激になくなっていった。近年は、カラオケセットを持ち込んで、流行歌のど自慢大会なども盆踊りの中のメイン行事になっている。集落年中行事は、昭和30年代まで、青年団が世話役となり運営されていた。それに替わる団体が現在の消防団であるが、現在、集落内に専業農家は皆無といってよい状態である。したがって、消防団の団員もサラリーマン中心であり、地域と関わり合う際に必要な手間暇がかけられない人々が多い。千提寺の場合は、人数が少ないながらも年代別に組織が構成され、組織間でお互いに補完し合いながら役割分担が行なわれているので、盆踊りやとんど祭りも活発に行なわれているといえよう。

しかし、これは国内全般にいえることだが、少子化・高齢化の波が押し寄せている。比較的活発に自

治組織が活動している千提寺においても、自治会役員は退職者がならざるを得ない。ひとつには、サラリーマンの余暇が少なく、地域の活動に積極的に参加することが困難であること、その上、旧集落の自治組織は寄り合いや行事が多く、ニュータウンの新生自治会とは異なり、自治会役職につくと、自治会運営業務だけで手間がとられてしまうからである。

また、高齢化の加速により、地域の祭りなど年中行事開催にも大きな影響が現われている。わが国の祭りには、子供が参加するものが多い。特に、京都祇園祭りをはじめ、近畿地方の祭りは山車の上に稚児を載せて巡行する形式がよく見られる。これは「7才までは神のうち」とし、子供に神が宿るとされた古代からの信仰の名残である。北摂地域では、台車の上に太鼓を載せ、子供がそれを叩き、子供を載せた台車を大人が引っ張り、巡行する形式がとられている。少子化が進むと、その影響は祭りの規模を小さくし、箕面市域の例であげるように、毎年行っていたものを隔年実施に減らすなど、風俗習慣を簡略化・減少させる結果となる。その上、山車を巡行させるなどの力仕事の主体となる青年層が減り、祭りの形式を維持し続けることが、物理的な面からも困難になってしまう。

2. 箕面市域

〈粟生間谷地区〉

今回の調査地域について大まかな感想を述べると、都市近郊の地域にしては、茨木・箕面市域ともよく民俗が残っていると見える。そのことの裏付けとして、共有財産の所有がキーポイントになるのではないかとこのことを別項で述べた。従って、共有財産の解体の度合いと比例して、集落の結束もゆるやかになっていくといえよう。集落の結束が弱まることは、民俗の消滅につながり、研究者にとっては一般に残念なことである。しかし、地下（地元）で生活する人々にとっては、戦後未曾有の社会変動の連続により、現代の生活に必ずしも合うとはいえない風俗習慣を維持していくことは、困難な場合が多い。高度経済成長期を境に起こった集落内での価値観の変化と、少子化・高齢化社会の影響による民俗の消滅、簡略化については、初めの項で述べた。価値観の変化に関しては、世界をとりまく環境破壊に対する危機意識や、近年の国内経済の低迷によって、少しずつではあるが、経済成長期の頃とは変わりつつあるように思う。便利であることが何ものにもまして優先されるべき課題だ、と考えられていた時期は（特に都市住民の間では）終わったのではないか。余暇の過ごし方を見ても、バブル時代と呼ばれた高成長期には海外旅行をすることがもてはやされたが、不況が続く昨今では、田舎暮らしを専門に取り扱う本や雑誌が書店に並び、家族で国内の自然を味わうことが多くなってきた。自家用車の主流が、豪華なセダンから小型RV（レクリエーション・ビークル）へと変化してきていることが、この傾向をよく裏付けている。

そのような状況の中で、地下の人々が地域のアイデンティティを求めて民俗を再考する動きもあり、その好例が、別項でも述べたように粟生間谷地区にも見られる。しかし、国内で急速に進む少子化・高齢化の影響を受けることはどの地域も同じであり人出不足により年中行事が消滅していく傾向は、今後ますます増加するであろう。年中行事だけでなく、共有山や村社の管理、道普請など、旧集落の成員である人々の肩には、ニュータウンに生活する人々には考えられない量の義務と責任がかかっている。たとえば、旧集落の自治会役職者の実務をこなすことは、サラリーマンである世帯主には不可能であり、現在、粟生間谷地区の4つの集落の自治会長には、すべて退職者の方が就任されている。全く定年に達していない人が、自治会長を務めるために退職した集落もあり、このことから、自治会運営に携わる

ことの困難さを伺い知ることができる。

年中行事に代表される民俗の存続に関しては、すでに同地区では、秋祭りにおける周辺ニュータウン住民との交流による実績がある。今後の課題は、共有財産を持つ集落の祭りの運営自体に、どの程度まで新住民を参画させることができるかであろう。

第2節 共有財産（財産区財産）の現状

1. 茨木市域

〈清溪／豊川／石河地区〉

町村に限らず日本の伝統的な生活単位について考える時、共有財産（財産区財産）の存在を見逃して語ることはできない。別項でも、伝統的な集落の構成員が結集するためのキーワードとしての共有財産について言及した。今回の調査地を含む、北摂山間部において、共有財産の大部分は森林＝里山である。共有林に対する考え方・活用の仕方は集落により微妙に食い違っているが、概要を述べると、北摂山間部の森林は、各集落をとり巻いて広がる比較的浅い山である。いわゆる雑木林であり、中世以来炭焼き業の原料となる木材を採取したり、山中の赤松に生える松茸の採集をしたり、また、松の落葉なども含めて日常生活の燃料として使われる薪を採取する場として、里山は欠かすことのできない存在だった。日本の生活史を見る時、共有財産のシステムが古くから暮らしに根付き、集団で生活していく上で必要な知恵が上手く機能していたことに驚かすにはいられない。共有山（入会山）は、上代から自然発生的に、集落や村などの生活単位の構成員で共有されたものである。特に近畿圏では、集落内での貧富の差に関わらず、集落の構成員全員が共有山内で生活用材を採取する権利があるものとされた。江戸中期頃から、貨幣経済が発展するにつれ、集落によっては自作農に山の所有権を分配する動きもあったが、（清溪地区では千提寺などの集落で早くから私有化されたい。）現代社会で通常考えられる「私有地」という概念ではくくられない所有の仕方であった。現在、一般に財産区財産と呼ばれる財産（ここでは森林）の所有形式も、基本的には、中世から江戸期にかけての時代と変わっていない。まず、形式的な山の所有名義は、中世以降、土地の領主にあり、建前上は領主から農民たちが土地を借りている形式になっていた。その地代として、領主に何らかの物納を行っていたが、山の利用権は集落にあり、大きなトラブルが起きない限り、利用をめぐる日常的な裁量も、農民たちにより行なわれていた。後に森林が私有化されるようになって、私有林の木材は所有者が利用するが、私有林内の落葉や下草などは、集落構成員全員の物であり、自由に採取することができた。森林を利用する権利を持つ者には、森林の維持管理を負担する義務も課され、山の手入れ作業などを通して、共有の森林を持つ集落の構成員同士の結びつきがますます深まった。森林も含めた土地は「公共」（近代市民社会での公の概念とは異なるが）のものだとする考え方が、近代以前の日本にはあった。

近代以降、中央集権・殖産興業を進めようとした明治政府は、国内のすべての森林を国有林に入れようとし、植林を奨励した。しかし、長年にわたって築かれてきた慣行を廃止することは難しく、また、大都市に近接する北摂山間部では、本格的な林業は育成しにくかったようである。そして江戸期の旧村を解体し、新たな行政区画を設定したが、旧来の生活単位で共有されていた財産の扱いをめぐることは、実態と妥協した政策をとらざるを得なかった。江戸期の村をそのまま財産区という組織に替えて残し、江戸期からの共有財産（入会山）の管理運営を財産区組織にまかせた。財産区の役員は、江戸期の村の

範囲に含まれる地区の代表者らによって構成された。

その後、財産区という行政組織はなくなったが、呼称だけは明治から変わらずに残っており、現在でも、豊川地区宿久庄では、鳥羽・上川原・上畑・畑・東村集落（旧宿久庄村）で財産区管理委員会が結成されている。現在の委員会が所有する財産には、森林・ため池などの他に各地区の自治会館がある。粟生岩阪は、江戸期までは現箕面市粟生間谷地区と共に粟生村に属していたが、昭和31年の茨木市編入にあたり、粟生間谷地区から分離して、大字粟生岩阪だけの財産区を構成している。清溪地区免山では、大字立会と呼ばれる組織があり、免山・松谷・馬場（旧佐保村）の各集落自治会長と、各集落の農協実行組合長らが集まり、旧村の共有財産運営に関する報告と役所の連絡事項などの報告を行なう寄り合いが開かれている。

大字（旧村落）の共有財産は、現在の行政単位である茨木市の管理下におかれ、財産を処分する場合などの大きな改編を行なう場合、市に報告し、形式上の承認を得なければならない。また、処分された財産の用途は、集落や村落の公共に資するものの整備・購入などに限られている。しかし、地方自治法の改正により、平成3年から自治会に法人格が与えられることになった。これにより、自治会＝旧集落の主体性が高まり、明治以降、町村有の財産として公的性格が強められてきた一方だった、財産区財産の在り方において、地域の主体性を取り戻すことができるものと考えられる。

山林やため池などの共有財産は、長い歴史的時間をかけて、庶民の生活を維持するために編み出された知恵として、先祖から子孫へと伝えていくべきものだった。しかし、昭和30年代以降のドラスティックな社会経済の変動の中で、第一次産業に依存する人口が急激に減り続けてきた。別項でも述べたように、燃料は薪からガスに替わり、建築工法も木造からプレハブへと移行し、低価格の木材が海外から輸入されるなど、日本の林業は不振をきわめる一方である。そして、現在、里山も人々が日常利用する価値を失ってしまってから久しい。過疎地の山林であれば、森林草刈り活動などを通じて都市の人々と交流することも出来、森林が地域の活性化のための切札になる場合もある。しかし、本調査地域のように、大都市近郊の集落では、ニュータウン用地として売却されるより以外に、山林の利用法はなくなったといえる。開発地域からもれた山林は一種、宙に浮いたような状態で保持されているのが現状のようである。また、本公園都市計画に際しても、共有地の所有権の相続が未登記のまま放置されていたことが判明するケースがあった。その場合も、相続者を調査する手数や費用がかかった。その割りに個人へ直接入る利益は少なく、本心は共有財産を重荷と感じている人々もなきにしもあらずである。

2. 箕面市域

〈粟生間谷地区〉

江戸期は粟生村と呼ばれていた粟生間谷地区は、現在は茨木市に編入されている宿久庄地区を含む宿久庄村、清水村と3村共同で利用権を分かち合っていた共有山「立会山」である粟生山を所有し、その山をめぐる交渉や処置に関する文書が古くから見られる。昭和31年、旧粟生村が箕面市と茨木市に分離されることになり、それを契機に、大字（旧村）単位で所有されていた共有山の権利を、粟生間谷・粟生岩阪・宿久庄・清水で分割することになった。

その後、ニュータウン開発計画が粟生山範囲内で計画され、昭和40年代には電鉄会社と財産区協議会、各市との間で、共有山売却の交渉がすすめられた。その際、特に粟生財産区に関しては、大正8年に共

有山地上権を設定する前に、権利戸数が明確に決定された経緯があり、真の地上権保有者を確定する作業は困難をともなった。

以下に、大正年間の誓約証全文を示す。

誓約証

- 一、 本村大字共有山林分割ニ付テハ、相互間ニ誓約スルコト左ノ如シ、
- 一、 今般共有山林分割後ハ、各株毎ニ地上権ノ設定ヲナスコト、
- 一、 各株ノ権利者ハ自己ニ他株ヘ転売スルコトハ堅ク厳禁シ、且ツ同株内ト雖モ壱戸式株ノ権利ヲ
※〈他字へ交換売買〉

有スルコトハ得ザルコト、

- 一、 各株合シテ総戸数ヲ式百四拾七戸トシテ、今後各大字一般ニ関スル協議費及ビ全部ノ雑費等ハ一切現戸数ニ賦課スルモノシ、将来ニ於テ各株共戸数ノ増減ハ一切更正セザルコト
※（ト脱カ）

- 一、 各株ノ共有山林内ハ柴草等ハ何レノ場所ヘ立入り刈採リ居ルモ、敢テ故障ヲ唱エザルコト、但シ檜杉柵松等ハ小々ナルモノト雖モ一切伐木セザルコト、又新植場所ヘハ植付後参ケ年間立入ルコトヲ厳禁シ、尚柵伐シタル後ハ向フ式ケ年間出入停止ノコト、
（追筆）

「右ノ樹木ノ内盗伐シテ誓約ニ違犯ト認ムル時ハ、各株協議之上、停止スルコト有ルベシ」

- 一、 本共有山林中、字小倉ノ内梶ヶ谷内用水溜池ニ対スル修繕ヲ要スル際ハ、何レノ場所ニテ土ヲ
※ 其他

使用スルモ、何レノ株内ヨリモ故障ヲ申出ザルコト、

右之条項ヲ約シ、各株共堅ク之レヲ遵守スルコトヲ表スルタメ、各株代表者署名捺印ス、

大正五年式月拾七日

大字粟生各株総代

分割委員左ノ通り

（委員長一、幹事二、委員一四、各連署捺印）

- * 上記、誓約証は、『立会山史 粟生・宿久庄・清水』箕面市大字粟生、茨木市宿久庄・同清水・同粟生岩阪財産区 発行 より転載。（※は島田竜雄氏による注）

以上のように、旧粟生村内では、1戸1株制度の原則を明確化し、他の集落への株売買や、集落内での特定の個人による株の占有を禁じ、権利戸数を固定化した。これは、山林の共同所有の原則を維持し、ひいては伝統的生活組織のまとまりを維持していくための知恵であるといえよう。しかし、将来にわたり一定の戸数に権利を凍結させたため、いざ共有山を売却する段になって、権利所有者をつきとめることは、手間と労力を必要とした。昭和40年代以降、大規模開発が相次いで行なわれてきた結果、現在の粟生間谷地区旧集落は、巨大ベッドタウンの周辺部のような景観を呈している。現在でも、奥集落では財産区財産の管理役職に「山掛かり」という呼称を残しているように、かつてはこの地区で最も重要な共有財産は、山林だった。まだ現在、本調査地の山林は完全にはなくなっていない。山を人々の意識に再び息づかせることはできないものだろうか。

第3節 集落周辺の環境

1. 茨木市域

〈清溪／豊川／石河地区〉

本調査地域は、国際文化公園都市開発地周辺に位置する、旧集落を範囲対象としている。各集落の歴史は古く、京大坂に近い山間部に形成された集落として、豊かな自然を残しながら、長年にわたって京大坂や丹波との交流を続けてきた結果、素朴さを持ちながら洗練された文化を発展させてきた地域といえる。殊に清溪地区の免山や庄ノ本周辺などは、わずかだが、茅葺きの屋根にトタンを載せた家も残っており、美しい景観を残している。また、豊川地区の粟生岩阪や宿久庄なども、集落内の家はすべて瓦葺きの屋根に改築されているが、家屋外観の色調・デザインが統一されており、重厚な家並みを作り出している。家々は近畿地方の古い集落の典型である密集村を形成し、家の塀と塀の間をぬって、細く曲がりくねった小道がのびている。集落の外周を取り巻く道から一步足を踏み入れると、外部とは対照的に、どの集落でも、まるで音が吸い込まれていくかのような町並みの静寂に、驚かされる。

しかし、清溪地区の一部では、府道から集落へのアクセス道路に沿って、建築資材置場が作られ、大型車が頻繁に行き来しては資材を運びこんでくる。道路通行上も危険であり、景観上も殺伐としたその風景は、集落の美しさとかけ離れているために、訪問者にも違和感を与える。集落構成員の私有地なので、集落内で批判的な意見が出たとしても、土地の利用目的を制限することはできない。また、批判そのものも古くからのつきあいのために、しにくい場合もある。まだ現在のところ、資材置場であるだけましである。近年では都市近郊の私有地がいつのまにか産業廃棄物の捨て場所になってしまう例さえ報告されている。いずれ、そのような土地利用が行なわれていくのではないかと、という危惧を感じている住民は多い。その他、近年設立された福祉団体の施設が生活排水を川に流し、水質を悪化させるなど、地域住民の目にも明らかな問題が、ここ数年来増えている。また、一部の地域では、地元の共有山に、ゴルフ場を誘致したことをめぐるわだかまりが、居住者の間になおも残っているところもある。



写真18 清溪地区の建築資材置場

2. 箕面市域

〈粟生間谷地区〉

茨木市域豊川地区宿久庄あたりから、粟生間谷地区にかけて勝尾寺川添いに歩いていくと、紙器産業などの家内工業加工場がよく目につく。工場の看板に掲げられている名前から、土地に古くから住んでいた人が自宅の敷地に設備をつくり、起業したことが推測される。あるいは、地域居住者が同じ集落内の土地を新たに求めたのかもしれない。

茨木市から箕面市へ入り、20分ほど歩くと粟生間谷地区川合集落へ入る。現代人の足でも簡単に歩いていける範囲である。交通が発達する以前の人々の足なら充分まとまりを持った生活圏として、粟生間

谷から宿久庄までの間は交流が盛んだったであろう。

現在、勝尾寺川添いに走っている府道を川合から西へ歩くにつれ、スイミングスクールやスーパーマーケット、小型マンションが目立ち、郊外の住宅地の様相を呈してくる。山の口を過ぎ、中村から奥へと向かう区域に、ちょうど勝尾寺川をはさんで、北側に位置する旧集落と対面するように、大規模な集合住宅群がある。



写真19 旧集落とニュータウン（粟生間谷）

本調査区域に位置する茨木市域の場合、福井から北上していくにつれ、道は細くなり、府道端や府道から入り込んだ場所に集落が点在し、山も次第に深くなっていくのが、バスに乗っていても感じられる。いわば隠れ里のような景観を、現在のところはまだ味わうことができる。対して、粟生岩阪より西に位置する茨木市豊川地区から箕面市域にかけては比較的早い時期に開発された郊外の町である。特に箕面市域の旧集落は、大規模ニュータウンの周辺に残るわずかな地域居住者の住宅地のように見え、農村の

のどかさは感じられない。しかし、この地域では逆にニュータウンに隣接することを上手く活用して、秋祭りに新居住者の人々を取り込み、地域の活性化をはかろうとしている。また、共有山の処分により建設された、粟生間谷地区のコミュニティーセンターをニュータウンの住民にも開放し、地域での新旧住民の交流をはかっている。いわば都市近郊住宅地のモデル地区ともいえよう。ハード（町並み景観）を良好に保つことは、もちろん必要なことである。しかし、その上にソフト（地域住民の精神生活）も良好でなくては真に豊かな地域とはいえない。古い風情のある町並みを保存したとしても、そのために住民の暮らしが様々な制約を受け、日常生活に不満をつのらせ、何のメリットも無いと感ずるようでは、良い保存とはいえない。

しかし、総体に、良い景観を残す地域は、住民の心情にも良い影響を与えるものと、論者個人は考えてきたが、箕面市域の周辺を見た限りでは（開発により、決して望ましい景観を保持しているとはいえない部分もあるが）、地域景観の善し悪しにさほど関わりなく、住民の心情は良好であり、地域の活性化のために各自治会の方々をはじめ多くの方が積極的に努力されていることを、頻繁に訪れたとはいえない程度の調査の中でも体感することができた。

おわりに

柳田國男が日本民俗学という分野を作り上げた明治末年から昭和初期にかけて、国民の約7割は農民だった。農商務省の官吏から出発した柳田の当初の関心は、職業上直面せざるを得なかった、当時の農民の暮らしの厳しさであり、国民の大半を占める彼らの暮らしを改善したいという思いが柳田民俗学の根底にはあったと言われている。そのためには、まず、日本の農民の風俗・生活習慣・伝承など、暮らしに関わるあらゆる事象を観察・記録し、農民について深く知ることが必要だと考えた。しかし、以後の民俗学の大きな流れを見ると、柳田民俗学がもたらした成果は、珍しいものや古いものを掘り出すこ

とに力点が置かれ、好事家的な面が強調されていったように思える。

その後、いくつかの契機を経て、日本の庶民の暮らしは大きく変わった。特に第二次世界大戦後から高度経済成長期にかけてのダイナミックな社会変動により、現在では、柳田の頃と比べると、国民の生業の割合は逆転している。経済の発展、国をあげての開発、戦後入ってきたアメリカナイズされた文化などによる価値観の変化、メディアの発展などの様々な原因により、日本固有の文化は変質した。特に都市に住む若い世代の人々にとって、第二次大戦以前の暮らしぶりは、まるで外国の話をきくように違和感のあるものである（調査者自身も、そのような世代に属し、必ずしも良い聞き手ではなかったことを反省している）。

そのような状況の中で、古い町並みや習俗、昔を知る人々は、消えつつある。民俗学の危機が叫ばれて久しい。古いものを意識的に残すことの意義も一般に認められつつある。しかし、もう一度ここで民俗学の原点を考えてみると、どうだろうか。柳田は、『明治大正史・世相編』という大著を刊行したが、これが彼の思想を最もよく表したものとといえるであろう。近代化をたどった当時の日本の暮らしの変化を、家屋や照明、衣服、交通などあらゆる身近な事例を記述しながら総合的に描いたものである。時には失われていくものを惜しむ記述もあるが、全体を通してみると、決して彼がノスタルジーに浸る好事家ではないことがわかる。ある時は、文明の発展を楽観的にとらえている。開発や社会の変化が絶対悪なのではない。人々の暮らしが良い方向に変わっていくなら、大いに賛成であると語っている。周囲の環境と共生・調和しながら、人々の暮らしをよりよいものに変えていく「開発」を考えることは、21世紀以後の大きな課題であろう。本来、民俗学の最終目的は、ソフト面での環境政策に関して言及することである、といっても過言ではないと考える。

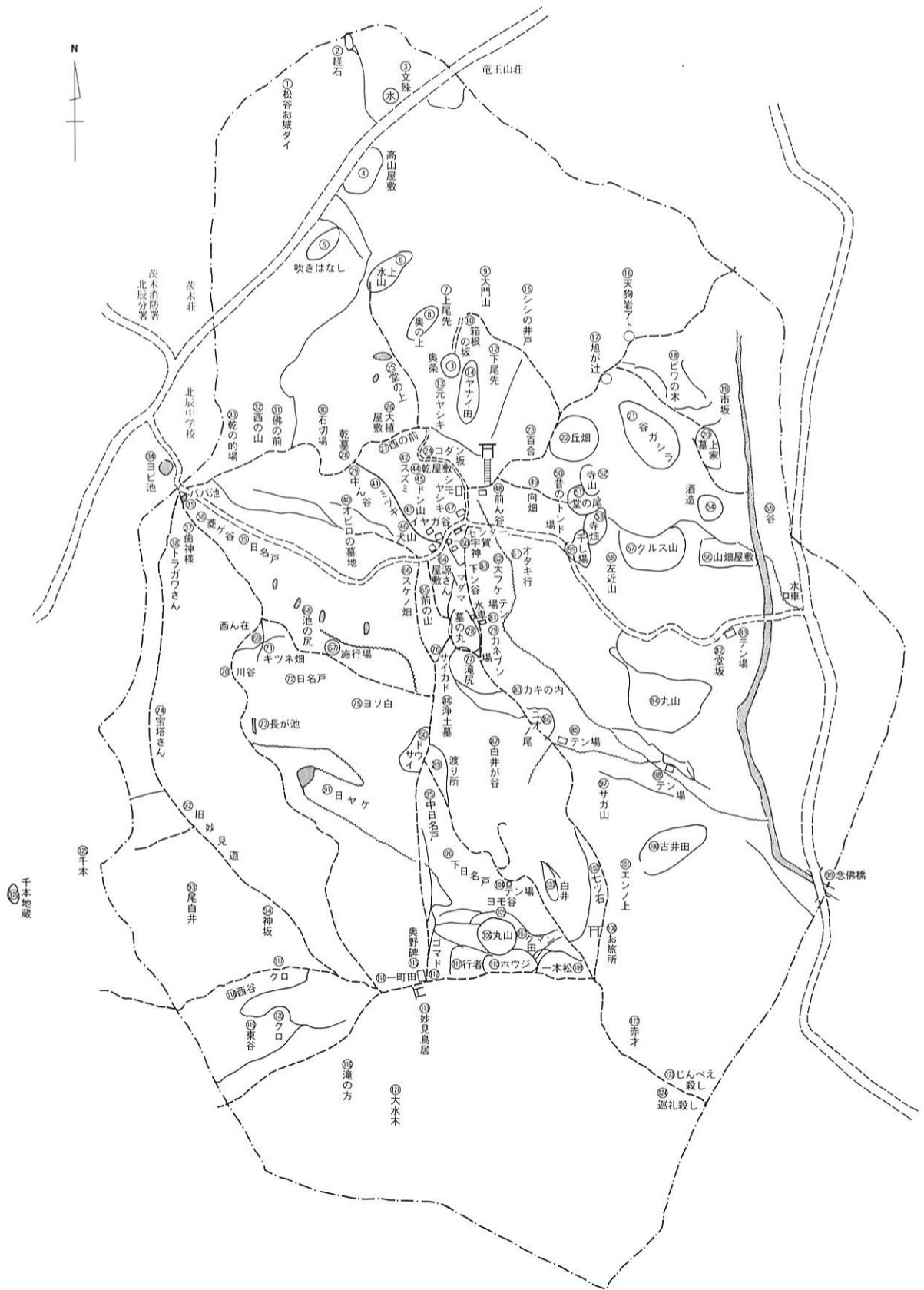
そのような視点から、本報告では、民俗的事象の具体例の記述は最小限に止め、主に戦後、調査地域の集落がどのように変化したのか、集落をとりまく環境を含めて総合的にとらえたいと考えた。そのために、できる限り多くの地域住民の方々からお話しをお聞きするべく努めた。聞き取りを中心とする調査報告は、ときにデータとしての精度が低くなり、客観性を欠く危険性も否めない。しかし、地域に生きる人々の暮らしを知ろうとする限りにおいては、最も有効な方法であると、調査を通して実感することができた。

最後に、本調査のために、長時間のインタビューに快く応じていただき、様々な助言・指導をいただいた地域の皆様方に、厚くお礼申し上げます。

参考文献

- 鳥越 皓之；『家と村の社会学』 1985
茨木市役所；『茨木市史』 1969
茨木福井の歴史編纂委員会；『茨木・福井の歴史』 1997
福田 アジオ；『可能性としてのムラ社会 ―労働と情報の民俗学―』 1990
鳥越 皓之；『環境とライフスタイル』 1996
奥野 慶治；『綜合清溪村史』 1935
島田 竜雄・素盞鳴尊神社改修奉賛委員会；『素盞鳴尊神社再興記念誌』 1991
高槻高山右近研究会；『高山右近の千提寺 下音羽 遺跡案内』 1971
島田 竜雄・立会山史編集委員会；『立会山史』 1978
鳥越 皓之；『地域自治会の研究 ―部落会・町内会・自治会の展開過程―』 1994
福田 アジオ；『番と衆 ―日本社会の東と西―』 1997
福井・新屋坐天照御魂神社顕彰会；『平成新屋大社由緒記』 1991

湯川 洋司；『変容する山村—民俗再考—』 1991
須藤 健一 編；『フィールドワークを歩く』 1996
箕面市役所；『箕面市史』本編 第三卷 1977、史料編一 1968
宮本 常一；『宮本常一全集』41 「村のなりたち」 1966
柳田 國男；『柳田國男全集』20 「垣内の話」 1948
柳田 國男；『柳田國男全集』26 「明治大正史世相編」 1931
茨木市教育委員会；『わがまち茨木』民話・伝説編 1984
茨木市教育委員会；『わがまち茨木』地名編 1988
茨木市教育委員会；『わがまち茨木』神社・仏閣編 1989
茨木市教育委員会；『わがまち茨木』風習編その1／その2 1993～4
福井公民館運営委員会；『私たちのまちウオッチングふくい』 1992



付図 茨木市千提寺民俗地図

千提寺民俗地図記載地名表

(No.1)

No.	地名	事項
1	松谷お城ダイ	あまり高くない、なだらかな山。高山右近が城を立てようとした土地？
2	経石	キヨイシ。松谷お城ダイの右隣あたりにある大きな石。
3	文殊（水）	きれいな水が湧いている。人が亡くなる前にここの水を飲ませると成仏する。
4	高山屋敷	高山右近が城を建設しようとした土地？ 千提寺の共有山である。
5	吹きはなし	共有山の呼び名
6	水上山	ミナカミヤマ
7	上尾先	カミオサキ
8	奥の上	東 藤嗣家の上あたり
9	大門山	ダイモンヤマ
10	箱根の坂	急な坂道
11	奥条	東 藤嗣家の元屋敷地
12	下尾先	シモオサキ
13	元ヤシキ	11と同一か？
14	ヤナイ田	東 鹿男家の田圃
15	シシの井戸	猪が水を飲みに来ていた場所か。昔ここから天満宮に水を引いたことがあるが、現在はほとんど濁れている。
16	天狗岩アト	天狗が座っていたような形の大岩があった。戦後に所有者（中谷 清家）が売却。現在は何も残っていない。
17	旭が辻	千提寺から忍頂寺へ向かう道
18	ビワの木	田圃（中谷金二、中谷美吉、箕山俊夫氏の3軒が所有）があった。昔は、この辺りにビワの木がたくさんあったらしい。
19	市坂	田圃
20	上家墓	上家の旧墓所
21	谷ガシラ	田圃（元は乾家所有）。現在は荒地。
22	丘畑	オカバタケ。天満宮横の畑。
23	百合	百合家
24	コダン坂	上ダイ条へ向かう急な坂道。（東 良樹家の下）
25	堂の上	ドノカミ。田圃。
26	大植屋敷	茨木市立キリシタン遺物史料館の下の現在の中元家あたり。
27	西の前	中元家前の道路の向かいあたり。
28	乾墓	乾家の旧墓所
29	中ん谷	畑
30	石切場	昔、石を切り出していた場所？
31	佛の前	山の名前。下が墓地なのでこの名がついたらしい。
32	西の山	山の名前。東 藤嗣家所有。
33	乾の的場	江戸期、隠れキリシタンの監視に来て住み込んだ武士、乾氏が矢の練習をした場所？
34	ヨビ池	夜、池のそばを通ると呼び声（ヨビ）がし、きれいな畳を敷いた家が見える。中へ入ると、池で溺れて亡くなった人もいたと言われている。
35	ババ池	埋め立てられて、現在、池は無い。
36	菱ゲ谷	ヒシガタニ。ヒシダニとも呼ばれる。昔は田圃、現在は資材置場（乾氏所有）。
37	歯神様	トラガワさんに祀ってあった神様。戦後しばらくまでは社があった。歯の病にご利益があるとされた。
38	トラガワさん	山の名前。通称。
39	日名戸	ヒナト。田圃。
40	オビロの墓地	現在の千提寺共同墓地。江戸期には5軒のみの墓地であった。オビロの語源は不明。
41	ミヅキ	上ダイ条へ向かう道のこと。
42	スズミ	乾氏が暑いときに涼んでいた場所。現在の中谷鶴夫家あたり。
43	イヤガ谷	ミズキ付近の谷。竹藪。

No.	地名	事項
44	乾屋敷	江戸期、隠れキリシタンの監視に来た武士、乾氏が住んだ屋敷跡と伝えられる。石垣のようなものが残っている。
45	ドン山	乾屋敷跡付近の山の通称
46	犬山	中谷 栄家の近くにある小さな山の通称
47	シモヤシキ	中谷 茂家の近くの屋敷地跡。シモという苗字の人が住んでいたらしい。(江戸期)
48	前ん台	中谷 茂家の前の田圃。大フケが正式名称。
49	向畑	ムカエバタ。中谷 茂家の東側の田圃。一部に畑もあった。
50	昔のトンド場	向畑の一角。戦後まもなくまでは、ここでトンドが行なわれていた。
51	堂の尾	ドノオ。
52	寺山	かつてあったと伝えられる寺に関係する地名か？ 東 藤嗣家所有の山で、ここからキリシタン墓碑が発見された。
53	寺畑	禅宗の家15軒で所有する田畑。(畑4枚/1軒の名義で登記しているが、共有と認められている。)
54	酒造	明治初年、元亀岡藩士・谷イサブロウが酒造業を営んだ所。酒蔵跡。
55	谷	酒蔵を経営した谷イサブロウの名前からついた小字名？
56	山畑屋敷	ヤマバタヤシキ。屋敷跡地か？ このあたりに千提寺の由来を記した石があった。(この石は、割って売られてしまったらしい。)
57	クルス山	中谷 栄家が所有する山。ここからキリシタン墓碑が発見された。
58	左近山	サコノヤマ。畑？
59	干し場	寒天を干した場所
60	宇賀神	宇賀大善神。中イ条の氏神。
61	オタキ行	水を引いた小さな滝。修業をした場所と伝えられる？
62	大フケ	田圃。小字名。
63	下ん台	大フケの下手部分をさす。
64	源さん屋敷	中谷 栄家の祖先(本家)の家跡。源さんという名の人が住んでいたと伝えられる。地藏堂の前あたり。
65	前の山	中谷 栄家の旧墓所のある山。
66	スケノ畑	スケノハタ。畑。中谷義一家(シンタク)の畑。
67	施行場	センギョバ。毎年1月28日頃、小豆ご飯のおにぎりに三角形の油揚げをのせ、竹の皮で包んだものを35個、ここに供え、岡山西条稲荷の方角に向かって南無妙法蓮華経を100回唱えた。中谷 栄家と中谷鶴夫家が交替でトウヤをつとめ、近所の家は米、小豆などを持ち寄った。お供えに息がかかるとはいけなさとされ、マスク等をして作った。不幸があった家や生理中の女性は参加できなかった。お供えのうち1個は自宅に持ち帰って食べた。平成8年に時代に合わないことを理由に中止された。
68	池の尻	小さな池がある山の通称
69	西ん在	ニシンザイ。田圃の通称。ヒナトの一部。
70	川谷	？
71	キツネ畑	狐が出てきた場所？
72	日名戸	ヒナト。田圃。小字名。
73	長が池	ヒナトにある池。朝日が一番に差し込む場所に小判が埋まっているという伝説がある。
74	宝塔さん	旧妙見道の傍に建てられた塔。現在、塔は上音羽の府道沿いに移されている。
75	ヨソ白	ヨソシロ。田圃の通称。ヒナトの一部。
76	サイカド	山の名前。前の山の続き。語源不詳。
77	滝尻	滝はない。山と一部は田圃跡地。中谷 栄家所有。
78	墓の丸	地藏、五輪塔等が多く埋まっていた。現在も一部残っている。かつては中谷 茂家が所有。
79	カネブン場	金を採掘していたとの伝えがある場所。精錬関係の古文書が残っている(中谷

No.	地名	事項
80	カキの内	茂家)。 田圃名称。中谷 栄家所有。
81	テン場	寒天製造所跡。東 良樹家の先代が作っていた。
82	堂坂	ドザカ。田圃。旧道がある。
83	テン場	寒天製造所跡。大岩の人が作っていた。
84	丸山	中谷 清家、箕山家、西浦家所有の山。西浦家分は中谷鶴夫家が使用している。
85	テン場	寒天製造所跡。大岩の人が作っていたが、後に83のテン場に移る。
86	ユオノ尾	畑2枚。中谷 茂家、中谷義一家所有。
87	白井が谷	シライガタニ
88	浄土墓	浄土宗の家の旧共同墓地。現在は中谷 清家が所有。
89	渡り所	石の橋があった
90	ドウサイ	田圃2枚。語源不詳。
91	日ヤケ	田圃と池がある。
92	旧妙見道	妙見山への参道
93	尾白井	オジライ。大白井？ 田圃の通称。コウザカの一部。
94	神坂	コウザカ。田圃と山。
95	中日名戸	ナカヒナト。一町田周辺の人が日名戸の中を区別してつけた。
96	下日名戸	シモヒナト。 "
97	サガ山	現在は大岩の人が所有。千提寺領。
98	テン場	寒天製造所跡。
99	念佛橋	千提寺と大岩の村境。
100	古井田	田圃跡。小さい田がいくつかあった。現在は大岩の人が所有。
101	エンノ上	畑
102	セツ石	赤才へ向う道。この辺りには石が多かった。
103	白井	シライ。田圃の通称名。シモヒナトに含まれる。
104	テン場	寒天製造所跡。
105	ヨモ谷	小さい田圃が10程ある場所。中井 勇家、百合 清家所有。
106	丸山	共有山
107	クマン田	クマンダイ。田圃。
108	お旅所	天満宮のお旅所
109	一本松	共有山
110	ホウジ	田圃。百合 清家所有。
111	行者	112と同じ場所のことか？ 妙見信仰と関連の地名か？
112	ゴマド	護摩木を焚いた場所。水槽がある。
113	妙見鳥居	妙見信仰を記念する鳥居。明治20年建立。
114	一町田	中イ条・箕山ガイチから分家してできた集落。
115	奥野碑	妙見道の間道をつけた奥野勘蔵氏の石碑。
116	滝の方	田圃跡。20年程前に阪急に売却済み。宅地造成される予定。
117	クロ	"
118	西谷	"
119	東谷	"
120	クロ	"
121	大水木	オミズキ。 " 東 藤嗣家がかつては所有。
122	赤才	中イ条・箕山ガイチから分家してできた集落。
123	じんべえ殺し	妙見山の巡礼者が殺された事件があったとの言い伝えがある。
124	巡礼殺し	123と同じ内容か？
125	千本	泉原の領域
126	千本地蔵	産み月にお参りする、安産の地蔵。

※ 地図は中谷 栄氏が作成したものを製図。本表・事項は同氏からの聞き取り調査による。

III. 歷史環境調查 (I)

第1章 調査の経過

1. 1995(平成7)年度調査

95. 9. 1	現地見	5名
12. 4	第1回研究会	11名
	田中ひとみ「茨木市山間部の行政区画と産業について」	
	八木 滋 「酒造米生産とキリシタン遺物について」	
96. 1. 6	古文書調査(川畑家、梅原家、岡田家、東浦家)	5名
7	佐保地区三実行組合長聞き取り調査	5名
2.26	古文書調査(川畑家)	8名
27	古文書調査(川畑家、東浦家)	8名
3.10	第2回研究会	8名
	松尾 寿氏「東撰の近世古文書」	
	神戸市立博物館館蔵名品展見学(千提寺地区発見のザビエル像)	

2. 1996(平成8)年度調査

96. 7.18	古文書調査(免山家)	7名
23	古文書調査(東浦家)	8名
24	古文書調査(免山家)	6名
25	古文書調査(免山家)	11名
	大阪市立大学文学部近現代史広川禎秀教授ら免山英次氏文書を視察	
9. 3	泉原・千提寺地区実行組合長聞き取り調査	7名
4	古文書調査(免山家)	6名
15	古文書調査(免山家)	5名
16	古文書調査(免山家)	9名
10.14	第3回研究会	6名
	田中ひとみ「茨木市佐保地区馬場株における村および講組織について」	
	八木 滋 「北撰歴史環境研究会の活動と調査概要」	
11.30	古文書調査(免山家)	5名
12. 1	古文書調査(免山家)	5名
97. 1. 6	古文書調査(寺野家、西浦家、小西家)	
	水利調査(泉原地区)	9名
7	古文書調査(奥野家)	6名
13	第4回研究会	6名
	印藤昭一「中世勝尾寺領について」	
18	古文書調査(免山家)	4名

19	水利調査（泉原地区）	10名
3.29	古文書調査（免山家）	3名
3. 1997(平成9)年度調査		
97. 8.31	古文書調査（寺野家）	8名
9.14	古文書調査（寺野家）	8名
9.15	千提寺地区聞き取り調査	4名
12.12	第5回研究会	8名
	多久和優志「大阪府三島郡清溪村在郷軍人会について」	
	橋新菜々子「勝尾寺領の全体像」	
4. 1998(平成10)年度調査		
98. 7.25	古文書調査（梅原家）	4名
7.30	古文書調査（池上家文書）	2名
8. 2	粟生間谷地区聞き取り調査	4名
8.13	古文書調査（池上家文書）	2名

なお、歴史環境調査班は、指導助言委員（栄原）：調査担当者（塚田・井藤）：特別調査員（八木・高岡・免山）を中心として、北摂歴史環境研究会を組織し、基本的に史料調査は研究会として実施してきた。しかし、これらの調査の他、個別の現地史料調査も多数行われた。特に1997年度においては、こうした個別調査の比重が著しく高くなった。

調査者・報告書作成協力者

天野忠幸、綾田陽子、飯田直樹、石川道子、井藤暁子、印藤昭一、上畑治司、岡島永昌、岡本 浩、川端康世、小松千絵、相根佑亮、栄原永遠男、佐藤敦子、島田克彦、高岡裕之、多久和優志、田中ひとみ、辻井康一、塚田 孝、中田有紀、西村和江、橋新菜々子、本城桃子、町田 哲、松下幸代、免山 篤、八木 滋、屋久健二、山口剛史、山崎竜洋、渡辺祥子

第2章 北摂地域の歴史環境

塚田 孝

はじめに

歴史環境班の調査は、対象地域のこれまでに明らかになっていることを整理するとともに、①地域の人々からの聞き取り、②文書史料の調査、③水利調査などを中心に行ってきた。本報告書の歴史環境の部分は、これらの調査の基本データを収録する部分と、それらからこの地域の特徴的ないくつかの論点を分析した部分からなっている。

あらかじめ基本データの部分について若干の留意点を述べておきたい。①聞き取りの内容は、民俗班の調査と関連し、重なるところも多いと思われるが、歴史環境班での聞き取りの記録としてそのまま収録した。ただ、オーラル資料の常として記憶の曖昧な点などが含まれていると思われるが、“聞き取りの記録”として載せているということをお知らせしておきたい。②文書史料の調査については、調査対象の各史料群の簡単な解説と、一部の史料群については史料目録を載せた。本来なら、未整理の史料群についてはすべて整理して目録を付すべきである。特に後の分析に中心的に使用する免山家文書は、目録化すべきであったが、大量であって断念せざるをえなかった。

個別の論点としては、中世の勝尾寺領荘園のあり方、近世におけるこの地域の奉公人の供給地の特徴、特徴的な産業、帝国在郷軍人会の清溪村分会の状況、清溪村大字佐保地区の馬場株における株と講、などを取り上げている。これらの論点は、この地域の興味深い状況を示しているが、この地域の歴史環境の全体に位置づけて理解する必要があるだろう。そこで、ここでは、これまでの調査を踏まえつつ、これら諸論点に学びながら、同時にその位置づけを図るべく、この地域の歴史環境について若干の解説を付しておきたい。

第1節 調査の概要と分析の視点

歴史環境班の調査は、調査対象地域のうち佐保地区から始め、順次周辺に拡大していく方針で行った。聞き取りについては、佐保地区、泉原地区、千提寺地区、粟生間谷地区で行った。しかし、文書史料調査においては、佐保地区では、馬場株の馬場株文書・上伊勢講文書、東念仏講文書、川畑澄雄氏所蔵文書、免山株の免山 篤氏所蔵文書（本家文書・英次氏文書）、東浦繁雄氏所蔵文書、岡田種雄氏所蔵文書、梅原株の梅原保夫氏所蔵文書、さらに、佐保村神田講文書を調査しえたが、泉原地区では、寺野忠治氏旧蔵文書、寺野允将氏所蔵文書、奥野武彦氏所蔵文書と西浦章雄家・小西喜一家を調査しえたにとどまり、粟生村関係では池上家文書の一部を調査したにすぎない。その意味で、佐保地区を基軸に、それとの関係で他地区を位置づけるという分析方法を取ることにならざるをえないことを断っておきたい。また、これらの文書史料調査では、近世史料の新しい発掘は部分的であり、近代史料が中心であった。そのため、聞き取りも含めて、分析は近代における歴史状況が中心となる。その際、行政村である清溪

村レベルの史料、それより下位の株や講レベルの史料をともに利用できたことにより、政治社会レベルと地域生活レベルを統一的に把握することが可能となったことに留意しておきたい。

もちろん近代の歴史状況は、近世からの歴史展開のうえに存立している。それ故、その限りにおいて近世の状況にも言及することとしたい。

第2節 近世からの展開

聞き取りを行った佐保地区・泉原地区・千提寺地区・粟生間谷地区は、近世にはそれぞれ佐保村・泉原村・千提寺村・粟生村（間谷だけでなく岩阪などを含めて）であった。佐保村は、近世以来、庄ノ本・梅原・免山・屋上・馬場・神合の6集落があり、これらはそれぞれ株と呼ばれた。神田講はこのうち馬場株を除いた5株に互って組織されていたが、それ以外の講は各株の中で組織され、株内に複数あることもあった。

泉原村は大きくは東谷と西谷に分かれ、その中で西谷は上条、馬場条、下条、南条に分かれている。現在、西谷は南条が少し離れ、それ以外は一続きとなっているが、上条は西垣内、馬場条は中垣内というふうに、集落を表す垣内と表現されているから、“条”は何らかの集落的なまとまりを示すものかもしれない。近世頃には各条は集落的なまとまりをなしていたものかもしれないが、佐保村の株のような独立的な共同体をなしていたわけではなかろう。泉原村において株は10軒前後の隣組的なもので、東谷で4つ、西谷で7つ（上条3つ・馬場条2つ・下条1つ・南条1つ）の11株からなっていた。講との関係でいうと、確節講が東谷、上条、馬場条、下条、南条の5つに分かれていた。また愛宕講は、泉原全体に互って組織されていたが（現44軒加入）、それ以外は東谷内、西谷内ないし各条内で組織されていた。もちろん株内で講が組織されているわけではない。

千提寺村は上台条、中井条、小山条の3垣内とそこから出た赤才、一町田からなっている。確節講・伊勢講がともに上台条、中井条、小山条毎に3つあった。ここから千提寺でも“条”が何らかの集落的まとまりを意味していると思われる。しかし、ここでは3垣内から出た赤才・一町田の人々も各垣内に属しているので、垣外は単なる地域的まとまりを超えた人的まとまりを意味しよう。また株という単位は存在していない。

こうした状況は、近世から引き続いていることは言うまでもない。『綜合清溪村史』によれば、庄屋は佐保村5人、泉原村2人、千提寺村2人であった（P.17）。たとえば、免山家文書中に、嘉永7（1854）年9月に高槻藩が領内村々に宛てた「儉約取締ケ条之覚」が残されているが、これは末尾に「佐保村免山株 庄屋伝右衛門 年寄柳蔵」の2名が署名しており、これが佐保村全体ではなく、免山株で保持されていたことがわかる。署名も、庄屋・年寄であり、佐保村においては株が一個の村の如き性格を持っていたことがわかる。すなわち、佐保村は全体が高槻藩領であり、相給村落の領主毎に村役人がおかれるのとは異なり、株毎に庄屋がおかれているのである。佐保村の株の村落共同体としての性格が窺われる。一方、泉原村・千提寺村も高槻藩領であり、泉原村の場合、東西各谷毎に1人の庄屋かもしれないが、ともに条毎におかれた庄屋とは言えない。村としてのまとまりは佐保村より圧倒的に強い。こうした村・条・株・講などのあり方は近世から引き続いていることは明らかである。

以上のことは、地域の状況を見れば分かる平明な事実と言うべきであるが、その意味するところは大きいように思われる。それは隣接する村でありながら、株のような基本的な言葉の意味がまったく異な

り、それは村・条・株の関係＝共同体の構造の違いに由来すると言える。任意団体としての講の言葉の意味は通有であるが、共同体との関係における講のあり方は多様である。すなわち、これは高槻藩の政治支配のレベルでは村として均一化されても、地域に歴史的に蓄積されてきた地域社会構造は簡単には均一化されないものとして存在していることを意味していると言えよう。

佐保村について少し見ておこう。文化10(1813)年の「佐保村人数・家数・寺数・牛数諸色寄帳」を見よう。

人数	546人（文化9年の538人より8人増）
	内 女 247人
	男 299人（56才～ 39人／15～55才 179人／～14才 87人）
家数	107軒
寺	3ヶ寺（教恩寺／教円寺／教願寺）
牛	64疋
蔵	7ヶ所
威筒	22挺
漁師筒	9挺
天水籠	65
非人番	男2人／女2人

高槻藩の年貢収納については、佐保村は神合株だけが神合村として別立てになっているが、この数字は、神合株を含めたものである。1937(昭和12)年の清溪村の大字毎の戸数は、泉原123戸、千提寺39戸、高山62戸、佐保112戸であった。佐保村の戸数は、19世紀前半の107戸から20世紀半ばの112戸までほとんど変化していない。各株の基本形は連続していることが窺えるのではなかろうか。

また牛64疋という数字も注目される。佐保地区での聞き取りで、高度成長前までは各家一頭の牛を飼っているのが普通だったという。博労が連れてくる牛を購入し、2～3年農耕・運搬に使役しながら肥育し、買値の二倍程でまた博労に売るとのことである。こうした牛の飼育は、泉原・千提寺・粟生間谷地区でも同様のことを聞いた。佐保地区の聞き取りでは、痩せた牛を買って、大きく肥育して肉牛として売るとのことであるが、中国地方から出た牛が良質で、山間地域の自然条件がむしろ肥育に好適だったと聞いた。ほぼ同様のことを大阪南部の和泉市域での聞き取りでも聞いたので、関西のかなり広い地域に共通のものだったかもしれない。

最近の八木 滋氏の研究（「天王寺牛問屋と摂河泉播の牛流通—天王寺牛市石橋家文書を中心に—」『部落問題研究』147号、1999年）によって、近世において摂河泉播に広く博労が（仲間のあり方は違おうが）展開し、中国地方から牛がもたらされ、これまた2～3年で買い替えられる状況が明らかにされている。しかし、近世の一般的な村落では、牛を飼っているのは戸数の1～3割が普通で、3～40石以上層では一軒で一頭の牛を飼うが、5～10石層では2～5戸の共同で一頭の牛を飼うことが見られ、それ以下では牛を持たない者がほとんどであったという。近世では、牛肉を食べることは例外的にないことはなかったが、一般的ではなかった。とすると肥育して肉牛に売るといふ飼いはできなかったはずであり、飼育総数が戸数の1～3割と言うのも当然であろう。こうした点を踏まえると、107戸の佐保村で64疋の牛が飼われていたことは例外的に多かったと言わねばならない。近世から蔓牛（^{つる}血統書付）という改良種和牛を発達させてきた中国山地の村々に近い比率であり、注目されるのである。これは、

表1 佐保村の階層構成

石高	村内	神合	国見	大岩	泉原	岩阪
0～	1+3	1+1		1	2	1
1～	6+1		5		1	1
2～	8		5			
3～	12+1		2			
4～	10+1		2			1
5～	10		1			
6～	20					
7～	12					
8～	5					
9～	3					
10～	3					
11～						
12～	3					
13～	2					
14～	2					
15～	1					
計	98 人	1 人	15 人	1 人	3 人	3 人

+ n : 惣作など (文化12(1815)年1月「去ル戌歳免割并諸色入レ帳」より)

聞き取りで言われたように、この地域は飼育に適しているのか、交通運搬に不可欠なのか、おそらく両方であろう。それとともにこうした牛飼育を可能にした村落構成の特徴も考えておく必要がある。

文化12(1815)年1月の佐保村の「去ル戌歳免割并諸色入レ帳」には年貢・村入用の書上げの後に、その負担の基準となる「小前所持高」が一人毎に書上げられている。これは年貢のかかる村高として669石2斗1升7合とあるので、佐保村のうち神合村を除いた部分であることが分かる。他村からの出作を除いて98名の所持高が書上げられているが、文化10(1813)年の107戸から神合村分を除けば、この98名は佐保村のほぼすべての家数に近いと考えられ、無高は皆無に近いと言えよう。すなわちこの「小前所持高」は佐保村(神合村を除く)の全体を表現していると言える。これを、一覧にしたのが表1である。これによれば、①突出した大高持ちはおらず、10～15石台に分厚く11名がおり、これが村内有力者層を形成している、②3～7石台に64名が集中し、特に6石台には20名が集中している、③一方、無高は皆無である、ことが分かる。すなわち、佐保村では農民層分解がほとんど進展せず、6石前後の小農民のフラットな村落共同体を維持していたのである。こうした、小農民に蓄積された力が、山間地域の牛飼育の好適性・必要性とあいまって、6割近い家で牛が飼われるという状況を可能にしたのではなかろうか。この地域の、小農民の経営に包摂される形での牛飼育は近世から高度成長まで広く見られた状況であったと考えられる。もちろん、そこには牛肉食の本格的始まりや、博労を制約する天王寺牛問屋の消滅、さらには近代社会の到来の中で、大きな変化があったことは言うまでもないが、特にこの地域では小経営に包摂された牛飼育は平野部より早く広範に展開し、その連続性は他地域より著しい特徴をなしていると考えられる。

この地域の農民層分解の未進展を指摘したが、これはこの地域での商品経済の未展開を意味するものではない。佐保地区・泉原地区・千提寺地区・粟生間谷地区の聞き取りでは、いずれも戦後、高度成長前までは酒米を作っていたと言われているが、この地域の酒米の生産は、近世から有名であった。天保13(1842)年に大坂町奉行所において、物価引き下げのため諸商品の大阪への集荷状況を調査した「諸色取締方之儀ニ付奉候書付」の中の「酒之事」の項目に次のようにある。

(前略) 然ル處右酒米之儀は、堂島浜方にて買取候も有之候得共、多分酒造人住所最寄、撰・河・

泉・播之内、米柄宜村々にて直買いたし、夫々造立候酒は、地売又は江戸其外諸国えも積送候事之由、(中略)酒造人共義、米之善悪に寄、其酒之性合に拘候に付、たとへは摂州伊丹郷酒造之内、劔菱又は男山杯と唱へ候酒は、同州島下郡粟生村福井村等之米を相用、其外諸郷も同様之振合にて、夫々遣来候米柄兼て相定有之、右之外先は他米相用不申由に付、其儀を見込、銘々遣来米買入に不取懸以前、其先々之者と馴合、格外直段を以買付置、酒造人を為手支、尚又直増を以右之もの共え売払遣、間銀徳用いたし候義を渡世同然に致候者追々出来、右は鳶商人と相唱候奸商共に付、酒造人之内には、右を防候為、田方植付時分より百姓共え先銀相渡、他之手え米を不相渡様、高直に買付置候分も有之(後略)

近世の灘・伊丹等の酒造地域の発展は、同時に米質の酒造に適した酒造米の特産地を発展させた。その第一が福井村や粟生村など、この地域であった。そして注目されるのは、この酒造米は高値で取引され、鳶商人が介在したり、それに対抗して酒造家が前金で契約栽培を依頼したりという、商品経済に親和的な生産物だったことである。聞き取りで上がっていた様々な生産品の中には、近世から作られ、大坂や茨木などの都市市場に出荷されるものもあったと思われる。たとえば千提寺地区で上がっていた独活は天保年間から作られたと言われている。このように、この地域は、山間地域ではあるが、商品経済が未進展であったわけでは決してない。むしろ商品経済の浸透と農民層分解の未進展が支えあっているような地域構造を想定すべきであろう。そして、この酒造米生産も高度成長期に終焉を迎えるのである。

佐保地区の聞き取りに、酒造米(畿内雄町)は晩稲で手がかかり収穫が困難であるが、概して山間地域の方が適していたとある。水利調査の地図に示されているように、佐保地域は、山陰に隠れるように田が開かれていた。それは決して恵まれた生産条件とは言えなかった。その様子は、明治10年代に地租の軽減を願った嘆願書(下書き)に窺える。

収穫引下ゲ御願

島下郡佐保村

一田反別何十何町何反歩

右は明治九年地租御改正之節田地平均ノ収穫何石何斗御達ニ相成、其際何分当村田地山間日陰ニ有之、且前書反別ノ内字何々反別何十何町ハ人家ヨリ凡二十五町余モ隔タリ、其上用水不弁ニテ年々旱損致シ候、字何々反別何程ハ四方高山取囲ミ、日陰ノ難地故、逆も御達之収穫ニテハ収税難相成、不適當之義具申仕候處、願之趣御聞濟ニ相成有之候、然ルニ改何石何斗御再達ニ付難有奉存候得共、村民え通達仕候處、前書奉歎願候通之地所難地ニ付御受難仕旨申立候得共、再応之御達且ハ五ケ年間ニテ改正相成候事故、此度之義ハ御受可仕旨、戸長ヨリ説論仕候處、一同承服致シ御受収税仕居候處、今般第廿四号ヲ以、明治十八年迄据置収税可致旨御布告ニ候得共、前頭之通、難地且寒威強、麦菜種等ノ作付モ難出来地所多有之、実々山間日陰ニ付、田作ノ実乗少ク、今十八年迄収税難相成ニ付、何卒実地御検査之上収穫御引下ケ被成下度偏ニ奉懇願候也、

ここには、佐保村の困難な自然条件の中で作り上げてきた生産条件の達成が示されていると同時に、明治国家に対してそれを守ろうとする村民の姿が見て取れる。

ここまで佐保村を軸に見てきたが、少し視野を広げて見よう。この地域は、決して商品経済が未浸透ではないと述べたことと関わるが、またこの地域は近世から奉公人を受け入れる地域であった。この近世の年季奉公人の出身地を分析したのが、第6章西村和江「年季奉公人について」である。この分析の軸は、粟生岩阪村の池上家文書の奉公人請状である。全53例のほとんどで、出身地が丹波国天田郡・丹

後国加佐郡周辺と丹波国桑田郡周辺の2カ所に集中しているのである。すなわち奉公人の受け入れという点からいうと、北方にかなり離れた前記2地域との特定のネットワークが存在していたのである。こうしたネットワークは、一面で、先に奉公した人の伝^{つて}で奉公人が見つけられたり、特定の仲介者の存在を予想させ、他面で前記2地域の奉公人放出の必要性を想像させる。同様の傾向は、例は少ないが佐保村、泉原村の事例でも見いだされ、この地域に広く見られる状況と思われる。この特徴は、佐保村・泉原村のわずかな例からではあるが、婚姻圏がわりに近辺にまとまっていると思われるのと対比すると、いっそう際立ってこよう。佐保地区の東浦家での調査の際に、東浦繁雄氏夫妻に伺ったことによれば、子供のころ（戦前）には、丹波辺りから学齢期の女子が子守奉公に来て、奉公先から学校に行っていたのを記憶しているとのことであった。近世においては、男性の奉公が半数以上であり、それがどのような内容の奉公であったのか、近代にどうなったかは不明であるが、女性の奉公については家内労働がその内容だったと思われ、それも近世から近代に連続した側面を有していたのではないと思われる。

以上、この地域の近世の特徴の若干の点に触れ、明治維新を経て政治社会の編成のレベルでは大きな変化があったにもかかわらず、近代に連続している側面のあったことを見てきた。この連続した側面は、政治社会レベルとの対比で言うと、生活世界レベル、あるいは地域生活レベルとでも表現できるのではなかろうか。そしてこの生活世界レベルは、先に指摘したような隣接する地域でも容易に均一化することを跳ね返す粘着力を有していたのではなかろうか。

第3節 近代における地域構造

今回の文書調査では、近代関係のものが多かったことは先に触れた。その際、重要なのは多様なレベルの史料を調査できたことである。免山家文書には、様々な史料が含まれているが、現当主篤氏の先代英次氏が清溪村収入役や帝国在郷軍人会清溪村分会長などを歴任されたことにより、昭和初年の清溪村行政関係史料や在郷軍人会関係史料が大量に残されていた。こうした近代の行政村レベルの史料が残されている一方、川畑澄雄氏方では、馬場株関係史料並びに伊勢講・念仏講関係史料を調査できた。このことの持つ意味をまず考えておきたい。

日本の近代は、天皇制国家による軍事力をもちいた帝国主義的対外侵略に彩られている。そのことが国内の軍国主義的・権威的支配体制と表裏であったことは周知のことである。清溪村在郷軍人会が、1910（明治43）年に全国組織である帝国在郷軍人会清溪村分会として編成替えされたのは、そうした支配体制の深まりを示している。近代における農村研究は、この支配体制の基礎・矛盾を明らかにするものとして行われる傾向が強かったと思われる。そこでは、清溪村のような近代の行政村とその中に含まれる自然村との乖離・ギャップに言及されるのが常であった。その際、自然村とされるのが近世の村である。しかしここには二重の問題が含まれている。一つは、近世村も先述のように条件によって多様であるが、それ自体が村落共同体であると同時に、村請制村落として政治的編成を受けている点である。もう一つは、「自然村」に残された史料によって、その内部に立ち入って検討されることがほとんどなかった点である。すなわち、上からの支配に関わる史料や、当該地域を外から眺めた状況論的史料では、その地域社会の実態には迫れないのである。言い換えれば、近代史では、地域史料に立ち入った研究が求められていたと言えよう。幸い今回、「自然村」内部の株や講の運営の実態を示す史料を調査することができたのは、その意味で大きな意義を持っている。

もちろん株や講の史料からは、近代の権威的支配の影を十分に検出することは困難であるが、しかし、それは権威的支配の欠如を意味しない。両面の統一的な把握が必要なことは言うまでもない。今回、清溪村レベル及び株・講レベルの一次史料を同時に検討できたことは、その課題を達成する条件を与えられたことを意味しよう。特に、そのような視点を持つことによって、帝国在郷軍人会清溪村分会の史料分析にあたって、帝国（国家）、大阪支部、三島郡連合分会、清溪村分会と重層する権威的編成の側面とともに、それを制約する地域の動向に留意する解析が可能となったと思われる（内容は後述）。

これを整理すると、次のように言えよう。当該地域は国家・清溪村・村・株・講と言う重層的な構成をなしている。これは、国家的な支配とつながる政治社会レベルと地域の生活社会レベルという二つのレベルに区別できるが、その両者の接点に清溪村が位置すると言えるのではなかろうか。

今回の報告書に、行政村＝清溪村そのものの分析は入れられなかったが、第8章多久和優志「帝国在郷軍人会清溪村分会の組織と構造」は、国家－清溪村と連なる政治社会レベルの状況を明らかにしている。1910(明治43)年に清溪村在郷軍人会は帝国在郷軍人会の清溪村分会に編成替えされるが、分会は大字単位に4つの班（1班泉原、2班佐保、3班高山、4班千提寺）から構成されていた。分会長・副分会長・理事（4名）・監事（2名）の役員や評議員（8名）は、村内有力者が各班のバランスを考慮して就任している。多久和氏は、軍事的な方向性を持つものを中心とする分会活動を分析し、分会員・村民の分会に対する意識を抽出し、軍国主義体制への民衆動員の状況を明らかにしている。そこでは、「消極的同調」という結論を引き出している。そうした民衆を動員するため、分会行事に娯楽の要素を盛り込んだり、共同体としての取組みに統合しようとする方向を模索するのである。

帝国在郷軍人会の清溪村分会が組織されるということ自体に日本近代の国家体制との繋がりが示されているし、その活動に村民が様々に参加しているのであって、それは決して個々の村民にとって無縁のものではありえない。しかし、その権威的編成を浸透させることは容易ではなかった。おそらくそれは、清溪村レベルの史料からは見えないが、政治社会レベルとは異質な地域生活の存在に支えられていたのではないと思われる。逆に、多久和氏の村民の消極性として抽出した特徴、それ故に民衆動員のために採られなければならなかった様々な方途は、そうした地域の生活世界レベルの存在を窺わせ、尚且つ清溪村という枠組みが両者の接点に位置していることを予想させるのである。

このような地域生活レベルの現状に分析のメスを入れたのが、第9章田中ひとみ「茨木市佐保地区馬場株における株と講組織」である。馬場株は40軒程の集落であるが、田中氏は、この馬場株の活動の全容を示すが、金銭の出入りを簡単に記すだけで内容の理解が困難な「馬場株勘定帳」の記載を綿密に分析し、その意味を解説する。馬場株の特徴として、教円寺・報恩講関係費用が株として負担されていることがある。おそらく寺院とその宗教的な活動が株という共同組織と即自的に統合されているのは、株の一般的な在り方というわけではなく、馬場株の特に強固な結合を支える条件と言えよう。また、馬場株のなかには、2つの伊勢講と2つの念仏講が存在した。伊勢講は毎年2人を伊勢参宮させることを、念仏講は念仏を唱える集まりを、核とする共同組織である。しかし、株にしろ、講にしろ、それぞれが共同所有地をもち、その土地を小作させ、そこから上がる収益が株や講の運営費用に充てられていた。そしてこの共同所有地の運用は経営的側面と同時に互助的側面を持っていた。また、株の米寄講・麦寄講の米・麦の売却や株・講の共有山の立木の売却なども共通する性格を持っていた。これらの株や講は、地域生活に深く根付き、地域の支配秩序の形成に大きな役割を果たすと同時に、地域生活の互助的機能を果たしていたのである。

ここで留意したいのは、田中氏が馬場株やそこでの伊勢講・念仏講を分析した対象時期は、一方で多久和氏が帝国在郷軍人会清溪村分会の活動の分析対象とした時期と重なるという点である。株や講の運営を示す史料を見ている限りでは、軍国主義的な国家体制の浸透の影は見えにくい。むしろ営々とした村落の伝統的地域生活が営まれているかに見える。先に清溪村レベルの史料からは、株や講などの地域の生活社会レベルの状況が見えないと言ったのとちょうど逆の事態がここにある。おそらく、先に国家主義的な民衆動員が容易でないとやったことの背後にあるのが、この伝統的地域生活ではないかと思われる。しかし、それは国家主義的秩序が、個人々人にとって外的で無縁なものというわけでは決していない。馬場株に暮らす一人一人の人間にとっては両者はともにリアルな現実としてあり、一人一人の上に政治社会レベルと地域の生活社会レベルの状況が二重化していると言うべきであろう。そして政治社会レベルは外へと広がって行き、国家システム、果ては世界システムというような問題との関係性で把握されるべきなのに対し、地域生活レベルは局地的で、地域に蓄積されたものが容易に均一化しないと言えるのではなかろうか。言い換えれば、国家システム・世界システムが中心と周辺という形で、地域を中心との関係性における変数として処理するのに対し、粘着力を持ってそこに存在し続けようとする地域社会構造が存在すると言えようか。多久和論文と田中論文は、この両側面をそれぞれ表現しているものと考えられ、今回、行政村レベルの史料と株・講レベルの史料を同時に調査しえたことにより、両側面を統一して理解することができたと言えよう。それが歴史環境班の最も特徴的な論点と言えるのではないかと考えている。

さて、以上に述べてきたような地域の生活世界レベルの状況は、現在大きく解体しつつある。その最も大きな画期は、聞き取りでの様々な生活様式の変化のターニング・ポイントとして指摘されていた高度経済成長期であろう。この地域に強固な株や講の共同組織が存立してきた基礎に共同所有地などの共有財産があったことは、田中論文に明らかで、これが地域の生活社会レベルの持続を基底で支えていたと思われる。高度成長期の開発により、共同所有地の喪失の第1段階が踏み出され、今回の都市開発で共有地は公団に売り渡されることで、地域生活の構造的・最終的解体期に今際会しているのである。

第3章 古文書調査

第1節 古文書調査の概要

古文書調査は、主に佐保地区・泉原地区で行なった。当該地区においては、『茨木市史資料目録』（1969）に掲載されているのは免山家文書（佐保）と奥野家文書（泉原）の2文書群のみである。その他、粟生岩阪の池上家文書は近年整理され約11,000点に及ぶ目録（茨木市教育委員会『池上家文書目録』上・下 1995）が公刊されている。調査としては、この2文書群の再調査と新史料の発掘に努めることを目標とした。また、松尾 寿氏が独自に調査された文書群（梅原家文書など）についても、その成果を参考にさせていただいた（第2回研究会）。また、整理済みの池上家文書については、茨木市立文化財資料館で閲覧させていただいた。

調査の方法についてであるが、個々の文書群については表1や各文書群の「目録」に付した「解題」を参照していただきたい。全体としては、時間的制約や自治体などによる今後の本格的な調査や整理も考えられるので、概要調査にとどめたものが多い。その際、史料の現状をそこなうような方法は避け、付箋をはさみ込んで番号付けを行なった。中性紙封筒につめたものもあるが、その場合は現状を詳しく記録した。そのような事情によって、一括文書などについて詳細な目録を作成していない場合や現状を細かく記録していない場合があるが、その場合は現状はそのままにしてある。今後、詳細な調査・整理が進むことを期待したい。

第2節 各文書群の目録と解題

1. 佐保地区

佐保地区は、江戸時代には摂津国島下郡佐保村で、免山・庄ノ本・梅原・馬場・神合・屋上の6株に分かれていた。1889（明治22）年の市町村制施行以降は島下郡清溪村の一大字となった。現在は、屋上の集落はなくなっている。古文書調査は、このうち馬場・免山・梅原の各株で行なった。

馬場株

馬場株では、馬場株区有文書、馬場株上伊勢講文書、馬場株東念仏講文書、川畑澄雄氏所蔵文書の目録を掲載する。これらの文書群の内容については、第9章の田中ひとみ「茨木市佐保地区馬場株における株と講組織」において詳細に分析しているので、詳しくはそちらを参照していただきたい。

1. 馬場株文書

大正から昭和にかけての馬場株の文書（明治期のものも若干含まれる）。木箱入り。箱の蓋の裏には「馬場村方書類/S44.1」とある。大きく分けて、寺関係のものと、その他に分かれる。目録では、前者を「寺」、後者を「村」と分類した。「寺」は25点、「村」は30点である。「寺」では、八日講や報恩講、その他法要の勘定帳簿が多い。「村」では、株の勘定帳簿や共有林の売り払い帳簿などが多い。

表1 古文書調査表

地区	文書群	概要	目録	撮影	備考	
佐	馬場株文書	○	○	○		
	馬場上伊勢講文書	○	○	○		
	馬場株東念仏講文書	○	○	○		
	川畑澄雄氏所蔵文書	○	○	○		
保	免山家(本家)文書	近世	○	●	○	
		近代	○	●	□	
	免山英次氏文書	○	□	□		
	東浦繁雄氏所蔵文書	○	○	○		
	梅原株	梅原保夫氏所蔵文書	○	●	□	解題のみ
	佐保全体(馬場以外)	佐保村神田講文書	○	●	○	
泉原	寺野忠治氏旧蔵文書	○	●○	○		
	寺野允将氏所蔵文書	○	○	○		
	奥野武彦氏所蔵文書	○	●	□	解題のみ	

○=作業終了 ●=茨木市史、免山 篤氏など作業済 □=一部調査にとどまる。

また、1914(大正3)年の大火後の儉約規定など馬場株の共同体としての性格を考えるうえで重要な史料も含まれている。全体としても、戦前から戦後にかけての共同体のあり方が解明できる貴重な史料であるといえよう。

2. 馬場株上伊勢講文書

木箱入り。10点。木箱の蓋の表には「□□(伊勢カ)帳箱」と書かれている。馬場株の伊勢講は上と下に分かれており、これは上の講に関する文書群である。上講では、毎年2名の当番を決めており、現在でも勘定簿などが入ったこの木箱入りの文書をその当番が保管している。内容は、明治以降の勘定簿のほか、当番や伊勢神宮へ実際に参拝する「当人」などの名前の書き上げなどである。近世文書も1点ある。なお、10の一括文書の詳細目録は作成していない。

3. 馬場株東念仏講文書

木箱入り。46点(枝番も入れると47点)。木箱の蓋の表には「明治拾壹年/寅之歳改/念仏講」、同じく裏には「念仏講帳櫃/馬場株」とある。また、箱底には「明治十一歳/寅歳改め/念仏講帳箱/元東株中」と書かれている。馬場株の念仏講は東と西に分かれており、これは東の講に関する文書群である。東念仏講でも、毎年2名の「当屋(当家)」を決めており、現在でも勘定簿が入ったこの木箱入りの文書を当屋が保管している。内容は、明治以降の会計関係の帳簿や書類がほとんどだが、安永2(1773)・文化7(1810)・1874(明治7)年の「弓之事諸事用記」と題する帳簿が3点ある。なお、近年の文書の目録は省略した。

4. 川畑澄雄氏所蔵文書

襖の裏張り文書なので、断簡が多い。111点を封筒に入れたが、そのうち内容のわかる30点を目録化した。今後復元作業をすすめていく必要がある。借銀証文が多いようだが、その他様々なものが含まれているようである。その借銀証文も、中には借り主が百姓の名義になっているが実際は高槻藩士が借りているといった特徴的な証文も含まれている。

免山株

5. 免山 篤氏所蔵文書

免山 篤氏現所蔵文書は、大きく分けて2つに分かれる。一つは、近世に佐保村の庄屋を勤めた免山家（本家）の近世・近代の地方文書、もう一つは、免山 篤氏の父親にあたる英次氏に関する文書である。ここでは前者を免山家文書、後者を免山英次氏文書と呼ぶことにしたい。

①免山家（本家）文書

本文書群の一部はすでに『茨木市史資料目録』に「免山英雄氏所蔵文書」として近世文書が395点目録化されている。免山家は近世に佐保村免山株の庄屋をつとめ、近代に入っても佐保村の戸長や清溪村の村長をつとめている。

この史料群は、免山家の分家である免山 篤氏が本家から譲り受けたものであり、近世と近代とに分けて免山 篤氏ご自身が整理され、目録を作成されている。現在は、近世と近代をそれぞれブリキの箱に収納されている。免山氏作成の目録によると、近世は1052点と近代は701点であり、佐保地区では群を抜く量の史料群である。

内容を掻い摘んでみると、近世は元禄～幕末までで、土地売券・借銀証文の他は帳簿類がほとんどで、近代は明治期が中心の村方文書である。近世文書としては、銀出入覚帳（免山家）、葬儀関係、免定、佐保村算用帳、免割帳、津出し帳、国役銀掛高・割方帳（朝鮮人来聘など）、普請人足掛帳（淀川右岸普請関係）、松茸運上覚帳、普請関係、土砂留関係などが残っている。近代文書も土地関係の証書類や勘定帳類がほとんどである。ただ残念なことに虫損の激しいものも多く、帳簿が開かなかったりする。今後、適切な保存措置と内容の詳細な分析がまたれるところである。

②免山英次氏文書

免山 篤氏の父親である免山英次氏が清溪村役場での職務などにかかわってのこした文書である。『総合清溪村史』によれば、免山英次氏は1895(明治28)年7月6日の生まれで、1926(大正15)年2月1日に清溪村役場書記に任じられている。その後、清溪村収入役や在郷軍人会清溪分会の分会長などを歴任している。

この史料群は、タンスの引き出し状の木箱10個に分けられて入っている。その木箱10個にA～Jの記号を与えて、それぞれに目録を作成した。なお、この文書群には綴じ込みの簿冊類が多く、それらの中身も本来は1点ずつ目録化すべきであるが、膨大な量に及ぶため、簿冊ごとの目録しか取れなかったことをお断わりしておきたい。それではA～Jごとの内容を簡単にみておきたい。

- A. 44点。箱のなかには3つの山に分けられていたので、それぞれ「あ」「い」「う」とした。戦時中から昭和30年代はじめにかけての免山実行組合関係の書類である。
- B. 33点。大正から戦後にかけての清溪村議会の議案書や大字佐保の勘定帳などが含まれている。免山 謹之助は英次氏の義父（篤氏の祖父）にあたる。また、免山英雄は本家の当主で、英次氏の義兄

(篤氏の伯父)にあたり、清溪村長をつとめた。

- C. 48点。清溪村役場関係や実行組合・農協関係の書類。
- D. 27点。主に大正期の清溪尋常高等小学校関係の書類。
- E. 21点。Aと同様に「あ」～「え」の山に分かれる。免山英次氏が清溪村の書記・収入役時代の「備忘綴」がほとんどである。
- F. 35点。Aと同様に「あ」～「え」の山に分かれる。免山英次氏の清溪村書記・収入役時代の書類がほとんどである。
- G. 66点。Aと同様に「あ」～「え」の山に分かれる。昭和戦前期の清溪村役場関係書類と免山収入役の「執務備忘録」などである。
- H. 107点。帝国在郷軍人会清溪村分会関係書類。
- I. 59点。清溪村関係、在郷軍人会関係、免山家関係の書類などが含まれている。
- J. 3点。清溪村・在郷軍人会関係。

計443点。そこで、本文書群の特徴について高岡裕之氏の調査所見に基づいて整理しておきたい。

本文書群は、①清溪村政関係文書、②大字佐保関係文書、③免山実行組合関係文書、④帝国在郷軍人会清溪村分会関係文書、⑤免山家関係文書 の5つに分類される。

①の行政村関係文書は、時期的には明治後期から昭和初期にかけてのものであるが、分量的には第一次世界大戦～第二次世界大戦期のものがほとんどである。内容的には、役場庶務・財政・教育・村会の全領域をカバーし、さらには衛生組合や農会といった村内団体の史料も含んでいる。これらの史料の特質としては、次の5点が挙げられる。第一に、清溪村の基本史料が含まれていることである。つまり、村会議案・各種統計・各種計画書類などであり、これらから大正・昭和期の清溪村及び村政の概要をうかがい知ることができる。とりわけ地区の土地所有及び地主・小作関係を示す農業調査や、昭和戦前期における村の現状と課題を示す経済更生運動関係史料は興味深い。第二は、農業関係の史料が多く含まれていることである。村農会を中心とするものであるが、三島郡レベルでの多様な活動をもうかがい知れる。第三には、教育関係の史料が多く含まれていることである。時期的には、ほぼすべてが大正後期のものである。一般に小学校における史料の残存状況は極めて悪く、「沿革史」以外の一次史料が残されているケースは稀である。こうした現状からすれば、学級日誌・自治会記録などを含む本史料群は、教育史の側から見ても非常に価値のあるものと思われる。第四は、戦時期の史料が多く含まれていることである。第五は、「参考書類」としてまとめられた簿冊群には当時村役場に送付された各種の案内・パンフレット・新聞号外などが丁寧に綴じられていることである。それら一点一点は決して体系的なものではないが、大変珍しい史料を少なからず含んでおり、全体としてみた場合、当時の社会的雰囲気をも極めてよく伝えるものとなっている。

②の佐保関係文書は1940年代のものが多。

③の免山実行組合関係文書は、地域の末端組織のあり方を示すものであるが、その歴史的経緯からして戦時期以後のものであり、量的には戦後が圧倒的である。また供出関係の書類が多く、戦中・戦後の食料政策の末端構造を考察する上においても重要な価値をもつものと考えられる。

④の在郷軍人関係文書は、史料が敗戦時に処分されたものが多く、残存していることだけでも重要である。この在郷軍人会関係文書については第8章の多久和優志「帝国在郷軍人会清溪村分会の組織と構造—在郷軍人会の民衆動員における実情—」で詳しく分析しているので、そちらを参照していただきたい

い。

本史料群の①～③は地域社会の重層構造に対応している。また、狭義の村政史料だけでなく村内の各種団体の史料も多様に含まれている。今日、近代史で利用可能な地域史料の多くは①か②のレベルがほとんどで、その他のレベルの史料を研究者が目にする機会はほとんどない。また、たとえあったとしても、史料の残存はどれかのレベルに限定されている場合がほとんどで、その相互関連を分析することが困難な場合が多い。その意味でも、本文書群は近代における地域社会の実態を考察する上で極めて貴重な価値をもっているといえる。

6. 東浦繁雄氏所蔵文書

東浦家は近世に佐保村の年寄をつとめていた家である。この史料群は調査時にすでに横帳とその他の一紙ものに分けられていたので、前者を「冊」として番号をあたえ、後者にも別途番号をあたえた。年代は近世後期が多いが、時折近世中期の文書もみられる。

「冊」は24点。報恩講関係の帳簿の他、婚礼・葬儀・法事のときの帳簿類がほとんどである。

一紙ものは135点。山林売買証文や借銀証文が多いが、宗旨送状や奉公人請状なども目につく。宗旨送状や奉公人請状については、他の史料群の事例もあわせて、第6章の西村和江「年季奉公人について」で分析しているので参照していただきたい。

梅原株

7. 梅原保夫氏所蔵文書

梅原保夫氏所蔵文書については、概要を調査するのみで、整理は行っていない。ここでは、われわれが確認した文書について略述するにとどめたい。

まず、「摂州大田郡五ヶ内佐保村御検地帳／文禄3年9月」があげられる。文禄検地帳の原本であるが、残念ながら、若干の後欠がある。

次に注目されるのが、佐保村の免定である。17世紀中ごろから19世紀中ごろにかけての免状がかなり連続して残っている。免定の年代は、寛永19(1642)年～慶安4、承応2～明暦1、万治2・3、寛文3～元禄14、宝永1～正徳1、正徳4～享保2、享保7・9～11、13～15、17・18、享保20～安永8、天明1～5、寛政1～天保10(1839)年の180年分が残っている。この他にも前欠ないし後欠で年代未詳のものが12点ある。佐保村は当初京都所司代板倉重宗の所領であったが、初期の免定の発給主体は「周防」なので、そのことが確認できる。「周防」は少なくとも明暦元(1655)年まで確認でき、その後万治2・3(1659・60)年は「松吉左」(幕領代官松村吉左衛門)が発給している。また寛文3(1663)年以降は高槻藩の役人が発給している(この点『茨木市史』参照)。また、天和元(1681)年までは770石8斗2升で高請けされていたが、天和2(1682)年からは655石1斗6合の高請けとなっている。これは、この時点で佐保村全体から免定の上で神合株が分離したことを示していると考えられる。

その他の文書については、主なものを簡単にアトランダムに列挙しておきたい。

梅原氏過去帳・系図(3点)／佐保村一件和談済口為取替一札(天保8)／山崩岸崩書上帳(慶応2)／連印帳／請山論御取扱二付対談仕用書(安政4・4)／粟生村岩阪・佐保村両村論談済口一札(安政4)／永代諸事覚(寛政10・12)／神社寺院改書上帳(慶応4)／(村方文書)目録(文化9)／月々勘定帳(嘉永7・安政2・文久1～3・元治1・慶応2)／頼母子掛銀覚帳(享保3)／出勤足役帳(安政2・3)／高槻行飯代日記(文政14)／梅原村算用帳(弘化4)／いみの事講田高道作り三宮くい口見役御

用銀の方へ月々掛銀帳／宮座申合一札之事／神田講中あて寄進一札之事（宝暦3）／佐保村絵図面（明治3）／島下郡各村里程図／荒所絵図面／永荒御免定引帳（明治5）／地券之証（明治6）／永荒小前帳（明治10）／本寺末寺其外明細帳（明治5）／共有地名簿（明治21）／秣山永請約定履行之控訴状（明治23）／萬覚帳（明治6）／小使覚帳（明治8）／佐保村大勘定帳（明治6）／御蔵訳帳（明治4）／御貢米津出し帳（明治5）／御取辻・津出帳（明治4）／御米御出シ紙写・津出割方帳（明治4）／松谷門徒共有地諸税及入費割方帳（明治11）／

この他にも、近世の土地売買その他の証書類や書状類、近代の租税関係書類や意見書などもある。また、制札も何点か残されている。全体的に数は少ないが、争論史料などもわずかではあるが含まれており、比較的バラエティに富んだ村方文書群であるといえよう。

佐保村全体

8. 佐保村神田講文書

木箱入り。免山 篤氏作成による目録をそのまま掲載した。その目録によると宝暦2(1752)年から現在(平成4年)までの216点の勘定帳簿類が残っている。中でも算用帳は、宝暦2(1752)年以降分はほぼ連年で残っている。明治期以前の分については、現在免山 篤氏が管理しており、それ以降分は現用の帳簿といっしょに当番をまわっている。

神田講は屋上・神合・梅原・免山・庄ノ本の各株から構成されている宮座のような組織であり、馬場株は入っていない。5株の氏神は高座神社で、馬場は言代神社である。

講員は入講時に入宮(いりく)米を払っている。講員数はほぼ50名前後で推移しており、当番は1年ごとに5株で順番に回り持ちであった。

2. 泉原地区

泉原地区では、寺野忠治氏旧蔵文書、寺野允将氏所蔵文書、奥野武彦氏所蔵文書を紹介したい。

9. 寺野忠治氏旧蔵文書

泉原の寺野忠治氏から免山 篤氏が譲り受けたものである。木箱入り。全部で85点で、免山 篤氏の作成の目録がある。ここでは今回調査した29点について目録を掲載した。

近世については田地・山林の譲り渡し証文が多いが、売主が「株中」であるものがあり、また盗人に関する一件の文書もあり、村落構造の一端がうかがえる史料である。

10. 寺野允将氏所蔵文書

23点。1、2、4、5、10、11など比較的大きな一括文書を含むため総点数では400点をこえる。近世文書は1、3のみで奉公人請状などが多い。近代文書は清溪村長をつとめた寺野栄次郎関係のものが多い。『綜合清溪村史』によると、寺野英次郎は慶応3(1867)年1月17日の生まれで、1897(明治30)年4月から1906(明治39)年4月にかけて清溪村収入役、1916(大正5)年4月から1924(大正13)年4月にかけて清溪村村長をつとめている。

2は寺野栄次郎あての辞令や委嘱状、賞状などが多い。4は土地関係書類。5は昭和初期の村会議員である寺野栄次郎あての通知や村会の議案書などである。10は寺野栄次郎あての通知書類で、収入役時代のものが多い。11は明治前期に村会議員などをつとめた寺野忠次郎あての通知書類である。これらの史料は、免山英次氏文書とはまた少し違った角度から清溪村の村政を照射するものとして重要であると

考えられる。また、当時の村長や収入役がどのような役職に委嘱されていたのかということもよくわかる史料でもある。

11. 奥野武彦氏所蔵文書

奥野家は、近世では泉原村の庄屋をつとめ、近代に入っても戸長や清溪村村長をつとめている。奥野武彦氏所蔵文書はすでに『茨木市史資料目録』で「奥野市子氏所蔵文書」として近世文書74点、近代文書366点が目録化されている。今回の調査では近世分の既整理文書の写真撮影を行なったのみである。近世文書の内容としては、免定や「年中村方諸事控帳」などの村政関係のものや売買証文などがある。その他、未整理の近世の宗旨関係文書があることもわかったが、それ以上の調査は残念ながら果たせなかった。

(文責 八木 滋)

[付表] 文 書 目 録

凡例

先に記したように、各文書群の調査については、詳細な文書目録を作成したものとそうでないものがある。したがって、目録のとり方について、各文書群間で統一を欠く場合がある。以下の凡例では、その最大公約数の原則を示した。その点をご考慮いただき、各文書群の解題も参照しつつ以下の目録をご覧ください。幸いである。

(1) 番号

原則として、調査時点で所蔵されていた史料の単位、配列順そのままに番号を付けた。史料の単位等については、各文書群の解題を参照されたい。

(2) 表題

原則として、原表題をそのまま記した。原表題のない文書については、〔 〕内に仮表題ないしは（ ）内に文書内容を補った。また、必要な場合は「 」内に文中から引用した。

(3) 年月日、西暦

参考として西暦年を付した。

(4) 作成

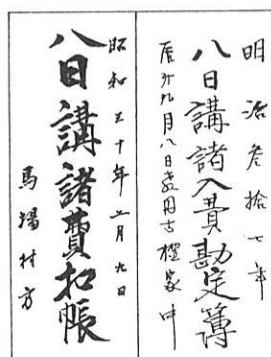
差出と宛名は矢印で示した。

(5) 形態・数量

基本の形態については、「状」（一紙もの）、「縦」（縦帳）、「横」（横帳）、「横半」（横半帳）、「綴」（一紙ものを綴ったもの）とした。封筒、袋、ひも、札、絵図などは、そのまま形態とした。製本された冊子体の印刷物は「冊」とした。近代文書のうち紐でしっかりと綴じられた簿冊については、その内容が帳簿か文書綴りかを問わず「簿」とした。

(6) 備考

以上の項目に入らない情報はここに記した。史料単位内での文書の位置に関する情報などもここに記した。



[参考]

(左) 佐保馬場株文書〈寺8〉

(右) 佐保馬場株文書〈寺1〉

免山英次氏文書 < 4 >

番号	表題	年月日	商標	作成	形態・数量	備考
イ1	領収書	昭和16~18	1844免山		簿1	
イ18	貸借帳	昭和14	1935免山		簿1	
イ19	貸借帳	昭和25~30	1950		簿1	
イ20	貸借帳	昭和4~7	1922統計員免山英次		簿4	4冊綴
ウ1	領収書	昭和11	1936		簿1	
ウ2	領収書	昭和16	1941		簿1	
ウ3	領収書	昭和7~9	1932免山		簿1	
ウ4	領収書	昭和14	1939		簿1	
ウ5	領収書	昭和10~11	1935免山		簿1	
ウ6	領収書	昭和17	1942免山		簿1	
ウ7	領収書	昭和18	1943免山		簿1	
ウ8	領収書	昭和16~18	1937免山		簿1	
ウ9	領収書	昭和17~18	1938免山		簿1	
ウ10	領収書	昭和29	1954免山		簿1	
ウ11	領収書	昭和9	1934		簿1	
ウ12	領収書	昭和5	1930		簿1	
ウ13	領収書	昭和4	1929		簿1	
ウ14	領収書	昭和13~10	1938免山		簿1	
ウ15	領収書	昭和14	1939免山		簿1	
ウ16	領収書	大正13~昭和2	1924免山		簿1	
ウ17	領収書	昭和4~5年	1929免山		簿1	
ウ18	領収書	昭和17~18	1937免山		簿1	
ウ19	領収書	昭和17	1938免山		簿1	
ウ20	領収書	昭和13	1934免山		簿1	
ウ21	領収書	昭和13~15	1935免山		簿1	
ウ22	領収書	昭和10~	1932免山		簿1	
ウ23	領収書	昭和10~	1932免山		簿1	
ウ24	領収書	昭和16	1941免山		簿1	
ウ25	領収書	昭和11.2	1932免山		簿1	
ウ26	領収書	昭和11.2	1932免山		簿1	
ウ27	領収書	昭和13	1934免山		簿1	
ウ28	領収書	昭和13	1934免山		簿1	
ウ29	領収書	昭和13	1934免山		簿1	
ウ30	領収書	昭和13	1934免山		簿1	
ウ31	領収書	昭和13	1934免山		簿1	
ウ32	領収書	昭和13	1934免山		簿1	
ウ33	領収書	昭和13	1934免山		簿1	
ウ34	領収書	昭和13	1934免山		簿1	
ウ35	領収書	昭和13	1934免山		簿1	
ウ36	領収書	昭和13	1934免山		簿1	
ウ37	領収書	昭和13	1934免山		簿1	
ウ38	領収書	昭和13	1934免山		簿1	
ウ39	領収書	昭和13	1934免山		簿1	
ウ40	領収書	昭和13	1934免山		簿1	
ウ41	領収書	昭和13	1934免山		簿1	
ウ42	領収書	昭和13	1934免山		簿1	
イ1	免山英次氏文書	昭和16	1931免山		簿1	
イ2	免山英次氏文書	昭和17	1932免山		簿1	
イ3	免山英次氏文書	昭和18	1933免山		簿1	
イ4	免山英次氏文書	昭和19	1934免山		簿1	
イ5	免山英次氏文書	昭和20	1935免山		簿1	
イ6	免山英次氏文書	昭和21	1936免山		簿1	
イ7	免山英次氏文書	昭和22	1937免山		簿1	
イ8	免山英次氏文書	昭和23	1938免山		簿1	
イ9	免山英次氏文書	昭和24	1939免山		簿1	
イ10	免山英次氏文書	昭和25	1940免山		簿1	
イ11	免山英次氏文書	昭和26	1941免山		簿1	
イ12	免山英次氏文書	昭和27	1942免山		簿1	
イ13	免山英次氏文書	昭和28	1943免山		簿1	
イ14	免山英次氏文書	昭和29	1944免山		簿1	
イ15	免山英次氏文書	昭和30	1945免山		簿1	
イ16	免山英次氏文書	昭和31	1946免山		簿1	
イ17	免山英次氏文書	昭和32	1947免山		簿1	
イ18	免山英次氏文書	昭和33	1948免山		簿1	
イ19	免山英次氏文書	昭和34	1949免山		簿1	
イ20	免山英次氏文書	昭和35	1950免山		簿1	
イ21	免山英次氏文書	昭和36	1951免山		簿1	
イ22	免山英次氏文書	昭和37	1952免山		簿1	
イ23	免山英次氏文書	昭和38	1953免山		簿1	
イ24	免山英次氏文書	昭和39	1954免山		簿1	
イ25	免山英次氏文書	昭和40	1955免山		簿1	
イ26	免山英次氏文書	昭和41	1956免山		簿1	
イ27	免山英次氏文書	昭和42	1957免山		簿1	
イ28	免山英次氏文書	昭和43	1958免山		簿1	
イ29	免山英次氏文書	昭和44	1959免山		簿1	
イ30	免山英次氏文書	昭和45	1960免山		簿1	
イ31	免山英次氏文書	昭和46	1961免山		簿1	
イ32	免山英次氏文書	昭和47	1962免山		簿1	
イ33	免山英次氏文書	昭和48	1963免山		簿1	
イ34	免山英次氏文書	昭和49	1964免山		簿1	
イ35	免山英次氏文書	昭和50	1965免山		簿1	
イ36	免山英次氏文書	昭和51	1966免山		簿1	
イ37	免山英次氏文書	昭和52	1967免山		簿1	
イ38	免山英次氏文書	昭和53	1968免山		簿1	
イ39	免山英次氏文書	昭和54	1969免山		簿1	
イ40	免山英次氏文書	昭和55	1970免山		簿1	
イ41	免山英次氏文書	昭和56	1971免山		簿1	
イ42	免山英次氏文書	昭和57	1972免山		簿1	
イ43	免山英次氏文書	昭和58	1973免山		簿1	
イ44	免山英次氏文書	昭和59	1974免山		簿1	
イ45	免山英次氏文書	昭和60	1975免山		簿1	
イ46	免山英次氏文書	昭和61	1976免山		簿1	
イ47	免山英次氏文書	昭和62	1977免山		簿1	
イ48	免山英次氏文書	昭和63	1978免山		簿1	
イ49	免山英次氏文書	昭和64	1979免山		簿1	
イ50	免山英次氏文書	昭和65	1980免山		簿1	
イ51	免山英次氏文書	昭和66	1981免山		簿1	
イ52	免山英次氏文書	昭和67	1982免山		簿1	
イ53	免山英次氏文書	昭和68	1983免山		簿1	
イ54	免山英次氏文書	昭和69	1984免山		簿1	
イ55	免山英次氏文書	昭和70	1985免山		簿1	
イ56	免山英次氏文書	昭和71	1986免山		簿1	
イ57	免山英次氏文書	昭和72	1987免山		簿1	
イ58	免山英次氏文書	昭和73	1988免山		簿1	
イ59	免山英次氏文書	昭和74	1989免山		簿1	
イ60	免山英次氏文書	昭和75	1990免山		簿1	
イ61	免山英次氏文書	昭和76	1991免山		簿1	
イ62	免山英次氏文書	昭和77	1992免山		簿1	
イ63	免山英次氏文書	昭和78	1993免山		簿1	
イ64	免山英次氏文書	昭和79	1994免山		簿1	
イ65	免山英次氏文書	昭和80	1995免山		簿1	
イ66	免山英次氏文書	昭和81	1996免山		簿1	
イ67	免山英次氏文書	昭和82	1997免山		簿1	
イ68	免山英次氏文書	昭和83	1998免山		簿1	
イ69	免山英次氏文書	昭和84	1999免山		簿1	
イ70	免山英次氏文書	昭和85	2000免山		簿1	
イ71	免山英次氏文書	昭和86	2001免山		簿1	
イ72	免山英次氏文書	昭和87	2002免山		簿1	
イ73	免山英次氏文書	昭和88	2003免山		簿1	
イ74	免山英次氏文書	昭和89	2004免山		簿1	
イ75	免山英次氏文書	昭和90	2005免山		簿1	
イ76	免山英次氏文書	昭和91	2006免山		簿1	
イ77	免山英次氏文書	昭和92	2007免山		簿1	
イ78	免山英次氏文書	昭和93	2008免山		簿1	
イ79	免山英次氏文書	昭和94	2009免山		簿1	
イ80	免山英次氏文書	昭和95	2010免山		簿1	
イ81	免山英次氏文書	昭和96	2011免山		簿1	
イ82	免山英次氏文書	昭和97	2012免山		簿1	
イ83	免山英次氏文書	昭和98	2013免山		簿1	
イ84	免山英次氏文書	昭和99	2014免山		簿1	
イ85	免山英次氏文書	昭和100	2015免山		簿1	

免山英次氏文書 < 5 >

番号	表題	年月日	商標	作成	形態・数量	備考
ウ13	免山英次氏文書	昭和2	1927免山		簿1	
ウ14	免山英次氏文書	昭和7	1932免山		簿1	
ウ15	免山英次氏文書	大正15.3	1926免山		簿1	
ウ16	免山英次氏文書	大正6	1917免山		簿1	
ウ17	免山英次氏文書	昭和8	1933免山		簿1	
ウ18	免山英次氏文書	昭和5	1930免山		簿1	
ウ19	免山英次氏文書	大正15.11	1926免山		簿1	
ウ20	免山英次氏文書	大正7	1918免山		簿1	
ウ21	免山英次氏文書	昭和16	1941免山		簿1	
ウ22	免山英次氏文書	昭和16	1941免山		簿1	
ウ23	免山英次氏文書	昭和16	1941免山		簿1	
ウ24	免山英次氏文書	昭和14.8.1	1939		簿1	
ウ25	免山英次氏文書	大正3.12.15	1924		簿1	
ウ26	免山英次氏文書	昭和11	1936免山		簿1	
ウ27	免山英次氏文書	昭和12	1937免山		簿1	
ウ28	免山英次氏文書	昭和13	1938免山		簿1	
ウ29	免山英次氏文書	昭和5	1930免山		簿1	
ウ30	免山英次氏文書	昭和4	1929免山		簿1	
ウ31	免山英次氏文書	昭和3	1928免山		簿1	
ウ32	免山英次氏文書	昭和2	1927免山		簿1	
ウ33	免山英次氏文書	昭和1	1926免山		簿1	
ウ34	免山英次氏文書	昭和1	1926免山		簿1	
ウ35	免山英次氏文書	昭和1	1926免山		簿1	
ウ36	免山英次氏文書	昭和1	1926免山		簿1	
ウ37	免山英次氏文書	昭和1	1926免山		簿1	
ウ38	免山英次氏文書	昭和1	1926免山		簿1	
ウ39	免山英次氏文書	昭和1	1926免山		簿1	
ウ40	免山英次氏文書	昭和1	1926免山		簿1	
ウ41	免山英次氏文書	昭和1	1926免山		簿1	
ウ42	免山英次氏文書	昭和1	1926免山		簿1	
ウ43	免山英次氏文書	昭和1	1926免山		簿1	
ウ44	免山英次氏文書	昭和1	1926免山		簿1	
ウ45	免山英次氏文書	昭和1	1926免山		簿1	
ウ46	免山英次氏文書	昭和1	1926免山		簿1	
ウ47	免山英次氏文書	昭和1	1926免山		簿1	
ウ48	免山英次氏文書	昭和1	1926免山		簿1	
ウ49	免山英次氏文書	昭和1	1926免山		簿1	
ウ50	免山英次氏文書	昭和1	1926免山		簿1	
ウ51	免山英次氏文書	昭和1	1926免山		簿1	
ウ52	免山英次氏文書	昭和1	1926免山		簿1	
ウ53	免山英次氏文書	昭和1	1926免山		簿1	
ウ54	免山英次氏文書	昭和1	1926免山		簿1	
ウ55	免山英次氏文書	昭和1	1926免山		簿1	
ウ56	免山英次氏文書	昭和1	1926免山		簿1	
ウ57	免山英次氏文書	昭和1	1926免山		簿1	
ウ58	免山英次氏文書	昭和1	1926免山		簿1	
ウ59	免山英次氏文書	昭和1	1926免山		簿1	
ウ60	免山英次氏文書	昭和1	1926免山		簿1	
ウ61	免山英次氏文書	昭和1	1926免山		簿1	
ウ62						

免山英次氏文書<8>

番号	書類	年月日	作成	形態・数量	備考
I-51	納書簿			紙1	字控原簿
I-52	納書簿	大正3.9.12	1914清深村長代理村長伊藤伊太郎	紙1	清深免山陣之 別当室
I-53	村会記録ノ請求(清深村尋常高等小學校移転) 免山英次氏 免山英次氏 免山英次氏	大正3.9.18	1914村会記録請求書免山英次氏4名一清深村長英野原一 免山英次氏 免山英次氏	紙1	
I-54	免山英次氏 免山英次氏 免山英次氏	大正3.7.22	1914村会記録請求書免山英次氏2名一清深村長英野原一 免山英次氏 免山英次氏	紙1	一部フツ子キス とめ、他に納書 簿、帳用書上 紙
I-55	免山英次氏 免山英次氏 免山英次氏	大正14.7.27	1925清深村役場	紙1	
I-56	免山英次氏 免山英次氏 免山英次氏	明治18.12.9	1906下田中村口口口口一免山清右衛門	紙1	取次、一紙送附 くくりひも一紙
I-57	免山英次氏 免山英次氏 免山英次氏	(昭和)		紙4	
I-58	免山英次氏 免山英次氏 免山英次氏	(大正)		紙1	免山一紙送附 の付書、未送附
I-59	免山英次氏 免山英次氏 免山英次氏			紙1	
J	免山英次氏 免山英次氏 免山英次氏	大正14.4.1	1925三島郡清深村役場	紙1	免山の敷紙あり
J-2	免山英次氏 免山英次氏 免山英次氏	昭和6.9.15	1930三島郡清深村役場	紙1	免山の敷紙あり
J-3	免山英次氏 免山英次氏 免山英次氏	(大正6~11年)	1917(帝國年報)人権清深村分会	紙1	取次一紙、贈り ものはずれ

6. 東浦繁雄氏所蔵文書<1>

番号	書類	年月日	作成	形態・数量	備考
1	免山英次氏 免山英次氏 免山英次氏	明治35.1.2	1902東浦清三郎	紙1	
2	免山英次氏 免山英次氏 免山英次氏	寛永4.4.8	1651	紙1	
3	免山英次氏 免山英次氏 免山英次氏	元治1.5.下旬	1864免山三右衛門	紙1	
4	免山英次氏 免山英次氏 免山英次氏	元治1.8.23	1864免山清右衛門	紙1	
5	免山英次氏 免山英次氏 免山英次氏	明治8.9.17	1875免山清三郎	紙1	
6	免山英次氏 免山英次氏 免山英次氏	明治37.8.17	1906免山清三郎	紙1	6~8は合巻
7	免山英次氏 免山英次氏 免山英次氏	明治32.8.17	1901免山清三郎	紙1	
8	免山英次氏 免山英次氏 免山英次氏	明治32.8.17	1901免山清三郎	紙1	
9	免山英次氏 免山英次氏 免山英次氏	大正3.10.7	1914東浦清三郎	紙1	
10	免山英次氏 免山英次氏 免山英次氏	元治1.10.下旬	1864	紙1	
11	免山英次氏 免山英次氏 免山英次氏	明治36.7.19	1903	紙1	
12	免山英次氏 免山英次氏 免山英次氏	昭和2.7.10	1927東浦清三郎	紙1	
13	免山英次氏 免山英次氏 免山英次氏	明治16.5.3	1883	紙1	
14	免山英次氏 免山英次氏 免山英次氏	安政5.2.13.14	1859東浦清三郎	紙1	
15	免山英次氏 免山英次氏 免山英次氏	明治16.5.3	1883	紙1	
16	免山英次氏 免山英次氏 免山英次氏	明治16.5.3	1883	紙1	
17	免山英次氏 免山英次氏 免山英次氏	明治16.5.3	1883	紙1	
18	免山英次氏 免山英次氏 免山英次氏	明治16.5.3	1883	紙1	
19	免山英次氏 免山英次氏 免山英次氏	明治16.5.3	1883	紙1	19と合巻
20-1	免山英次氏 免山英次氏 免山英次氏	寛永4.--	1651東浦内	紙1	以下20-10まで 20-3-①には 七みこみ
20-2	免山英次氏 免山英次氏 免山英次氏	明治39.10.22	1906	紙1	
20-3	免山英次氏 免山英次氏 免山英次氏	明治39.8.23	1906	紙1	
20-3-①	免山英次氏 免山英次氏 免山英次氏			紙2	
20-3-②	免山英次氏 免山英次氏 免山英次氏			紙1	
20-4	免山英次氏 免山英次氏 免山英次氏	明治39.12.7	1906	紙1	
20-5	免山英次氏 免山英次氏 免山英次氏	明治39.12.7	1906	紙1	
20-6	免山英次氏 免山英次氏 免山英次氏	明治39.10.21	1906	紙1	
20-7	免山英次氏 免山英次氏 免山英次氏	明治39.10.21	1906	紙1	
20-8	免山英次氏 免山英次氏 免山英次氏	明治39.10.21	1906	紙1	
20-9	免山英次氏 免山英次氏 免山英次氏	明治39.10.21	1906	紙1	
20-10	免山英次氏 免山英次氏 免山英次氏	明治39.10.22	1906	紙1	
20-11	免山英次氏 免山英次氏 免山英次氏	明治39.10.22	1906	紙1	
20-11-①	免山英次氏 免山英次氏 免山英次氏			紙1	送きこみ一括 りつけ
20-11-②	免山英次氏 免山英次氏 免山英次氏			紙1	送きこみ一括 りつけ
20-11-③	免山英次氏 免山英次氏 免山英次氏			紙1	送きこみ一括 りつけ
20-11-④	免山英次氏 免山英次氏 免山英次氏			紙1	送きこみ一括 りつけ
20-11-⑤	免山英次氏 免山英次氏 免山英次氏			紙1	送きこみ一括 りつけ
20-11-⑥	免山英次氏 免山英次氏 免山英次氏			紙1	送きこみ一括 りつけ
20-11-⑦	免山英次氏 免山英次氏 免山英次氏			紙1	送きこみ一括 りつけ
20-11-⑧	免山英次氏 免山英次氏 免山英次氏			紙1	送きこみ一括 りつけ
20-11-⑨	免山英次氏 免山英次氏 免山英次氏			紙1	送きこみ一括 りつけ
20-11-⑩	免山英次氏 免山英次氏 免山英次氏			紙1	送きこみ一括 りつけ
20-11-⑪	免山英次氏 免山英次氏 免山英次氏			紙1	送きこみ一括 りつけ
20-11-⑫	免山英次氏 免山英次氏 免山英次氏			紙1	送きこみ一括 りつけ
20-11-⑬	免山英次氏 免山英次氏 免山英次氏			紙1	送きこみ一括 りつけ
20-11-⑭	免山英次氏 免山英次氏 免山英次氏			紙1	送きこみ一括 りつけ
20-11-⑮	免山英次氏 免山英次氏 免山英次氏			紙1	送きこみ一括 りつけ
20-11-⑯	免山英次氏 免山英次氏 免山英次氏			紙1	送きこみ一括 りつけ
20-11-⑰	免山英次氏 免山英次氏 免山英次氏			紙1	送きこみ一括 りつけ
20-11-⑱	免山英次氏 免山英次氏 免山英次氏			紙1	送きこみ一括 りつけ
20-11-⑲	免山英次氏 免山英次氏 免山英次氏			紙1	送きこみ一括 りつけ
20-11-⑳	免山英次氏 免山英次氏 免山英次氏			紙1	送きこみ一括 りつけ
20-11-㉑	免山英次氏 免山英次氏 免山英次氏			紙1	送きこみ一括 りつけ
20-11-㉒	免山英次氏 免山英次氏 免山英次氏			紙1	送きこみ一括 りつけ
20-11-㉓	免山英次氏 免山英次氏 免山英次氏			紙1	送きこみ一括 りつけ
20-11-㉔	免山英次氏 免山英次氏 免山英次氏			紙1	送きこみ一括 りつけ
20-11-㉕	免山英次氏 免山英次氏 免山英次氏			紙1	送きこみ一括 りつけ
20-11-㉖	免山英次氏 免山英次氏 免山英次氏			紙1	送きこみ一括 りつけ
20-11-㉗	免山英次氏 免山英次氏 免山英次氏			紙1	送きこみ一括 りつけ
20-11-㉘	免山英次氏 免山英次氏 免山英次氏			紙1	送きこみ一括 りつけ
20-11-㉙	免山英次氏 免山英次氏 免山英次氏			紙1	送きこみ一括 りつけ
20-11-㉚	免山英次氏 免山英次氏 免山英次氏			紙1	送きこみ一括 りつけ
20-11-㉛	免山英次氏 免山英次氏 免山英次氏			紙1	送きこみ一括 りつけ
20-11-㉜	免山英次氏 免山英次氏 免山英次氏			紙1	送きこみ一括 りつけ
20-11-㉝	免山英次氏 免山英次氏 免山英次氏			紙1	送きこみ一括 りつけ
20-11-㉞	免山英次氏 免山英次氏 免山英次氏			紙1	送きこみ一括 りつけ
20-11-㉟	免山英次氏 免山英次氏 免山英次氏			紙1	送きこみ一括 りつけ
20-11-㊱	免山英次氏 免山英次氏 免山英次氏			紙1	送きこみ一括 りつけ
20-11-㊲	免山英次氏 免山英次氏 免山英次氏			紙1	送きこみ一括 りつけ
20-11-㊳	免山英次氏 免山英次氏 免山英次氏			紙1	送きこみ一括 りつけ
20-11-㊴	免山英次氏 免山英次氏 免山英次氏			紙1	送きこみ一括 りつけ
20-11-㊵	免山英次氏 免山英次氏 免山英次氏			紙1	送きこみ一括 りつけ
20-11-㊶	免山英次氏 免山英次氏 免山英次氏			紙1	送きこみ一括 りつけ
20-11-㊷	免山英次氏 免山英次氏 免山英次氏			紙1	送きこみ一括 りつけ
20-11-㊸	免山英次氏 免山英次氏 免山英次氏			紙1	送きこみ一括 りつけ
20-11-㊹	免山英次氏 免山英次氏 免山英次氏			紙1	送きこみ一括 りつけ
20-11-㊺	免山英次氏 免山英次氏 免山英次氏			紙1	送きこみ一括 りつけ
20-11-㊻	免山英次氏 免山英次氏 免山英次氏			紙1	送きこみ一括 りつけ
20-11-㊼	免山英次氏 免山英次氏 免山英次氏			紙1	送きこみ一括 りつけ
20-11-㊽	免山英次氏 免山英次氏 免山英次氏			紙1	送きこみ一括 りつけ
20-11-㊾	免山英次氏 免山英次氏 免山英次氏			紙1	送きこみ一括 りつけ
20-11-㊿	免山英次氏 免山英次氏 免山英次氏			紙1	送きこみ一括 りつけ

東浦繁雄氏所蔵文書〈2〉

番号	年・月・日	西暦	宗廟	中居	影響・数量	備考
20	安政4.1.-	1857	廣海全免山村高次郎、鶴入同村年寄繁雄	一札	1	
21	元文1.12.22	1792	廣海全免山村高次郎、鶴入同村年寄繁雄	一札	1	
22	寛政4.12.-	1793	廣海全免山村高次郎、鶴入同村年寄繁雄	一札	1	
23	弘化3.12.-	1846	廣海全免山村高次郎、鶴入同村年寄繁雄	一札	1	
24	寛政3.12.-	1806	廣海全免山村高次郎、鶴入同村年寄繁雄	一札	1	
25	寛政7.8.-	1825	廣海全免山村高次郎、鶴入同村年寄繁雄	一札	1	
26	文政9.12.-	1826	廣海全免山村高次郎、鶴入同村年寄繁雄	一札	1	
27	文政12.12.-	1829	廣海全免山村高次郎、鶴入同村年寄繁雄	一札	1	
28	享和4.1.-	1804	廣海全免山村高次郎、鶴入同村年寄繁雄	一札	1	
29	寛政5.1.-	1805	廣海全免山村高次郎、鶴入同村年寄繁雄	一札	1	
30	寛政2.1.-	1800	廣海全免山村高次郎、鶴入同村年寄繁雄	一札	1	
31	文政12.25	1820	廣海全免山村高次郎、鶴入同村年寄繁雄	一札	1	
32	弘化3.6.-	1842	廣海全免山村高次郎、鶴入同村年寄繁雄	一札	1	
33	文政5.5.1	1823	廣海全免山村高次郎、鶴入同村年寄繁雄	一札	1	
34	天保14.12.-	1843	廣海全免山村高次郎、鶴入同村年寄繁雄	一札	1	
35	享和3.-	1803	廣海全免山村高次郎、鶴入同村年寄繁雄	一札	1	
36	弘化3.12.-	1846	廣海全免山村高次郎、鶴入同村年寄繁雄	一札	1	
37	安政5.1.-	1804	廣海全免山村高次郎、鶴入同村年寄繁雄	一札	1	
38	寛政7.8.-	1826	廣海全免山村高次郎、鶴入同村年寄繁雄	一札	1	
39	明化2.8.-	1841	廣海全免山村高次郎、鶴入同村年寄繁雄	一札	1	
40	文政13.7.-	1830	廣海全免山村高次郎、鶴入同村年寄繁雄	一札	1	
41	寛政3.8.-	1802	廣海全免山村高次郎、鶴入同村年寄繁雄	一札	1	
42	天保2.12.-	1831	廣海全免山村高次郎、鶴入同村年寄繁雄	一札	1	
43	天保6.4.-	1835	廣海全免山村高次郎、鶴入同村年寄繁雄	一札	1	
44	寛政2.12.-	1800	廣海全免山村高次郎、鶴入同村年寄繁雄	一札	1	
45	弘化4.7.-	1847	廣海全免山村高次郎、鶴入同村年寄繁雄	一札	1	
46	慶化4.1.書	1848	廣海全免山村高次郎、鶴入同村年寄繁雄	一札	1	
47	明和5.11.-	1768	廣海全免山村高次郎、鶴入同村年寄繁雄	一札	1	
48	正徳2.種25	1716	廣海全免山村高次郎、鶴入同村年寄繁雄	一札	1	
49	貞享4.12.11	1683	廣海全免山村高次郎、鶴入同村年寄繁雄	一札	1	
50	安政3.7.-	1852	廣海全免山村高次郎、鶴入同村年寄繁雄	一札	1	
51	文政7.9.-	1824	廣海全免山村高次郎、鶴入同村年寄繁雄	一札	1	
52	明治6.11.-	1873	廣海全免山村高次郎、鶴入同村年寄繁雄	一札	1	
53	元治1.7.-	1860	廣海全免山村高次郎、鶴入同村年寄繁雄	一札	1	
54	子12.18	1836	廣海全免山村高次郎、鶴入同村年寄繁雄	一札	1	
55	天保7.3.-	1836	廣海全免山村高次郎、鶴入同村年寄繁雄	一札	1	
56	文久3.3.-	1863	廣海全免山村高次郎、鶴入同村年寄繁雄	一札	1	
57	天保7.3.-	1836	廣海全免山村高次郎、鶴入同村年寄繁雄	一札	1	
58	弘化3.4.-	1846	廣海全免山村高次郎、鶴入同村年寄繁雄	一札	1	
59	天保9.7.-	1838	廣海全免山村高次郎、鶴入同村年寄繁雄	一札	1	
60	寛政3.2.-	1802	廣海全免山村高次郎、鶴入同村年寄繁雄	一札	1	
61	天保9.11.-	1838	廣海全免山村高次郎、鶴入同村年寄繁雄	一札	1	
62	寛政3.2.-	1802	廣海全免山村高次郎、鶴入同村年寄繁雄	一札	1	
63	天保7.12.-	1836	廣海全免山村高次郎、鶴入同村年寄繁雄	一札	1	
64	文政4.1.-	1802	廣海全免山村高次郎、鶴入同村年寄繁雄	一札	1	
65	天保7.12.-	1836	廣海全免山村高次郎、鶴入同村年寄繁雄	一札	1	

東浦繁雄氏所蔵文書〈3〉

番号	年・月・日	西暦	宗廟	中居	影響・数量	備考
65	明和20.10.14	1803	廣海全免山村高次郎、鶴入同村年寄繁雄	一札	1	
66	享和6	1800	廣海全免山村高次郎、鶴入同村年寄繁雄	一札	1	
67	文政13.12.11	1832	廣海全免山村高次郎、鶴入同村年寄繁雄	一札	1	
68	文政2.12.-	1819	廣海全免山村高次郎、鶴入同村年寄繁雄	一札	1	
69	文政12.2.-	1829	廣海全免山村高次郎、鶴入同村年寄繁雄	一札	1	
70	文政3.12.-	1806	廣海全免山村高次郎、鶴入同村年寄繁雄	一札	1	
71	文政11.15	1800	廣海全免山村高次郎、鶴入同村年寄繁雄	一札	1	
72	寛政3.12.-	1802	廣海全免山村高次郎、鶴入同村年寄繁雄	一札	1	
73	文政4.8.-	1802	廣海全免山村高次郎、鶴入同村年寄繁雄	一札	1	
74	享和2.12.25	1802	廣海全免山村高次郎、鶴入同村年寄繁雄	一札	1	
75	弘化10.7.-	1849	廣海全免山村高次郎、鶴入同村年寄繁雄	一札	1	
76	弘化3.6.-	1842	廣海全免山村高次郎、鶴入同村年寄繁雄	一札	1	
77	文政5.5.1	1823	廣海全免山村高次郎、鶴入同村年寄繁雄	一札	1	
78	天保14.12.-	1843	廣海全免山村高次郎、鶴入同村年寄繁雄	一札	1	
79	享和3.-	1803	廣海全免山村高次郎、鶴入同村年寄繁雄	一札	1	
80	文久3.3	1863	廣海全免山村高次郎、鶴入同村年寄繁雄	一札	1	
81	文政4.12.-	1821	廣海全免山村高次郎、鶴入同村年寄繁雄	一札	1	
82	文政3.12.-	1800	廣海全免山村高次郎、鶴入同村年寄繁雄	一札	1	
83	文政4.12.-	1822	廣海全免山村高次郎、鶴入同村年寄繁雄	一札	1	
84	文政3.12.-	1800	廣海全免山村高次郎、鶴入同村年寄繁雄	一札	1	
85	文政4.12.-	1822	廣海全免山村高次郎、鶴入同村年寄繁雄	一札	1	
86	天保11.12.-	1840	廣海全免山村高次郎、鶴入同村年寄繁雄	一札	1	
87	享和11.1.-	1801	廣海全免山村高次郎、鶴入同村年寄繁雄	一札	1	
88	明和2.2.19	1765	廣海全免山村高次郎、鶴入同村年寄繁雄	一札	1	
89	寛政7.3.-	1795	廣海全免山村高次郎、鶴入同村年寄繁雄	一札	1	
90	天保10.3.-	1839	廣海全免山村高次郎、鶴入同村年寄繁雄	一札	1	
91	天保7.12.-	1836	廣海全免山村高次郎、鶴入同村年寄繁雄	一札	1	
92	明治24.12.5	1893	廣海全免山村高次郎、鶴入同村年寄繁雄	一札	1	
93	文政9.7.-	1812	廣海全免山村高次郎、鶴入同村年寄繁雄	一札	1	
94	天保14.11.-	1843	廣海全免山村高次郎、鶴入同村年寄繁雄	一札	1	
95	天保10.3.-	1839	廣海全免山村高次郎、鶴入同村年寄繁雄	一札	1	
96	文政6.12.-	1825	廣海全免山村高次郎、鶴入同村年寄繁雄	一札	1	
97	文政12.12.-	1829	廣海全免山村高次郎、鶴入同村年寄繁雄	一札	1	
98	享和9.3.-	1809	廣海全免山村高次郎、鶴入同村年寄繁雄	一札	1	
99	寛政2.1.-	1802	廣海全免山村高次郎、鶴入同村年寄繁雄	一札	1	
100	享和9.11.-	1809	廣海全免山村高次郎、鶴入同村年寄繁雄	一札	1	
101	天保9.11.-	1838	廣海全免山村高次郎、鶴入同村年寄繁雄	一札	1	
102	文政12.2.-	1829	廣海全免山村高次郎、鶴入同村年寄繁雄	一札	1	
103	天保18.12.16	1847	廣海全免山村高次郎、鶴入同村年寄繁雄	一札	1	
104	天保9.11.-	1838	廣海全免山村高次郎、鶴入同村年寄繁雄	一札	1	
105	天保7.12.-	1836	廣海全免山村高次郎、鶴入同村年寄繁雄	一札	1	
106	寛政1.12.-	1800	廣海全免山村高次郎、鶴入同村年寄繁雄	一札	1	
107	天保14.12.-	1843	廣海全免山村高次郎、鶴入同村年寄繁雄	一札	1	
108	文政4.1.-	1802	廣海全免山村高次郎、鶴入同村年寄繁雄	一札	1	
109	天保7.12.-	1836	廣海全免山村高次郎、鶴入同村年寄繁雄	一札	1	
110	天保7.12.-	1836	廣海全免山村高次郎、鶴入同村年寄繁雄	一札	1	
111	天保7.12.-	1836	廣海全免山村高次郎、鶴入同村年寄繁雄	一札	1	
112	文政2.8.-	1800	廣海全免山村高次郎、鶴入同村年寄繁雄	一札	1	
113	天保2.種25	1716	廣海全免山村高次郎、鶴入同村年寄繁雄	一札	1	

寺野允将氏所蔵文書〈10〉

番号	題名	年、月、日	高麗	所在地	代住	通巻・枚数	備考
11-21	院裏御領区小領(土地契)地契堂落手につき 奉心書(上)	1886	慶下	藤原村外田ノ戸	長兵衛勘藏	巻1	
12	補任状 神人寺野栄次郎					1	巻一括、巻の中
12-1	〔包紙〕〔補任状〕					包紙1	
12-2	〔同年九月十五日] 岡山秋行之節奉任依願 状	明治27.9.1			一御弓神人寺野栄次郎 岡山山八幡宮同位六位松原兼清一御弓神人伏見寺野栄次郎	1	
12-3	〔田圃築込内状〕	明治36.4-			同前奉任依願 岡山山八幡宮同位六位寺野栄次郎	状1	
12-4	〔同年九月十五日] 岡山秋行之節奉任依願 状	明治17.9.1			岡山山八幡宮同位五位木崎清一御弓神人伏見寺野栄次郎、文部	1	封筒ひも一括、巻の中
13	〔寺野栄次郎宛封書一括〕					1	
13-1	〔八方牛〕〔送別のお返状〕	大正10.8-			1921通達静(大原市西区江ノ子馬場ノ町)菅谷合源	巻書1	
13-2	〔八方牛〕〔三義会小品選願奉成取書〕	大正10.9.27			1921三義会一三島総領事村寺野栄次郎	巻書1	
13-3	〔八方牛〕〔岩橋静正お返状〕	大正9.8.22			1920院紀人(個人願)三島総領事村寺野栄次郎一、 同、藤村弥右衛門、院寄書、藤原守文、川原徳治郎、徳、山崎徳次郎、高山廣直、院寄書	巻書1	
13-4	〔八方牛〕〔通達につぎ御返状〕	大正6.11-			1919三島総領事村寺野栄次郎	巻書1	
13-5	〔八方牛〕〔宗不實取書長取任につぎ御返状〕	大正10.9.1-			1921通達静	巻書1	
13-6	〔八方牛〕〔紀念品選願に対し御返状〕	大正9.4.11			1920大原市西区江戸下通1丁目7番地香川伊藤	巻書1	
13-7	〔八方牛〕〔起基迄御返成、取書を兼ねてお返状〕	大正10.5-			同、一寺野栄次郎	巻書1	
13-8	〔八方牛〕〔細多収財選願奉成取書につぎ御返状〕	大正9.3.20			1920大原市三島総領事村寺野栄次郎	巻書1	
13-9	〔巻状〕〔御返状から宗へ起基迄につぎ御返状〕	大正11.5-			1922院紀一清溪行寺野栄次郎	状1	
13-10	〔八方牛〕〔宗不實取書長取任につぎ御返状〕	大正6.11.7			1919大原市三島総領事村寺野栄次郎	巻書1	
14	巻掛状	明治36.6.30			一寺野栄次郎	状1	巻み括あり、巻の中
15	〔巻頭〕〔「種原神宮御神影」〕					巻頭1	巻の中
15-1	〔巻頭〕〔「種原神宮御神影」〕					巻頭1	
15-2	〔巻頭〕〔「種原神宮御神影」〕					巻頭1	
15-3	淨除神宮御神影					巻頭1	巻の中
16	大原毎日新聞	大正11.7.30				新聞1	巻の中
17	〔巻頭〕〔「乃木大村大義(徳義)社同慶」〕					巻頭1	巻の中
18	〔巻頭〕				清溪行寺野栄次郎	巻頭1	巻の中
19	〔巻頭〕〔義直「千原直実書石版書大巻」〕					巻頭1	巻の中
20	〔巻頭〕〔「御題を兼て授子 雲山」〕					1	短冊巻紙込み、巻の中
21	〔巻頭一括〕					巻1	巻の中
22-1	土地台帳簿本	明治24.1-			1891	巻1	
22-2	土地台帳簿本	明治24.1-			1891	巻1	4までひとつの巻紙、巻にくりこみ、巻のついでに
22-3	土地台帳簿本	明治24.1-			1891	巻1	4までひとつの巻紙、巻にくりこみ、巻のついでに
22-4	土地台帳簿本	明治24.1-			1891	巻1	4までひとつの巻紙、巻にくりこみ、巻のついでに
22-5	土地台帳簿本	明治24.1-			1891	巻1	4までひとつの巻紙、巻にくりこみ、巻のついでに
22-6	土地台帳簿本	明治24.1-			1891	巻1	4までひとつの巻紙、巻にくりこみ、巻のついでに
22-7	土地台帳簿本	明治24.1-			1891	巻1	4までひとつの巻紙、巻にくりこみ、巻のついでに
22-8	土地台帳簿本	明治24.1-			1891	巻1	4までひとつの巻紙、巻にくりこみ、巻のついでに
22-9	土地台帳簿本	明治24.1-			1891	巻1	4までひとつの巻紙、巻にくりこみ、巻のついでに
22-10	土地台帳簿本	明治24.1-			1891	巻1	4までひとつの巻紙、巻にくりこみ、巻のついでに
22-11	土地台帳簿本	明治24.1-			1891	巻1	4までひとつの巻紙、巻にくりこみ、巻のついでに
22-12	土地台帳簿本	明治24.1-			1891	巻1	4までひとつの巻紙、巻にくりこみ、巻のついでに
22-13	土地台帳簿本	明治24.1-			1891	巻1	4までひとつの巻紙、巻にくりこみ、巻のついでに
22-14	土地台帳簿本	明治24.1-			1891	巻1	4までひとつの巻紙、巻にくりこみ、巻のついでに
22-15	土地台帳簿本	明治24.1-			1891	巻1	4までひとつの巻紙、巻にくりこみ、巻のついでに
22-16	土地台帳簿本	明治24.1-			1891	巻1	4までひとつの巻紙、巻にくりこみ、巻のついでに
22-17	土地台帳簿本	明治24.1-			1891	巻1	4までひとつの巻紙、巻にくりこみ、巻のついでに
22-18	土地台帳簿本	明治24.1-			1891	巻1	4までひとつの巻紙、巻にくりこみ、巻のついでに
22-19	土地台帳簿本	明治24.1-			1891	巻1	4までひとつの巻紙、巻にくりこみ、巻のついでに
22-20	土地台帳簿本	明治24.1-			1891	巻1	4までひとつの巻紙、巻にくりこみ、巻のついでに
22-21	土地台帳簿本	明治24.1-			1891	巻1	4までひとつの巻紙、巻にくりこみ、巻のついでに
22-22	土地台帳簿本	明治24.1-			1891	巻1	4までひとつの巻紙、巻にくりこみ、巻のついでに
22-23	土地台帳簿本	明治24.1-			1891	巻1	4までひとつの巻紙、巻にくりこみ、巻のついでに
22-24	土地台帳簿本	明治24.1-			1891	巻1	4までひとつの巻紙、巻にくりこみ、巻のついでに
22-25	土地台帳簿本	明治24.1-			1891	巻1	4までひとつの巻紙、巻にくりこみ、巻のついでに
22-26	土地台帳簿本	明治24.1-			1891	巻1	4までひとつの巻紙、巻にくりこみ、巻のついでに
22-27	土地台帳簿本	明治24.1-			1891	巻1	4までひとつの巻紙、巻にくりこみ、巻のついでに
22-28	土地台帳簿本	明治24.1-			1891	巻1	4までひとつの巻紙、巻にくりこみ、巻のついでに
22-29	土地台帳簿本	明治24.1-			1891	巻1	4までひとつの巻紙、巻にくりこみ、巻のついでに
22-30	土地台帳簿本	明治24.1-			1891	巻1	4までひとつの巻紙、巻にくりこみ、巻のついでに
22-31	土地台帳簿本	明治24.1-			1891	巻1	4までひとつの巻紙、巻にくりこみ、巻のついでに
22-32	土地台帳簿本	明治24.1-			1891	巻1	4までひとつの巻紙、巻にくりこみ、巻のついでに
22-33	土地台帳簿本	明治24.1-			1891	巻1	4までひとつの巻紙、巻にくりこみ、巻のついでに
22-34	土地台帳簿本	明治24.1-			1891	巻1	4までひとつの巻紙、巻にくりこみ、巻のついでに
22-35	土地台帳簿本	明治24.1-			1891	巻1	4までひとつの巻紙、巻にくりこみ、巻のついでに
22-36	土地台帳簿本	明治24.1-			1891	巻1	4までひとつの巻紙、巻にくりこみ、巻のついでに
22-37	土地台帳簿本	明治24.1-			1891	巻1	4までひとつの巻紙、巻にくりこみ、巻のついでに
22-38	土地台帳簿本	明治24.1-			1891	巻1	4までひとつの巻紙、巻にくりこみ、巻のついでに
22-39	土地台帳簿本	明治24.1-			1891	巻1	4までひとつの巻紙、巻にくりこみ、巻のついでに
22-40	土地台帳簿本	明治24.1-			1891	巻1	4までひとつの巻紙、巻にくりこみ、巻のついでに
22-41	土地台帳簿本	明治24.1-			1891	巻1	4までひとつの巻紙、巻にくりこみ、巻のついでに
22-42	土地台帳簿本	明治24.1-			1891	巻1	4までひとつの巻紙、巻にくりこみ、巻のついでに
22-43	土地台帳簿本	明治24.1-			1891	巻1	4までひとつの巻紙、巻にくりこみ、巻のついでに
22-44	土地台帳簿本	明治24.1-			1891	巻1	4までひとつの巻紙、巻にくりこみ、巻のついでに
22-45	土地台帳簿本	明治24.1-			1891	巻1	4までひとつの巻紙、巻にくりこみ、巻のついでに
22-46	土地台帳簿本	明治24.1-			1891	巻1	4までひとつの巻紙、巻にくりこみ、巻のついでに
22-47	土地台帳簿本	明治24.1-			1891	巻1	4までひとつの巻紙、巻にくりこみ、巻のついでに
22-48	土地台帳簿本	明治24.1-			1891	巻1	4までひとつの巻紙、巻にくりこみ、巻のついでに
22-49	土地台帳簿本	明治24.1-			1891	巻1	4までひとつの巻紙、巻にくりこみ、巻のついでに
22-50	土地台帳簿本	明治24.1-			1891	巻1	4までひとつの巻紙、巻にくりこみ、巻のついでに
22-51	土地台帳簿本	明治24.1-			1891	巻1	4までひとつの巻紙、巻にくりこみ、巻のついでに
22-52	土地台帳簿本	明治24.1-			1891	巻1	4までひとつの巻紙、巻にくりこみ、巻のついでに
22-53	土地台帳簿本	明治24.1-			1891	巻1	4までひとつの巻紙、巻にくりこみ、巻のついでに
22-54	土地台帳簿本	明治24.1-			1891	巻1	4までひとつの巻紙、巻にくりこみ、巻のついでに
22-55	土地台帳簿本	明治24.1-			1891	巻1	4までひとつの巻紙、巻にくりこみ、巻のついでに
22-56	土地台帳簿本	明治24.1-			1891	巻1	4までひとつの巻紙、巻にくりこみ、巻のついでに
22-57	土地台帳簿本	明治24.1-			1891	巻1	4までひとつの巻紙、巻にくりこみ、巻のついでに
22-58	土地台帳簿本	明治24.1-			1891	巻1	4までひとつの巻紙、巻にくりこみ、巻のついでに
22-59	土地台帳簿本	明治24.1-			1891	巻1	4までひとつの巻紙、巻にくりこみ、巻のついでに
22-60	土地台帳簿本	明治24.1-			1891	巻1	4までひとつの巻紙、巻にくりこみ、巻のついでに
22-61	土地台帳簿本	明治24.1-			1891	巻1	4までひとつの巻紙、巻にくりこみ、巻のついでに
22-62	土地台帳簿本	明治24.1-			1891	巻1	4までひとつの巻紙、巻にくりこみ、巻のついでに
22-63	土地台帳簿本	明治24.1-			1891	巻1	4までひとつの巻紙、巻にくりこみ、巻のついでに
22-64	土地台帳簿本	明治24.1-			1891	巻1	4までひとつの巻紙、巻にくりこみ、巻のついでに
22-65	土地台帳簿本	明治24.1-			1891	巻1	4までひとつの巻紙、巻にくりこみ、巻のついでに
22-66	土地台帳簿本	明治24.1-			1891	巻1	4までひとつの巻紙、巻にくりこみ、巻のついでに
22-67	土地台帳簿本	明治24.1-			1891	巻1	4までひとつの巻紙、巻にくりこみ、巻のついでに
22-68	土地台帳簿本	明治24.1-			1891	巻1	4までひとつの巻紙、巻にくりこみ、巻のついでに
22-69	土地台帳簿本	明治24.1-			1891	巻1	4までひとつの巻紙、巻にくりこみ、巻のついでに
22-70	土地台帳簿本	明治24.1-			1891	巻1	4までひとつの巻紙、巻にくりこみ、巻のついでに
22-71	土地台帳簿本	明治24.1-			1891	巻1	4までひとつの巻紙、巻にくりこみ、巻のついでに
22-72	土地台帳簿本	明治24.1-			1891	巻1	4までひとつの巻紙、巻にくりこみ、巻のついでに
22-73	土地台帳簿本	明治24.1-			1891	巻1	4までひとつの巻紙、巻にくりこみ、巻のついでに
22-74	土地台帳簿本	明治24.1-			1891	巻1	4までひとつの巻紙、巻にくりこみ、巻のついでに
22-75	土地台帳簿本	明治24.1-			1891	巻1	4までひとつの巻紙、巻にくりこみ、巻のついでに
22-76	土地台帳簿本	明治24.1-			1891	巻1	4までひとつの巻紙、巻にくりこみ、巻のついでに
22-77	土地台帳簿本	明治24.1-			1891	巻1	4までひとつの巻紙、巻にくりこみ、巻のついでに
22-78	土地台帳簿本	明治24.1-			1891	巻1	4までひとつの巻紙、巻にくりこみ、巻のついでに
22-79	土地台帳簿本	明治24.1-			1891	巻1	4までひとつの巻紙、巻にくりこみ、巻のついでに
22-80	土地台帳簿本	明治24.1-			1891	巻1	4までひとつの巻紙、巻にくりこみ、巻のついでに
22-81	土地台帳簿本	明治24.1-			1891	巻1	4までひとつの巻紙、巻にくりこみ、巻のついでに
22-82	土地台帳簿本	明治24.1-			1891	巻1	4までひとつの巻紙、巻にくりこみ、巻のついでに
22-83	土地台帳簿本	明治24.1-			1891	巻1	4までひとつの巻紙、巻にくりこみ、巻のついでに
22-84	土地台帳簿本	明治24.1-			1891	巻1	4までひとつの巻紙、巻にくりこみ、巻のついでに
22-85	土地台帳簿本	明治24.1-			1891	巻1	4までひとつの巻紙、巻にくりこみ、巻のついでに
22-86	土地台帳簿本	明治24.1-			1891	巻1	4までひとつの巻紙、巻にくりこみ、巻のついでに
22-87	土地台帳簿本	明治24.1-			1891	巻1	4までひとつの巻紙、巻にくりこみ、巻のついでに
22-88	土地台帳簿本	明治24.1-			1891	巻1	4までひとつの巻紙、巻にくりこみ、巻のついでに
22-89	土地台帳簿本	明治24.1-			1891	巻1	4までひとつの巻紙、巻にくりこみ、巻のついでに
22-90	土地台帳簿本	明治24.1-			1891	巻1	4までひとつの巻紙、巻にくりこみ、巻のついでに
22-91	土地台帳簿本	明治24.1-			1891	巻1	4までひとつの巻紙、巻にくりこみ、巻のついでに
22-92	土地台帳簿本	明治24.1-			1891	巻1	4までひとつの巻紙、巻にくりこみ、巻のついでに
22-93	土地台帳簿本	明治24.1-			1891	巻1	4までひとつの巻紙、巻にくりこみ、巻のついでに
22-94	土地台帳簿本	明治24.1-			1891	巻1	4までひとつの巻紙、巻にくりこみ、巻のついでに
22-95	土地台帳簿本	明治24.1-			1891	巻1	4までひとつの巻紙、巻にくりこみ、巻のついでに
22-96	土地台帳簿本	明治24.1-			1891	巻1	4までひとつの巻紙、巻にくりこみ、巻のついでに
22-97	土地台帳簿本	明治24.1-			1891	巻1	4までひとつの巻紙、巻にくりこみ、巻のついでに
22-98	土地台帳簿本	明治24.1-			1891	巻1	4までひとつの巻紙、巻にくりこみ、巻のついでに
22-99	土地台帳簿本	明治24.1-			1891	巻1	4までひとつの巻紙、巻にくりこみ、巻のついでに
23	土地台帳簿本	明治24.1-			1891	巻1	4までひとつの巻紙、巻にくりこみ、巻のついでに

第4章 聞き取り調査の記録

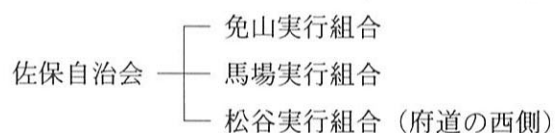
第1節 佐保地区における聞き取り

1. 1996年1月7日 午前 免山集会所にて

- 話し手 A. 免山実行組合長（昭和2年生）
B. 松谷実行組合長（昭和3年生）
C. 馬場実行組合長（大正14年生）

◇ 実行組合について

戦時中、農事実行組合（法人格を持つ）が存在し、のち農業会の末端に統合、この組織が農事全般を取り仕切っていたが、戦後解体される。この組織の一部の機能が、戦後農協に引き継がれ、一部は農事をとって実行組合と改称し、自治会の下部組織としての性格を持つようになった。



この三区分は、株（集落）とは別である。

*自治会の下部ではあるが、農業関係の問題は農協から直接連絡がくる。

*実行組合長は、市では水利組合長を兼ねている。

このように実行組合は複雑で広範な機能をもっているのである。

（実行組合の歴史）

帝国農会系の農家小組合が法改正で法人格を与えられ農事実行組合となる。農会と産業組合が統合されて農業会となり戦時体制を支える。この農業会と末端組織となるが、戦後農業会は農協に改編される。

◇ 水利について

水利組合長の地域管轄の下に、各井手ごとに井手親がいる。井手親が各井手の草刈り・管理を行い、改修の必要な件を組合長に連絡し、市へ伝える。

（実行組合）（井手）

松谷	中井手	
	大井手	
	間谷（あいたに）水路	池から水を引く
免山	上井手	
馬場	広井手	防火用水を兼ねる
	中井手	松谷の中井手とは取り口が同じだが、水路は別
	神田平（かんだいら）井手	
	落合（大目井手）	辰巳工業の下
	落合井堰	神田平・クルスを養う井手

下代（しもんだい）井手

クルス井手

塩田井手

日本車輪の下の水田を養う

『総合清溪村史』によれば、1871(明治4)年12月の佐保川の井堰は泉原に95、佐保に53あった（「郷普請場帳」）。

水論はほとんどなかった。各井手の間では上流に優先権があり、引けるだけ水を引いてかまわない。これは井堰が洩れるため上流で独占してしまうことは決してできなかったためである。ただし早ばつ時には各井手毎に番水が行われることがある（恒常的には番水はないということ）。最近では1994年に行った。上井手においては、当番2人で8時間交替、大井手においては10アールにつき1時間水を引くというやり方であった。

水論がないということの背景には、①圃場整備により水田の水持ちが良くなった。②阪急の開発などで水田が減って、水が少なくてもすむということもある。

免山地区では農家25戸の平均耕地8反から4反に減少

→現在は20戸（全戸数は32戸…増加した分がある）

ちなみに馬場地区 農家40戸…平均3反を切る （全戸数54戸）

松谷地区 // 30戸…平均4～5反 （全戸数46戸）

◇ 山について

a. 森林組合が大字の共有山は管理している。森林組合の組合長は自治会長でもある。

大字の共有山5ヶ所

- ・千本
- ・川畑（場所不明）
- ・黒石（開発に含まれている）

他は不明

b. これとは別に馬場の共有山と免山・松谷の合同の共有山がある。

前者は馬場株の株長が管理

- ・口方（口ヶ谷）と奥方（奥ヶ谷）の2ヶ所

→馬場内の講田とは別なもの

後者は両実行組合長が一体で管理

- ・鉢状、ジロク、川浦、宿久山

c. 以上の二種類の共有山は講の共有山とは別もの。講田は別にある。

◇ 酒米について

佐保、福井、安威、豊川が良質の酒米産地で、泉原は質が下がった。これは、土質・水・気候などが影響したものと思われ、予想外かもしれないが、概して山間地で良い酒米が穫れたのである。

この辺では畿内オマチ（雄町）という品種をつくっていたが、これはたいへんな晩稲で11月に収穫していた。人よりも早く刈り取ろうとして十分実らない時期に刈り取ると、品質が低下するので、ブランドを維持するため毎年11月3日までは「鎌止め」と称して刈り取りを認めなかった。そして穫れた米は灘の酒屋に売却していた。

この酒米も昭和22～3（1947～8）年頃まで作っていたが、現在は作っていない。それは戦後の食糧事情の悪化により、酒米より主食用の米に切り替えていったこと、農業の機械化が進んだことが理由としてあげられる。後者について言うと、酒米は、機械で稲刈りをしたりすると稲穂がこぼれてしまうほどデリケートなもので、たいへん手間のかかる品種で機械化しにくいものだったためである。

◇ 牛について

この辺は、生活上も経済上も牛がなくてはならないもので、一軒一頭の牛を飼っているというのが普通であった。佐保では188戸の農家で120頭が飼われていた。清溪村農協も戦後すぐ一軒一頭の牛飼育を奨励して特別融資の制度を行った。牛を買うための資金100円を無利子で貸し、肥育して2～3年後に200円で売れたら、そのうちから100円を償還するというものである。

牛は博労から買う。博労としては、見山村の辻氏、豊川（道祖本）の増田氏、箕面（萱野）の南氏などがいた。博労から下方で酷使されたやせ牛（親牛）を買い、2～3年間この地域で飼っているうちに大きく肉牛として肥育され、また博労に売るのである。兵庫県の美方、鳥取県の倉吉、東伯郡などから出る牛が良質であった。

牛は、肥料の確保や、山間地であるため運搬用としてなくてはならないもので、大切に飼った。それ故肥育が可能だったのである。家の玄関をはいると牛小屋があった。1頭の牛を飼うには、3反の田からとれるワラが必要であった。敷わらや飼料にするためである。夏はわらではなく、山や田のあぜにはえている草を与えた。春には養生講と言って牛の爪切りをみんなで行った。

昭和26～8年頃、牛の感冒が流行し、役場吏員であったB氏は、夜も寝ずに注射に走り廻ったものだという。感冒にかかるとニチョウ炎をわずらうが、もうだめな時には首から血を抜いた。血を抜いておかないとタダになってしまうが、抜いておけば50円くらいになったからである。100円の融資をうけて買った牛が死んでしまうとうとうどうしようもなくなるので、感冒の流行した時は必死であった。

肩引きの荷車で物資を運んだ。行きは出荷用で、これを里行と呼んだ。帰りは、帰り荷をつんで牛に引かせ帰ったのである。

農業の機械化、交通事情の変化などにより、昭和30年代に徐々に牛を飼う家がなくなっていった。

※ 牛の値段については、記憶違いがあると思われる。のちに確認のため聞いたところでは、昭和30年代頃に牛の「うたしかえ」の際博労より受け取ったのはふつう1～2万円まででそれ以上の牛はほとんどいなかった、百姓をやめて売り払った時でも5万円くらい、子牛が生まれ1年くらい養って5千円くらいだったとのことである。

◇ この地域の生産物について

- ・裸麦・小麦を裏作で作る、良質のものがとれた。
- ・ケシ（罌粟）を裏作で作ることもあった。6月までにケシをおえ、7月に田植えを行ったのである。この栽培には知事の許可がいり、栽培する田の実測が行われた。これは密売人による密売を防ぐためであった。
- ・この他、除虫菊、玉ねぎ、菜種、土佐生姜、水ブキ、ウド（独活）などを作り、大阪の天満市場や中央市場に共同出荷をしたり、少ないものは茨木青果（神社の裏）に出荷した。水ブキ、ウドは、夏の単作で、田との輪作であった。ウドはウド小屋（室）に根を保存し、芽を出させるのだが、これは温度管理がたいへん重要で技術がいった。このウドは天満や守口の市場に出荷した。
- ・佐保川にはかつてウナギがいた。ところで、佐保川が茨木川と名前をかえられてしまったのは残念で

あった。

第2節 泉原・千提寺地区における聞き取り

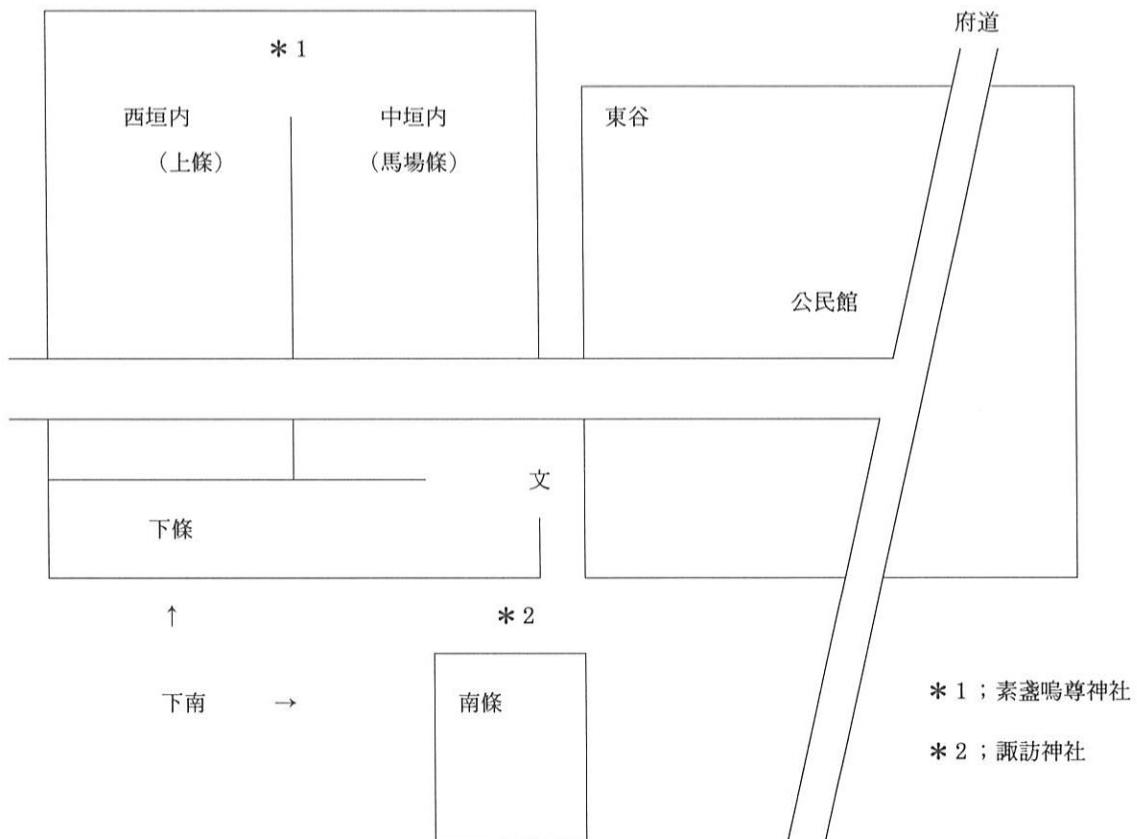
2. 1996年9月3日 午後 清溪地区公民館

- 話し手； D. 泉原東谷実行組合長（大正15年生）
E. 泉原中垣内実行組合長（昭和2年生）
F. 泉原西垣内実行組合長（大正15年生）
G. 千提寺実行組合長（大正15年生）

◇ 実行組合、自治会などについて

(1)泉原

概念図（詳細な地域割りは地図に記入）



- 実行組合は東谷、中垣内（馬場條）、西垣内（上條）、下南（下條と南條）の4つに分かれている。（役員は選挙で選ばれ任期2年）
- 戸数（現在）

	農家戸数	全戸数	
東谷	30	47	
中垣内	23～4	28	
西垣内	24	28	
下南	約18	約25	〈泉原全体で農家約100戸〉

- ・農地…現在は1戸平均3反くらい。昔は泉原全体で80町あったが、現在では半減して40町くらいになっている。
- ・株…各條はそれぞれ約10軒ずつ株に分かれている（戦時中は株が隣組となっていた）。泉原全体で11あり、各株から1人ずつ委員が出て泉原全体の自治会の委員会が構成される。

東谷④ …辻、楚和、奥、田中（『綜合清溪村史』p.16 以下「村史」と略す）

中垣内② …上、下

西垣内③ …上、中、下

下南② …下條、南條

*株単位で葬式や道づくりを行っている。株の当番は1年ごとに交代している。

*毎月25日に実行組合の地区ごとに自治会と合同で全戸が集まる「常会」を開いている。そこでは市からの通達の伝達や積立金の集金が行われている（千提寺も同じ）。

(2)千提寺

- ・現在戸数32戸（うち農家23戸）
- ・上台條（うえらじょう）、中井條（なかいじょう）、小山條の3つの垣内に分かれている。これら3つの條とは別に赤才（あかんざい）、一町田（ひとまった）という集落があり、そこへ3つの條から人が出ていっている。
- ・実行組合は1つ。
- ・隣組が5～7軒ごとに6組あり、葬式などは隣組で行っている。赤才には2つの隣組がある。

◇ 宗教など

(1)泉原

- ・神社は素盞鳴尊神社（上社）と諏訪神社の2つがあり、諏訪神社は東谷・下南、素盞鳴尊神社は中垣内・西垣内と氏子が分かれていた。宮守・祭礼は青年会によって担われていて、青年会もそれに合わせて宮単位に2つに分かれていた。（現在では4つの地区がそれぞれの宮の祭礼などを一緒にやる場合があるが、お年寄りなどは自分の地区とはちがう宮にはあまり参らない。）
- ・青年会はもと若衆といい、未婚の男性の集団であった。青年会には小学校を卒業すると入り、25才くらいでやめる。25才以下でも結婚するとやめている。結婚した時は若衆に対して披露する。
- ・青年会の紐帯は宮守や祭礼である（正月の祭をやった）。他に学校の運動会やとんど（垣内ごと、戦後はやっていない）なども行った。現在、祭礼・宮守は老若男女に関係なく一軒の家単位に人が出て運営している。條ごとに株が単位となってちょうちんの飾り付けや掃除を当番で行っている。
- ・女性には処女会と言う集まりがあった。
- ・その他に盆踊りも行われていた。神社の境内で行われていた。浄瑠璃（じょり）音頭によって踊った。浄瑠璃音頭については見山地区で残っており、保存会がある。盆踊りは昭和30年頃までやっていた。七日盆・正盆（14・15・16日）・二十四日盆（地藏盆）・八朔盆のとき盆踊りをやった。毎年地区（神社）ごとに割り付けた。日付と場所が固定はしておらず、毎年話し合っ決めて。例えば素盞鳴尊神社でやるときは中垣内・西垣内の人々が主体となってやり、他からも人は寄ってきた。銭原・上音羽・下音羽・忍頂寺・大岩などへはよく行き、また泉原でやるときはそこから人が来て踊り子となった。
- ・佐保ではあまり盆踊りはせず「泉原おどり佐保すもう」といわれるように草すもうがさかんである。泉原・佐保には草すもう取りの墓（横綱・大関を顕彰するためか）が多い。泉原でも上社では年に1

度（二十四日盆頃）は草すもうをやっていたが、支那事変がはじまってなくなった。また、佐保で大規模なすもうがあると見に行ったこともある。

- 寺院は東谷が長福寺、（東谷以外の）西谷が長徳寺で、いずれも真宗大谷派。泉原だけで檀家は完結している。また逆にそれ以外の寺の檀家になっている家はない。報恩講は寺でやったあと株ごとに坊さんに参ってもらう。入簡は株ごとに勘定する。

(2)千提寺

- 寺院の宗派はバラバラ（法華・東・西・禅）でしかも他村の寺の檀家となっている。
- 泉原では土葬と火葬の両方が行われており（東谷では火葬が多かった）、どちらでもよかった。土葬は昭和40年くらいまでやっていた。千提寺は土葬だった。

◇ 講について

- 講はだいたい田を持っており、小作に出して、その年貢を資金としていたが近年は田をなくそうという動きがあり、小作人が買い取ったり、入作者に売ったりしている。
- すき焼きで宴会している。

※講の話は複雑なので各氏の入っている講について聞いた。

• 東谷（D氏）

伊勢講…東谷では福德講と永久講の2つがあり、D氏は福德講（15軒）に所属、毎年2～3月に2人ずつ参り、一巡すると全員で総参りする。

確節講（座）…東谷全体（農家全戸）35軒、確節田があり、現在も続いている。

竜王山講…6軒、数年前田を売却したので消滅した。

• 西垣内（F氏）

地蔵講…西だけの講で27軒。

愛宕講…売却して田はないが存続している。泉原全体の講で44軒。500円ずつ集めて毎年4人がお札をもらいに行く。

確節講…以前はあったが10年くらい前に実行組合に一体化。1月15日に勘定を行っている。

「上條格節勘定」（M31.旧 2/20～、現在まで書継）という史料あり。

• 中垣内（E氏）

伊勢講…上株だけある。下株から加入しているのは1軒のみ（20年前に加入）。

地蔵講…上株、下株が混じり合って27軒加入

確節講…下株-13軒（16軒中）、上株-13軒加入

愛宕講（西垣内に同じ）

※泉原には他に東西講などがある。東西講は地主・元庄屋など有力者の講とのこと。

• 千提寺

弓講…毎年2月10日に石清水八幡宮に参る

伊勢講…3つに分かれている（上台條垣内・中井條垣内・小山條垣内）。弓講と同じ顔ぶれ。1月16日に参る。いずれ当家がお札をもらってくる。あとの人はすき焼きで宴会をする。

◇ 農業関係

- 米、麦（裏作）中心の農業
- 米は酒米（畿内雄町）で、伏見に出荷していた。泉原は奥なので少し土地柄に不似合いだが価格が高

いので作っていた。村（4つの実行組合）でいったん集めて、実行組合が窓口となって仲買に売っていた。仲買と生産者との固有の関係があるわけではない。戦時中の供出がおわった後は清溪村全体で集めて売っていた。

• 水利について

長い水路はあまりない。「井手親」というものではなく（佐保にはいる「井手親」という言葉も今日初めて聞いた）、その水路にかかっている田の所有者の共同管理となっている。実行組合は関与しない。水がかりの面積の多い人が仕切っている場合が多い。短い水路から直接引いている場合も多い。

ため池も多い。東谷に20以上、西垣内は3つ、中垣内は5つ。池は個人持（中垣内のうち1つは田の所有者7人の共同持ち）。池の用途はかんばつ用のため池、防火用水など。池1つで2反くらいまでの田にかかる。泉原では80町のうち40町が池掛りで、40町は水路掛りである。

千提寺ではため池のみで用水はない。池は個人持ち。谷の湧水を苗代や田植えのときの水として使用する。あとは池の堤を越した分をつかう。山のきわでは湧水は少なく、山から遠いほど湧水は多い。

• 入作について（下方からは出作という。）

昭和40年代くらいから箕面・茨木・吹田・高槻の平地の人が平地の土地を売って泉原あたりの土地を買っている者が出るようになり、入作者と呼んでいる。実行組合は山の方ではなく出身の組合に入っていたままである。入作者は水利集団の中に入り、井手さらえなどは一緒にやっている（水利権は渡すが、池の権利は渡さない）。春と秋の農道の道づくりには入作の人はあまり来ず、出不足金（半日分4000円）を支払っている。

◇ 共有山について

(1) 泉原

80町くらいあって、40町売って残り40町くらいが残っている。現在は94名の連名の登記になっている。

(2) 千提寺

13町くらいあって阪急にだいぶん売って、今は5～6町残っている。

◇ その他

- 麦は自家用の飯料と牛の飼料に使っている。
- 牛は各家に1頭ずつおり、耕作と運搬に使っていた。博労が平野部で使ってやせた牛をもってきて、ここで肥えさせて、肉牛としてまた博労に売っていった。牛の売買は博労との相対で行っていた。
- ウド屋の帳面をE氏が所蔵しているらしい。泉原などに80軒あり、株になっていた。

第3節 千提寺地区における聞き取り

3. 1997年9月15日 午前 東氏宅

話し手 H. 茨木市立キリシタン遺物史料館長（大正8年生）

◇ 農業などについて

- 皆が財産（農地）を所有する自作農であった。
- とれた米（酒米）を売却し、値段の安い朝鮮米・南京米（ドンゴロスに入っていた）を購入して、それらを日常的に食べていた。その差額が利益となった。

- 夏は田んぼ、冬は山で稼いだ。柿や栗、松茸などを売っていた。松茸は通常1日7～8貫採れ、多い時では1日30貫採れたときもあった。個人で直接売の場合と、仲買に売の場合との両方が存在したが、前者の方が利益は高かった。採れた松茸の中で質の良いものは、東京へ送られた。
- その他、魚は、桑原（くわのはら）から来る業者から、塩ものの魚を買っていた。また、仏への供え物や正月用の棒鱈などは、「いもほり（いもふり）」という竹で編んだかごを天秤棒に掛けて茨木まで買い物に出た。

◇ 宗教などについて

• 妙見さん

現在妙見さんを信仰している人は少ない。

妙見街道は、昔はもっと山側にあったが、明治に新しくなった。（千提寺の道は幅1m20cm程の獣道で、この妙見街道も同程度のものだった。明治に入って広くなる。）

（妙見の相撲大会）

八朔に行われた。下門源二郎氏の先代（父親）下門みのる氏が宮相撲取りで、しこ名は、寅林定吉（とらばやしさだきち）。碑（記念碑的墓）が残っている。また、お墓にしこ名が刻まれたものが、他にもある。階級制が存在した。

赤才には妙見参りの人を対象にした茶店が、中井是雄（ゆきお）氏の曾祖父の頃まで立ち並んだ。茶店には雨戸がなく、その代わりに床几をたてかけて門をさし、泥棒の侵入を防いだ。

• キリスト教

東さん自身に宗教心はなく、祖母の動作を見ているだけだった。東さんの祖母と、親戚のおばあさん2人が熱心な信者で、また、一般的にも、地の女性が熱心に信仰した。男性は、禁止されたというわけではないが、あまり信仰していなかった。結婚する場合、キリシタンであることを漏らさない為に、ということもあって、信者同士で縁組みし、特に下音羽とのものが多かった。キリシタン関係の人は便宜上曹洞宗で（他は2軒か3軒ずつバラバラの宗門）、経などを唱えた後は、それを消す祈りを行った。また、キリシタンの遺物はその家に伝わり、信仰は姑から嫁へと口伝えて伝えられた。大正の終わり頃に谷に教会が建てられた。神父がいて、村人に対して布教活動を行うが、戦争が始まると同時に去る。

- その他、村内に寺はなく、千提寺の人々は他村にある寺の檀家となっていた。また、東本願寺系の道場が明治頃まであったが、村内の人はこの道場の檀家にはならなかった。いぬいさんが管理を行っていた。
- 小山条に踏み石があった。隠れキリシタンはこの石を踏んだ後、謝りのお祈りをした。大阪の金持ちが持って行ってしまったという。
- 千提寺は、終戦頃まで土葬で、村内に焼き場は存在しなかった。土葬の頃の棺は座棺で、後に寝棺となる。

◇ その他

- 戦時中朝鮮から来た人や疎開にやって来た人が竹のパイプで飛行機の燃料用の松ヤニを採る作業を行っていた。

川沿いにトタン板の家を建てて住んでいた。当時、採油作業の他に郵便物の通送なども行っていた。終戦の日に喜んで大騒ぎした後、次の朝にはいっぺんに去っていた。泉原東谷に墓がある。

- ・小山条に千提寺の歴史を彫った石があったが、売られてしまったという。

4. 1997年9月15日 午後 千提寺集落センター（クラブ）にて

- 話し手 I. (大正8年生)
J. 昨年度実行組合長 (大正15年生)
K. 自治会長、実行組合会計 (昭和6年生)
L. 実行組合長 (昭和4年生)

◇ 垣内

上台条・中井条・小山条の3つがある。赤才・一町田の人々は、もともとの3つの垣内から商売をしに妙見街道まで出て来た人たちであるから、各々別の垣内に所属している。また、箕山は、小山条に含まれる。軒数は、

- 上台条：9軒
- 中井条：14軒（+1軒）
- 小山条：8軒

千提寺の戸数は32戸である。

◇ 隣組

戦時中の名残が現在も続いており、以下の様に6組で構成されている。

- 1組：6軒 上台条
- 2組：5軒 中井条
- 3組：6軒 中井条
- 4組：5軒 赤才・一町田
- 5組：5軒 赤才
- 6組：5軒 小山条

◇ 講

・伊勢講

各垣内に1つずつあり、現在でも続いている。村人全員が入っているわけではなく、上台条で8軒、中井条で9軒、小山条で8軒が参加している。5年に1回伊勢参りをし、その場合は3つの垣内ばらばらではなく、いっしょに参詣する。伊勢講の田というものはなく、費用はそのときに当たって割り勘する。また、1月中頃と10月中頃の年2回、講の集まりがあって、以前は各垣内ごとに当家の家で行っていたが、公会堂が集落センター（クラブ）に建て替えられてからは、3つの垣内いっしょに懇親会を開いている。この集まりの準備や世話は、当家に当たった3軒が行う。

・弓講

各垣内に1つずつあり、メンバーは伊勢講と全く同じである。毎年、各垣内から1人ずつ同じ様な懇親会を開く。

*村全体での懇親会というものは開いていない。

・念仏講

浄土宗の人が加入するもので、真宗の人は入っていない。9軒が加入している。月1回、当家の都

合で日にちを決めて、上音羽の常福寺で数珠くり（大きな数珠を回して南無阿弥陀仏と百回唱える）を行っている。女性中心だが、場合によっては代わりに男性が参加する時もある。金額を決めてお茶とお菓子を振る舞う。

◇ 村全体の運営

毎月25日が定例集会。実行組合と自治会の主宰で、講に入っていない人も参加する。実行組合は農家主体（実行組合加入者26～28戸のうち、23戸が農家）で、自治会は全戸で構成される。隣組は実行組合と自治会の両方に所属している。

◇ 青年団

現在は無くなっているが昔は組織されており、戦後間もない頃は素人芝居も上演した。（2月頃から稽古して7月25日の天満宮のお祭りで披露する。）また、夜学会を運営していた。

◇ 農業などについて

・ウド（独活）

はじめは天保年間、多い時は戦前で200～300軒（三島郡全体で）が作っていた。特に千提寺では他村と比べてウドを作っている人が多かった。戦前は満州・広島・岡山・下関などへ出荷していた。

戦争中は食糧増産の為にウドの栽培が禁止され、多くの人が米に切り替えたが、戦争が終わるとまた大規模に再開された。現在でも、段々減ってきてはいるものの栽培されている。I氏のお宅では、大正年間以前から昭和32～35年頃まで作っており、1反半～2反程所有していた。ウドは、12月頃に掘り上げ、同月25日から温度をかける。この時から42～3日で収穫しなくてはならず、つまり2月に収穫を行う。ウド小屋は、昔は藁でできていたが、今はビニールハウスである。

・その他、寒天、炭焼きなどを営んだ。

・用水は池から引いている。池は、上手に田を持つ人の個人所有で、下手に田を持つ人はその恩恵に預かった。池の数はかなりあるようである。

・牛

農家ならばどの家も1軒に1頭牛を所有していた。様子をよく伺ってやらなくてはならず、家の入り口で飼われていた。“牛馬商”という看板を掲げた博労からやせた若い牛を買い、1年程飼って大きくしてから（L氏は3年）、肉牛として博労に売り渡した。買う時に、農家側に選ぶ権利はなかった。コッテ牛（オス牛）は荒仕事をする為に買い入れ、農作業のためにはメツ牛（メス牛）を買った。オスよりもメスの方が、売るときに高値がついた。また、朝鮮牛を飼う場合もあり、和牛よりも安価だった。博労は千提寺に1軒あったが、あまり精力的な活動はしておらず、百姓が本職で博労は副業のようなものだった。終戦後10年（昭和28～29年）で牛から耕耘機に変えると、家の造りだけでなく生活様式も変化し、兼業農家が増加した。当時の牛の売値は5万円だった。

◇ 神社（天満宮）

菅原道真を祀る千提寺全体の氏神。お祭りは、7月25日と11月23日の年2回で、11月23日は昔は12月18日に行われていた。（泉原は12月14日、佐保は12月16日、うち現在でも12月に実施しているのは佐保のみである。）昔は盛大で、巫女を呼んで神楽が舞われた。また、昔は夏も冬も神主さんに来てもらっていたが、この頃は夏だけで、お参りの人も少ない。夏の盆踊りは、戦時中はなく、戦後1・2度行われた。浄瑠璃音頭や、江州音頭によって踊った。

*現在、10日と25日の月2回、千提寺全体で順番に掃除をしている。（以前は月3回）

第4節 粟生間谷地区における聞き取り

5. 1998年8月2日 午後 箕面市粟生間谷：川合自治会館にて

話し手 M. 川合実行組合長（昭和17年生）

N. 奥実行組合長（昭和14年生）

◇ 現在の粟生の地域組織の構造について

「粟生間谷自治会」は、川合・山之口・中村・奥の4自治会で構成されており、さらに粟生外院・粟生新家の2自治会を加えて「大字粟生間谷自治会」として活動をおこなっている。現在、川合で30戸余、山之口で58戸、中村で30戸余、奥で37戸が自治会に参加している。分家した際に自治会のメンバーとなる仕組になっている。他の地域組織としては、「消防団」・「婦人会」・「子供会」・「老人会」などがあり、「老人会」では新しい住民も加わって活動がおこなわれている。

◇ 農事実行組合・農協・自治会について

「実行組合」は、米を供出する際、農協と農家をつなぐパイプ的な役割を担ってきた。役員は自治会の役員を兼ねている者が多く、現在「実行組合」は農協の支部として存在している（「十年前に実行組合が農協になった。」と言う話であったが、「農事実行組合」は1947年に解散している。）。農協には豊川・萱野・箕面・止々呂美の4支部があり、大字粟生間谷の6自治会は豊川支部に属している。現在の川合自治会館はもともと村の倉庫となっており、収穫した米を政府の倉庫に移すまでここで保管していた。2階は集会場となっていた。

◇ 農業について

当地では稲作が主流で、現在はほとんどが兼業農家である。以前は酒米の雄町米を作っていたが、農業機械の普及により兼業農家も増え、検査が厳しく手間のかかる酒米作りは、1963年ころ以降食用米作りに切換えられていった。

農業機械の普及・酒米作りの衰頹とともに、農家の玄関先で牛を飼う姿も見られなくなった。以前は萱野の博労が若い牛を連れてきていて、農作業に使いながら大きく育つのを待ち売買していた。戦後当時の相場は1頭2～3万円くらいだったという。

◇ 米以外の生産物について

以前は稲作が終れば、裏作として麦・菜種を作った。麦は供出し、菜種は業者が買いに来ていた。副業として、山すそに畑を開いて枇杷を作ることが盛んで、奥では30数軒中20軒くらいがおこなっていた。自治会館にいったん集荷して値段の交渉をし、大阪・木津・池田市場へ出荷していた。

戦時中は罌粟^{けし}やたばこを栽培していた。罌粟栽培は火薬や薬の原料となり、政府が買上げていた。植えた本数と収穫時の本数が合わなければいけないという厳しい扱いだだった。罌粟栽培ができなくなっから、たばこを栽培するようになった。3月中ころにたばこの植付けをして、その間稲の苗を別の苗床で育て、たばこ収穫後6月下旬に田植をおこなうという、裏作に近い形で進められた。奥では枇杷、山之口で罌粟・たばこ、川合で罌粟・たばこ・麦・菜種を栽培していた。

昭和30年代後半から万博のころまで、イチゴ栽培が盛んだった。食用とジャム用半々ぐらいの割合で栽培していたが、だんだんハウス栽培が盛んになり、当時増えつつあった兼業農家にとっては、手間暇

がかかるようになったせいもあって、イチゴ栽培はなくなっていった。

昭和30年代ころまでは、専業農家がほとんどだった。平均的に5～6反ぐらいの農家が多く、1町越える農家はなかった。基本的に自給自足の生活で、味噌・醤油は自宅で作り、食用の鶏を15匹程度、牛を飼育し、井戸水を生活用水として用いてきた。

◇ 川合・山之口・中村・奥と岩阪の関係

粟生村の範囲は、小野原村に隣接した新家・外院・川合・山之口・中村・奥の集落とさらに北の丘陵を隔てたところにある岩阪の集落である。岩阪の人が所有している田畑は「岩阪領」と呼ばれた。川合のすぐ近くまで入ってきており、その部分を「寺田」と呼んでいて、岩阪から耕作に来ている。近年では労働の厳しさにより、田畑を手放す人が多いようだ。他の地区で「領」という言う方はしない。

◇ 水利について

水は昔から勝尾寺川の支流であるウラ川に井堰を設け水位を上げて田に引いていた。引水では上流が優先された。渇水時は引水する際に上流から時間制限を設け、「番水」という耕作者どうしの申し合せをおこなっており、4～5年前の渇水時にも同じ方法をとった。

◇ 山所有について

私有・国有の山があり、岩阪・馬場の人は山持ちが多かった。

◇ 娯楽

街に出るには茨木が都合が良かった。娯楽としては、学校での映画の上映会、相撲興行、神社での若者相撲があげられる。

祭では素戔鳴尊神社の秋祭（10月15日に近い日曜日）が一番盛んで、年間行事のメインとなっている。2年に1回山車（櫓太鼓）をかつぎ出し、村に下りてきたら山車を引いて歩いている。かつぎ手は、25～40歳手前までの「若い衆」33人がにない、現在では消防団員と、これから消防団に入るものが「応援」としてかつぎ手に参加しているが、村から出ていった者が祭の時期に「応援」として戻ってくることはあまりない。山車巡行中のご祝儀は消防団の収入源となっている。祭の費用は、4か村の自治会経費で賄い、山車の修理代などもそこから出すようになっている。

現在11月には「青少年を守る会」主催で地域の運動会が開催されている。これは小学校校区の行事であり、自治会とは関係がない。

◇ 神社

粟生間谷自治会の4地区と粟生外院の人々は、素戔鳴尊神社の氏子となっていて、秋祭も一緒にやっていた。昭和52年ころ素戔鳴尊神社改築の話があり、そのころ粟生外院は氏子を脱退している。各地区にも神社があり、それぞれ地元神社の氏子となっていた。

川合…春日神社、 山之口…五字神社、 中村…天満宮
奥…楠木神社、 粟生外院…五字神社、 粟生新家…春日神社

◇ 寺

山之口 法泉寺（浄土宗） …粟生新家・川合・奥・中村・山之口の約150軒
本成寺（浄土真宗） …山之口の20～30軒
奥 法蔵寺（浄土宗） …奥の2軒
善福寺（真言宗） …勝尾寺の隠居者が建立。檀家なし。奥の世話方9軒が仏事手伝いに。

岩阪 栄久寺 …川合の檀家 1 軒あり
粟生外院 帝釈寺（真言宗）

◇ 講

中村・山之口・奥に今でも残っている伊勢講は、おもに男性の集りで、現在は自治会費で賄っているが、以前は「伊勢講山」という共有林の上がり（山の株）を使っていた。山を講ごとにわけて、農閑期の植林やマツタケ栽培や炭焼の上がりで親睦会を開き、収入が多いときは皆で分配していた。現在共有林は阪急に売却してなくなっている。中村では現在でも伊勢への代参を続けている。

他に念仏講や観音講があり、観音講は今でも奥・川合で各月順番にまわしているが、農繁期は中止している。川合では講の会計は特になく、奥では自治会費から二千元ほど担当の家に支払っている。主に女性の集りとなっている。

また山之口には金比羅講・愛宕講が残っており、愛宕講では昔は愛宕神社の札をかまどにお供えしていたという。

◇ 持回り文書について

自治会館ができるまでは文書は持回りで保管していたが、虫食いなどで保存が難しくなり、川合で3箱ぐらいあったが破棄してしまったらしい。岩阪には池上家文書がある。

◇ 新入村者との関係

近年新しく粟生間谷地区に居住した人との交流は、コミュニティーセンターでの活動や、青少年を守る会を通じておこなわれている。ただし自治会には入らない。旧村の自治会は山の株（現在は駐車場経営）といった共有財産を持っており、新しい人を入会させることは財産分配上難しい、という都合によるらしい。村から出ていった人にも、山の株の上がりは支払っている。

以前国から100年間の借用により（「立合い山」）国から補償金が出されており、現在の自治会館はそのお金で建設された。会館の管理費は市に申請している。

◇ 聞き伝え

大正天皇が軍隊の演習を望遠鏡で観覧した丘があるという。

◇ 奉公

「男衆」が大和から住込みで来ていた。佐保地区では丹波の方からも来ていた。

※は聞き手による注記。

第5章 中世勝尾寺における所領寄進と寺僧・法会

印 藤 昭 一

は じ め に

箕面市粟生間谷所在の応頂山勝尾寺には多数の中世文書が伝来しており、『箕面市史』史料編1・2には合計1,193点の文書が収録されている(1)。現状ではこれらの文書の大半は、14巻に成巻されているという(2)。一方、延宝9(1681)年に作成された「類聚目録」(3)によれば、これらの文書は近世の文書とともに71巻1,141通に分類されている。このうち中・近世の勝尾寺領に直接的に関係する文書類は、文書数にして805通(巻数では40巻)を数え、全体の70%以上を占めており、量的な面からみる限り、中・近世の勝尾寺文書は寺領に関する支証を中心とした文書群であると位置付けることができる。

ところで「類聚目録」においては広義の寺領に関する文書類を、「寺領部」、「寄進状部」および「売券(券)部」の3群に分類している。これらのうち「寺領部」には主として荘園の領主権(地頭職等)に関する文書と寺辺山林に関する文書、および所領の保全(安堵)に関する文書類が収められている。一方、「寄進状部」には主として膝下地域に分布する所領の寄進状が、そして「売券部」には連券をなしていた寄進状を紛失したとされる、土地売券が収録されている。

周知の通り中世の勝尾寺領は、境内地たる寺辺山林を除けば、事実上は寄進状に基づく近隣村落住民からの零細な寄進地(以下、散在所領と呼ぶ)から成り立っていると言っても過言ではない。つまり中世の勝尾寺にとっては、実態として「寄進状」は寺領に関する根本文書そのものであったのである。

しかしながらここで注目すべきは、少なくとも延宝9年に「類聚目録」が作成された段階においては、文書整理の過程で「寄進状」が「寺領」とは区別されていた点である。つまり寺領寄進状の分類に際しての基準(視点)は、あくまでも寄進という行為そのものによって、それによって得た寺領(寄進地)ではなかったのである。

このような文書整理の在り方には、その当時における寄進という行為に対する特別な感覚が反映されているのではないだろうか。もちろんこれをそのまま中世の観念の延長と見なすことは立証が困難ではあるが、少なくとも前近代において寄進という行為を裏付ける「寄進状」を、単なる土地証文とは同一視しない、一定の観念があった可能性をまず指摘しておきたい。

ところで近年の中世寺院史あるいは荘園史研究においては、法会・祈禱を担当する権門としての、寺院本来の役割を念頭においた寺院文書の分析の必要性が指摘されている(4)。これは従来ともすれば経済面、特に荘園史に偏りがちであった寺院文書(群)への視点に対する、研究史的反省とも受け取れるものであると考える。

しかしながら上記の指摘は、荘園文書論としての観点から、多量の文書を伝来した官寺としての権門寺院を主として念頭に置いたものであると言えよう。この場合、官寺としては体制的に位置付けられず、したがって荘園領主としても位置付け得ない勝尾寺のような寺院の存在形態についての検討は、別途なされる必要があると思われる。

また、「荘園に非ざる所有地」(5)として、官寺における場合には、その中世寺院化の契機として指摘される散在所領(6)の寄進(被寄進者たる寺院から見れば集積)のもつ、社会経済史的あるいは寺院文書論における意義についても検討を進める必要がある。

しかも、前述のように、勝尾寺においては事実上寄進に基づく散在所領が経済基盤の中核をなしており、その寺院としての成立やその宗教面・経済面での経営の在り方については、権門たる官寺とは別個に独自の視点からの説明が必要であると考えられる。

そこで本稿では、まず勝尾寺を権門(荘園領主)にあらざる地方寺院(7)として位置づける。その上で上記のような課題を念頭に置きつつ、「寄進状」やそれによって集積された寺領について、延宝期におこなわれた文書整理の実態をも踏まえながら、それらを単に所領(文書)としてではなく、勝尾寺の果たした宗教的な機能との関連において検討を行ってゆきたい(8)。

第1節 散在所領寄進の意義について

これまで勝尾寺の散在所領については、質量ともに豊富に伝来する売券や寄進状の分析を通じて、その権利内容に関わる検討が主になされてきた(9)。それらの結果、勝尾寺の散在所領に対する所有権の実態は、上位の領主権に対して年貢の納入義務を負いつつ、作人から加地子を収取する権利(地主権)であったと要約することができる。

勝尾寺は山間の修行場から出発して、次第に在地に根を張った地方寺院へと展開した歴史を有する(10)。したがって中世勝尾寺の経済的基盤としての寺領が、主として加地子収取権を実態とする散在所領からなると言うことは、その集積の過程の中に、山間修行場から中世地方寺院への展開の契機を見いだすことも可能であると思われる。そこでまず寄進状の記載内容を基にして、勝尾寺における散在所領の集積の経緯について検討してみたい。

散在所領の寄進件数と名目、あるいは寄進地の所在地の推移を示した図1および2によれば、全体として勝尾寺に対する散在所領の寄進は、おおよそ西暦1230年代から1420年代に至る約200年の間に集中していることがわかる。またこれらの期間について詳細に見るならば、1290年代にいったん寄進件数が減少した後、1300年代以降に再び増加する傾向をも読みとることができる。

1290年代に一旦、所領の寄進が減る現象については、今のところその理由を明確にはし得ない。しかしながらその後、つまり14世紀代における所領寄進の再増加期については、所在地における粟生村の占める比率の急上昇と、寄進名目として「初後夜勤行料」の登場とその増加といった特徴を指摘することができる。これらの点については後に触れたい。

通常、寺社に対して所領の寄進がおこなわれる背景には、それを通じて寄進者が神仏から何らかの功德を得ることを期待しているものと考えられる。勝尾寺の場合は表1からも明らかなように、おおよそ自身と縁者の現世の安穏や後生善所、あるいは縁故の死者の追善と往生極楽に対する期待、とりわけ広義の往生極楽への期待を述べた寄進状が大半を占めている。その意味で村落住民間における往生思想の広がりの中で、その供養や極楽への引導といった役割において、在地の寺院に対して寄せられた期待は相当に大きかったものと思われる。

ところで勝尾寺の場合、上述のような期待を実現すべく所領寄進を通じて帰依をする対象が年代によって変化する状況がうかがわれる。すなわち初期にあたる13世紀代においては燈油料という名目で観音菩

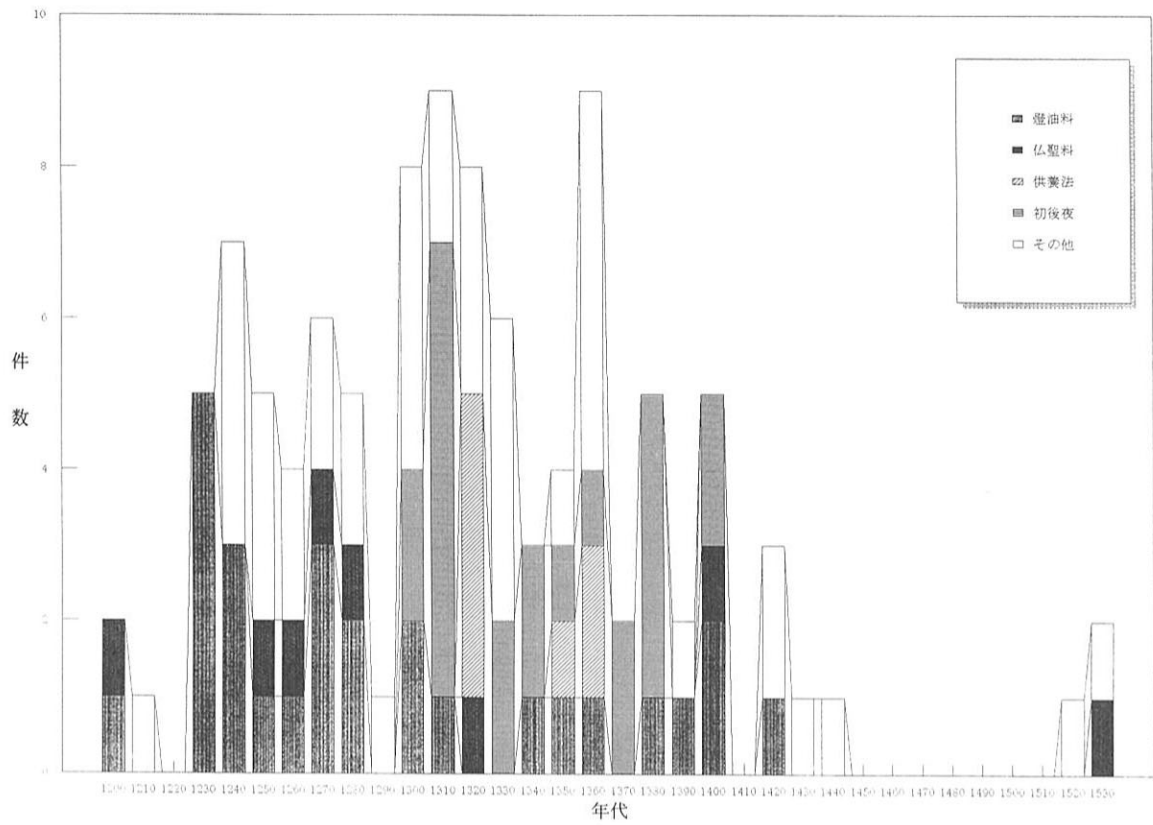


図1 散在所領の寄進件数とその名目の推移

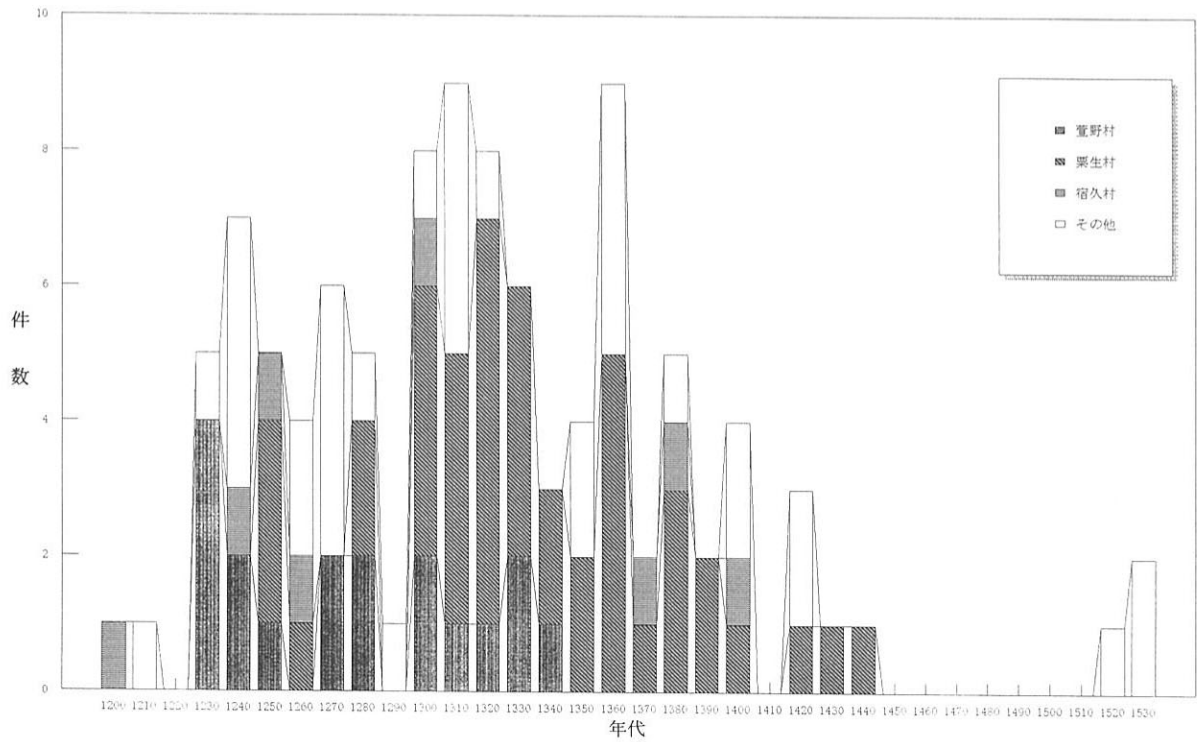


図2 散在所領の寄進件数と所在地の推移

薩、薬師如来もしくはその堂に対して寄進が行われる比率が高い。それに対し14世紀以降については、後述する初後夜勤行など種々の法会に対する供料の占める比率が明らかに増大している（図1・表1）。すなわち帰依の対象が仏そのものから法会、見方を変えればそれを執行する寺僧へと変化してゆく傾向を読みとることができるのである。

ここで注目されるのは、村落住民を寄進へと導く寺僧を取り巻く在地あるいは寺院内での状況である。まず法会の執行者、あるいはそこに村落住民を結縁させる勸進活動の遂行者としての寺僧に対する、村落住民の相当な期待の存在を指摘することができる。そのことは例えば、実子の中に僧がないことが往生極楽への不安につながるという思考（11）の存在からうかがうことができる。当時の寺僧は勸進と法会の執行を通じて、村落住民の期待を仏、あるいは法会へとオルガナイズするとともに、その存在自身が救済への仲介者として重視されていたのである。

もうひとつは勸進による結縁や所領寄進のあっせんが、寺僧自らの功德につながるとする思想が存在したらしい点である。例えば嘉禎元(1235)年12月28日の「僧聖舜寄進田畠置文」(135)には「(寺僧は)田園施入の微功を期すべし」とあり、田園の施入が寺僧にとっての「功」として位置づけられている。また正和2(1313)年3月18日の「沙弥道蓮寄進状」(459)には、「本より貧道といえども、所志の勸進を諸人にし、微力を勤めて寄せたてまつる」ことが、「自身ならびに結縁合力の輩」の現世安穩や後生善所につながると述べられている。

これらの史料から諸人を勸進して結縁し、所領を寄進に導くことは、寺僧にとって「功」として位置づけられていたことがわかる。と同時に、そのことが寺僧自身に対する功德にもつながるとするイデオロギーの存在が、彼らをより積極的な勸進活動に駆り立てた状況もうかがわれる。一方そのようなイデオロギーが、私的なものとは言え「置文」として表明されている事例からは、寺僧を積極的な勸進活動に動員させる雰囲気、組織としての寺家内部に存在したことをも想定することもできよう。寺僧間におけるこのような思想の流布が、村落住民からの寄進をさらに集積する上で果たした役割は当然大きかったものと思われる。

寺僧による種々の勸進活動が寺の経営に資するものであることは明白である。しかしながら、伽藍の修造に際して行われるような臨時的勸進活動においては、それが地域的・人的に広範囲に行われるものではあっても、主に知識米や奉加銭といった一時的な財の集積に結びつくのみで、それによる土地の集積はほとんど見られないと言う特徴が指摘されている（12）。したがって寺領の集積に関しては、勝尾寺の宗教的な影響下にある膝下地域における、日常的な勸進活動によるところが大きかったことは明らかである。それゆえに、膝下村落である粟生村における「寺僧の経廻を停止」という行為（13）が、寺家に対する乱妨行為として重大な意味をもったのであろう。

以上、村落住民の極楽往生への期待とその拠り所としての法会、さらには両者のオーガナイザーとしての寺僧、および媒介項としての所領寄進、そして背後に存在した、勸進活動を寺僧自らの功德と位置づける寺家の論理について指摘した。それらの相互関係の一端を象徴的に表現しているのが、前述のごとく14世紀代における寄進地集積に大きな役割を果たしたと思われる初後夜懺法の創始である。

初後夜懺法の史料上の初見は、正安3(1301)年8月1日の「沙弥西蓮田畠寄進状」(397)である。それによれば去る6月18日より「一人の勸進聖人」が「33人の禅徒」を結衆して、「不断初後之行法」を始めたとある。なお正和2(1313)年11月3日付の「阿闍梨覚明田地寄進状」(462)からは、ここにいう「一人の勸進聖人」が、寺僧の法橋上人重舜であることが判明する（14）。

ところで前掲の「阿闍梨覚明田地寄進状」によれば、当寺（勝尾寺）の初後勤行は、重舜を願主として「有縁の亡者等の遺領をもってその供料に宛てて始め行った」ものであるという。この法会の実相や宗教的な意義については、筆者の能力を超えるので触れ得ないが、それに対する寄進状の多くが、没後の往生や死者の成仏について触れている点からも見て、おそらくは仏前での懺悔を通じて願主の極楽や往生死者の追善を図ろうという趣旨の法会であったと思われる。

つまり初後夜懺法とは、当時の村落住民に広がっていた極楽往生への願望や亡者の往生への不安解消に直截的に応えるべく、新たに創始された法会であったのである。そして注目すべきは、その供料には「有縁の亡者等の遺領」を宛てるとされていた点である。そこには往生と供養とに対する村落住民の寺院への期待と、それに応えるべく執行される法会、そしてその執行のための経済的裏付けとなる（散在）寺領の集積活動との連関構造が、端的に物語られているのである。

以上の検討から勝尾寺における散在所領の集積の背景としては、まず村落住民間における往生思想の広まりがその前提として考えられる（15）。そしてそのような期待に応えるために、あるいは応え得ると位置づけられた種々の法会が寺院において執行され、あるいは新たに創始される。そこにそのような法会への帰依と、その証としての浄財の寄進とを勧める寺僧の勧進活動が進められ、さらにはそれを寺僧の功德と位置付けるイデオロギーが寺院内において定立されることによって、さらに勧進が促進されるという構造があったのである。

なお先に指摘したように、14世紀以降において勝尾寺の膝下村落である粟生村が、寺領の供給地として突出してくる状況がみられた。おそらくその背景には、親族からの出家者が寺院・法会と親族とのオーガナイザーとしての役割を果たすことによって、一族の現世安穩・後生善所の幸福につながるとする前述の思想に基づき、寺僧自身が村落内から再生産されるという構造が存在したのではないだろうか。村落住民間からの寺僧の供給と再生産によって、その出身地たる膝下村落がより一層、宗教的雰囲気に含まれてさらに勧進の拠点となる。それ故に勝尾寺の坂本という地理的位置にあった粟生村が、寺領の供給地として突出していったものと思われる。

上述のような村落住民の信仰と寺院における法会の執行と、寺僧の自己救済を兼ねた勧進活動との連関構造の中で、13世紀以降の勝尾寺においては寄進に基づく散在所領の集積が、急速に進んでいったものと思われる。その意味で寄進状とは、そのような村落住民と寺家ならびに寺僧との相互関係、換言すれば中世地方寺院としての宗教面での活動と経営面での活動の相互関係を端的に表現した文書であると評価することができよう。そのことはとりもなおさず、中世地方寺院としての勝尾寺の活動の総体を象徴的に裏付けることにつながる。それ故に寄進状は文書整理の過程においても、純粋な寺領文書とは区別されたのではないだろうか。

なお山間の修行場として出発した勝尾寺が、周辺村落を信仰圏とした有力な地方寺院として発展するに至った契機も、村落住民の信仰を背景として、上述のような宗教面と経営面での相互関係を構築し得た点に求めることができるのではないだろうか。その点に国家仏教的な護国法会の執行や勅願に依拠した、官寺的な在り方とは別の、在地の宗教的期待に根ざした地方寺院の存立形態を見いだすことも可能であると思われる。

第2節 寺領と祈禱

鎌倉期以来の縁起や申状類には、勝尾寺が国家安穩や聖体護持ないしは武運長久といった内容の祈禱機能を、当時の国家や公武権力に対して担っているとの主張がしばしば記載される(表2)。ここではその内容の変遷に注目し、寺領の維持活動との関わりについて検討してみたい。

まず鎌倉期前半(13世紀前半以前)においては、国家安全・宝祚延長や人民の攘災招福に代表されるような、鎮護国家思想に通ずる記述がしばしば見られ、あたかも宗教権門たる官寺としての役割を自称するかのような主張が見受けられる。それに対して鎌倉後期以降は寺家の祈禱機能について触れる文書が全体として大幅に増える中で、公私あるいは公武の御祈禱所としての由緒を強調する事例が増加する。またその内容については家門の繁栄や武運の長久といった、文書の相手方に対応した、個別的な祈禱内容が増える傾向にある。

以上のような全体的な傾向の中で「御祈禱の忠(節)」という表現がしばしば見られる点が注目される(16)。つまり寺家の担った祈禱機能は、国家的な、その意味で公的な利益から、個別的なそれを対象としたものへと矮小化される一方で、個別的な祈禱をおこなうことが、その対象となる相手方に対する「忠節」として意識される傾向を見いだすことができるのである。前近代社会における「忠」とは、言うまでもなく主従および保護・被保護を含む封建的關係を象徴する語句である。この点に寺家の祈禱機能と寺領の安堵との間に接点を見いだすことができる。

そこで次に、寺家が担った祈禱機能と寺領維持活動との関係について着目してみたい。初期においてはもっぱら、祈禱に精誠を尽くすための基盤として、寺領(の維持)が不可欠であるとの主張が基調に据えられる傾向にある。それに対し13世紀後半以降では、所領の安堵を条件に「祈禱之忠」を致す(17)、あるいは公武の祈願所であるが故に寺領が維持されねばならないという主張(18)や、ひいては寺領の維持に功があったが故に祈禱を行うといったより直截的な主張(19)へと展開する方向性を見ることが出来る。つまり当初は祈禱(機能)が前提にあって、その継続のために寺領が維持されねばならないという主張であったのに対し、のちには寺領の安堵をまず要求し、それに対する忠として安堵主体に対する個別の祈禱に精誠を尽くすという、逆転した論理を寺家が展開する傾向をうかがうことができるのである。

このことは勝尾寺が、権門体勢下において宗教的機能を担う一機構としての役割を自称する立場から、集積された寺領を基盤とした独立の在地宗教領主としての地位を、自ら主張し得る立場へと成長したことを示している。と同時に、その基盤である寺領の維持のために、「祈禱之忠」を媒介として、世俗権力との間に一種の封建的關係を取り結ぶに至ったことをも示しているのである。つまり勝尾寺は公武権力に対する個別的な「御祈禱」を請負い、それを権力に対する「忠」と位置づける論理を通じて寺領の維持を図ろうとしていたのである(20)。

なお上述のような、世俗権力に対する個別的な祈禱の請負と寺領の安堵との関係は、村落住民からの個別的な供養の依頼(請負)と散在所領の寄進(集積)行為との関係に通ずるものがある。その意味において中世勝尾寺においては、寺家の経済的再生産すなわち所領の集積と維持を図るための媒介として、公私の祈禱や供養に対する期待に応える法会が、重要な役割を果たしていた点を指摘することができよう。

つまり法会を執行するが故に所領が寄進され、その所領を基礎として法会が拡大される。そして所領を維持するために、「忠節」としての祈禱を行う（広義の）法会が執行される。以上のような連関構造が寺家の再生産を支えていたのである。そこに寺院の本務とも言うべき法会の執行と、所領の集積・維持活動との間にある、不可分の相互関係を指摘することができるのである。その意味で中世の地方寺院は宗教的機能から出発して、宗教的機能を基礎に自らの拡大再生産を志向し、さらにはその宗教的機能を権力に対して喧伝することによって、存続を図っていったということができるのである。

なお少なくとも現代に伝来する寄進文書による限り、散在所領の集積からみた勝尾寺（領）の拡大再生産は、ほぼ15世紀代には終息している。現段階ではその理由について検討するだけの材料を持ち得ないが、ひとつの可能性として、さらに村落住民に密着し、法要や供養、ひいては墓地の経営（21）などを行った村落単位での寺院の成立が背景にあることを予想しておきたい。それは加地子収取権等の寄進や売買の、より一層の一般化といった社会経済上の展開を前提とした現象であろうと思われるが、そのような村落寺院が、本稿でいう地方寺院が中世前期以来担ってきた、村落住民に対する宗教的機能を代位するに至ったのではないだろうか。あるいはそのような村落寺院が、近世における政策的編成を経て、現代に続く村落単位の檀家寺院へと展開していったのかもしれない。その意味において15世紀は中世的な寺院の転機であったとも考えられるが、これらの点については今後の課題としておきたい。

おわりに

以上、大変おおざっぱな素描ではあるが、勝尾寺領のうち、寄進に基づく散在所領を中心として、その集積と維持のあり方について検討してきた。本稿では勝尾寺を、権門にはあらざる地方寺院として位置付けてきたが、最後にその所領集積の特質について中央の権門寺院との対比において簡単にまとめておきたい。

中央権門寺院については、古代以来の思想的伝統の下で、国家的な法会の執行という役割を担っており、その国家的役割の遂行のために荘園領主権の集積・維持が図られてきたと見なすことができる。

それに対して山間の修行場から出発し、順次寺観を整えていった勝尾寺にとっては、そのような宗教権門としての位置付けはもとより備わっているものではなかった。そこで寺勢の維持・発展のために作成されたと思われるのが、王（天皇）家の系譜に連なる人物が登場する縁起であった。現存する中世の縁起の成立については、伽藍再建のための勸進活動との関わりが指摘されている（22）。

しかしながらこの縁起のみでは伽藍再建に向けての、集中的かつ一過的な奉加獲得という成果はあげ得たにしても、継続的な伽藍維持の基盤として不可欠な、所領の集積には結びつかなかった。そこで打ち出されたのが、村落住民の間に広まりつつあった往生思想に対する積極的な対応であった。それは「寺僧の経廻」と表現される、村落内部への教化およびそれにとまなう勸進活動から始まり、更には村落住民の極楽往生への期待にこたえるための新たな法会の創始と、結衆を通じた広範な所領集積活動として展開されたのである。

もちろんその背景には村落住民が寺院に対して奉加をする場合に、「一紙半銭」と称される動産としての財のみではなく、1段から数10歩単位の不動産をも寄進し得るような土地制度上の展開、すなわち加地子の成立がある。逆に言えば、寄進者のみならず寺僧の功德として位置付けるようなイデオロギーの流布を背景とした勸進活動の積極的な展開は、上述のような土地制度上の中世的展開に対する、寺院

側の積極的な経営拡大策であったと位置付けることも可能であろう。

ところでいわゆる散在寺領の集積については、権門寺院の場合は古代的な官寺から中世寺院化への指標として位置付けられているが、その意味においては勝尾寺の場合は、事実上当初より「中世寺院」として出発していることになる。あるいは加地子の成立という土地制度上の中世的展開は、思想面における信仰のすそ野の広がり、つまり浄土思想や往生思想の流布ともあわせて、村落住民を基盤とした地方寺院の成立ならびに展開のための社会的条件を成していたと評価することも可能であろう。

また権門寺院の場合は、国家的な法会を営む官寺という位置付けに、東寺における大師信仰の事例(23)に象徴される民衆的な信仰の側面を付加し、経営を拡大してゆくという傾向を指摘することができる。それに対して勝尾寺の場合は、当初の山間の修行場に、勧進を通じて村落住民の私的・個人的な信仰を結縁し組織することによって、中世的な地方寺院としての地位を確立した上で、世俗権力の祈禱請負によって寺勢を拡大ないし維持するという逆の方向性を有していたのである。

つまり権門寺院の場合は国家的な祈禱機能を民衆的なそれに拡大することによって中世的な展開をはかっていたのに対し、地方寺院の場合は民衆的な祈禱機能から出発して、それを世俗権力の個別的な祈禱の請負に拡大することを通じて寺勢の維持または拡大をはかっていたのである。

勝尾寺における延宝年間の文書整理において寺領に関する文書と位置付けられたのは、中・近世の世俗権力から所持を認められた荘園諸職と寺辺山林関係の文書および所領全体に関わる、世俗権力からの安堵状であった。その一方で実態として中世勝尾寺領の中核をなした散在所領に関わる基本的な証書類は、あくまでも「寄進状」として分類されていた。そのことは中・近世を通じた、寺領経営面における寺家の権力への指向性を端的に物語っている。

それでは一方でなぜ、勝尾寺は権力とのつながりを物語るものでもなく、近世以降においては所領に関わる支証としても全く無意味であった多数の寄進状を大切に保存し続けたのであろうか。そのことは散在所領に関わる証文が「寺領部」ではなく、あくまでも「寄進状部」として分類された点とも関連すると思われる。

あるいは地方寺院としての勝尾寺の事実上の成立と、伽藍・法会とを支えた村落住民の篤い志を、代々の寺僧達は多数の寄進状から感じ取っていたのかもしれない。それ故に勝尾寺の寄進状は単に所領文書としてではなく、地方寺院としてのアイデンティティーを示す文書として位置付けられ、保存され続けたのではないだろうか。そこから寺院所領文書のもつ経済的側面と宗教的側面という二義性を見取することも可能であると考えられる。その意味で勝尾寺に伝えられた多数の寄進状は、寺院本来の宗教的機能とも言うべき法会、そしてそれをめぐる村落住民及び寺僧の活動と寺院経済との相互連関構造を集約的に表現した文書であると言えよう。

なお勝尾寺領について考察する場合、近世勝尾寺にとって(狭義の)「寺領」と意識されていた荘園領主権と寺辺山林の問題についても言及すべきであったが、本稿ではなし得なかった。このうち特に寺辺山林については、近世においても文字通り寺領として維持されており、中世以来周辺村落との間で相論が繰り返された点ともあいまって、中世勝尾寺文書の伝来そのものの鍵ともなる課題であると思われるが、それは今後の課題としておきたい。

注

- (1) 勝尾寺文書の引用は『箕面市史』史料編1(1968)・同2(1972)により、同書の文書番号を付記する。

- (2) 『箕面市史』史料編1の凡例による。
- (3) 『箕面市史』史料編1所収。
- (4) 上島 有「莊園文書」(『講座日本莊園史』1) 1989
- (5) 竹内理三『寺領莊園の研究』 1942
- (6) 橋本初子「中世東寺の散在仏事料所と伝来の文書について」(同著『中世東寺と弘法大師信仰』第5章) 1990
- (7) 本稿で想定する地方寺院とは、勝尾寺への寺領寄進者の分布状況を踏まえ、およそ1郡単位で周辺村落住民の信仰を集めた、官寺にあらざる寺院を想定している。この場合、後述するごとく村落単位で、後世の檀家を思わせる信仰を集めたより小規模な寺院(仮に村落寺院と呼ぶ)とは区別している。
- (8) 宮島敬一「戦国期地方寺社と地域社会」(同著『戦国期社会の形成と展開』第3章 1996)に、地方寺社における院・坊の活動および勧進・奉加と寺社経営との相互関係について、考察されている。なお、同論文における地方寺社の定義は本稿の地方寺院と基本的に同じである。
- (9) 勝尾寺領をフィールドとした研究は多いが、その到達点を示すものとして西谷地晴美「中世成立期における『加地子』の性格」(『日本史研究』275 1985)を挙げておく。
- (10) 『箕面市史』第1巻(1964)123頁(戸田芳美執筆。以下同書からの引用はいずれも同氏の執筆分である)。
- (11) 例えば延慶元(1308)年12月15日「橋氏女可古田地寄進状」(435)。「出家の実子一人無くして、後生を訪うべく無く」とある。また、元徳2(1330)年後6月13日「尼信阿弥陀仏田地寄進状」(535)には、「後世を訪うべき一子なきにより」とある。
- (12) 『箕面市史』第1巻 167~170頁
- (13) 年末詳後欠の「勝尾寺政所書状案」(571)。粟生村住人郷司子息太郎男ならびに源太以下の10余人が寺領に乱入した件の訴訟が延引した間に、一党が「粟生村において寺僧の経廻を停止すべく」何らかの狼藉(後欠のため内容不明)を寺家に対してはたらいたという。
- (14) 重舜は垂水東牧中条粟生村の子犬丸名主である(永仁6(1298)年10月日「惟宗延末紛失状」(370)。また、嘉元4(1306)年7月日「法橋重舜田地寄進状」(425)によれば、彼は二人の子供の逆縁を契機に、自分の「没後は誰を憑まん」として自らも初後夜懺法衆供料田の寄進を行っている。
- (15) その意味において往生思想は、官寺(宗教権門)にあらず、したがって荘園公領制の職の分配にあずかり得ない地方寺院にとっては、まさに中世社会に適応する上で重要な思想的基盤であったと言えるであろう。
- (16) 年末詳の文書を除けば、文永5(1268)年「勝尾寺住侶等重訴状案」(247)がその初見である。
- (17) 例えば弘安4(1281)年5月日「勝尾寺住侶等重申状案」(299)には粟生村内の名田2段の点定された忌日料が回復されるべく「御成敗を蒙らば、住侶等愁眉を開き殊に御祈禱の忠を抽ずらんと欲す」とある。
- (18) 草創以来の国家のための朝夕勤行(応永6(1399)年9月日「勝尾寺衆徒等申状案」)(796)や「右大將家の御時より」の代々祈禱所(年末詳「勝尾寺衆徒等申状案」)(797)のように、寺領安堵の申状類の冒頭に祈禱所たる由緒を述べる事例が少なくない。
- (19) 宝徳3(1451)年8月日「歳末卷数賦日記」(940)からは、「相論の時、奉行たるに依り」、あるいは將軍の「御判を申すによって」といった理由で、功労者への歳末の祈禱が行われていたことが知られる。なおこの日記は延宝の文書整理では寺領の部に分類されている。
- (20) 摂津国三ヶ庄の返付を求めた元弘3(1333)年8月4日「勝尾寺住侶等訴状案」(548)には、「依御祈禱以下勞績注進御一見書案」が副進されており、武家に対する「勞績」としての「御祈禱」の見返りとして所領の回復を要求する寺家の論理が鮮明に表現されている。
- (21) 高田陽介「寺請制以前の地域菩提寺とその檀家」(『勝俣鎮夫編『中世人の生活世界』1996)において、戦国期の追善寄進と墓地経営の関係が考察されている。
- (22) 『箕面市史』第1巻 107~113頁
- (23) 橋本初子「中世東寺の光明真言講について」(同著『中世東寺と弘法大師信仰』第5章 1990)

表1 勝尾寺文書寄進状目録

N o	庄/村	地目	面積	元号	西暦	寄進者	名目	寄進先
39	宿久村		2000	元久1	1204	長祿大法師	先師往生極楽、現世安穩後生善所増長福寿所願門満	千手観音燈油仏柱料田
53		(畠)	1000	建保7	1219	越前阿闍梨	親父13年の布施	観音堂御油料
100			1000	寛喜4	1232	比丘尼真仏	観音に有志	本堂燈油料
102	萱野郷		1000	貞永1	1232	沙弥仙尊	現世安穩後生善所増長福寿、子息除病延命	本堂燈油用途料
105	萱野郷	畠	1000	貞永1	1232	紀氏女	往生極楽	本堂燈油用途料
106	萱野北庄	畠	2000	貞永1	1232	沙弥信誓	滅罪生善、増災招福、本主の後生	観音燈油用途
118	萱野村	畠	1000	貞永2	1233	仏弟子道智	現世大願利法、来世極楽証法	本堂燈油料
147	萱野郷牧内	田	1000	延応2	1240	萱野郷下司兼公文沙弥蓮親	後生菩提	三所権現堂前(法華經講讀料)
149		畠	1000	延応2	1240	比丘尼蓮阿弥陀仏	出離生死往生極楽	燈油(観音堂常行堂本堂権現)
151	垂水御牧片山村	田	1000	延応2	1240	三附恒道	現世安穩後生善所	八講田
159	草刈庄	畠	14200	仁治3	1242	比丘尼妙仏		
161	萱野石丸御領	田	1000	寛元1	1243	藤井貞行	二親菩提	燈油田
177	河内国大庭庄・大窪	田	12000	宝治1	1247	鴨氏女		仏柱燈油料
179	仲川原村	田	1000	宝治2	1248	比丘尼専阿弥陀仏	二親等平等利益、自己の往生極楽	西谷阿弥陀堂不断念仏
202	栗生村	田	1000	建長7	1255	比丘尼蓮阿弥陀仏	滅罪生善難苦得楽往生極楽	曼陀羅堂焼香、阿弥陀經転読
207	栗生村	田	1000	建長8	1256	金剛仏子覺隆	往生極楽	八講請僧儀用途
208	宿久村	(畠)	1000	正嘉1	1257	字高御子	現世安穩後生善所	薬師堂仏聖米料
210	萱野西庄	田	1180	正嘉3	1259	法橋經朝	除現病、延寿之利益、来世之引接	薬師堂燈油料
212	栗生村	田	1000	正嘉3	1259	僧教忍	先師の往生極楽	
217	宿久村	田	1000	文永1	1280	沙弥宝明	心身安楽、後生善所	薬師如来田
244	茨木・耳原・新屋村	田	3000	文永4	1287	比丘尼蓮阿弥陀仏	預観喜来迎	式季彼岸僧儀用途
245	主原村	田	1000	文永4	1287	比丘尼蓮阿弥陀仏	一昼夜念仏	東谷釈迦堂念仏
246	栗生村	田	1000	文永4	1287	僧重尊	二親師匠の菩提	常行堂音声念仏之燈油料
258	原庄	畠	10000	文永7	1270	僧慶意		本堂(薬師堂)燈油料
259	萱野郷	田	1000	文永7	1270	源資継		本堂(薬師堂)燈油料
263	小曾嶺村	田	1000	文永8	1271	源康綱		本堂仏聖料
270	萱野村西御庄	田	1000	文永9	1272	比丘尼西縁女	成就門満、平等利益	
273	主原村	田	1240	文永10	1273	比丘尼蓮阿弥陀仏	滅罪生善難苦得楽、往生極楽平等利益	観音堂修理料
281		田	2000	建治2	1276	阿闍梨祐禪	訪七世恩所、生九品蓮台	燈油田
296	萱野郷牧内	田	1000	弘安3	1280	比丘尼明心	除病延命後生善所	薬師如来
301		田	240	弘安5	1282	阿闍梨寛真	延命、八喜引導	薬師堂燈油料田
304	栗生村	田	1000	弘安6	1283	明澄	悲母幽霊後菩提	観音堂燈油料田
315	萱野郷加納内法泉寺	田	1000	弘安7	1284	比丘尼明心	現当二世悉地門満往生極楽	薬師堂
325	栗生村	畠	1000	正応1	1288	法橋寛辨	出離生死往生極楽法界平等	
354	能勢郡吉河村	田	4000	正応6	1293	阿闍梨顯心	出離得脱之良縁	毎月十八日法花転読供料
387	能勢郡吉河村	田	1000	正安2	1300	源仲基	現当二世悉地を成す	毎月十八日法花転読供料
393	萱野郷西御庄	田	1000	正安3	1301	僧円智	現世安穩後生善所	本堂燈油田
394	栗生村	田	1120	正安3	1301	権律師円能	臨終正念往生極楽	観音燈油料田
397	栗生村	畠	1240	正安4	1302	沙弥西蓮	二親並一切衆生成仏得道	初後夜法供料田
425	栗生村	田	1000	嘉元4	1306	法橋上人位重舜	両子幽霊離業得道法界平等利益	初後夜法供料田
435	萱野郷加納西庄	田	1000	延慶1	1308	橋氏女字可古	閉三悪趣之区速生九品之蓮	二期彼岸阿弥陀經衆僧講(講堂田)
437	栗生村	田	1120	延慶2	1309	沙弥道運	現世安穩後生善所平等利益	観音堂二月会御壇供料田
440	宿久庄	畠	1180	延慶2	1309	源氏女	現当二世のため	三所権現観音念仏堂
443	萱野西庄伯領	田	1120	延慶3	1310	橋氏女	親父後生善所、現世預除病延命益、往生浄土	八幡大菩薩毎月一日不断大般若転読 僧講料
445	野間	田	3018	延慶3	1310	阿闍梨寛明	一切衆生成仏徳道	初後夜供料
452	栗生村	田	1000	正和1	1312	阿闍梨寛明	滅罪生善後生善所、過去幽霊願証菩提	初後夜供料
453		田	7120	正和1	1312	僧寛賢	七世四恩難苦得楽、現世当生悉地満足	初後夜供料
459		田	1000	正和2	1313	沙弥道運	現世安穩後生善所	二月会御壇供料ほか
460	栗生村	田	1000	正和2	1313	比丘尼如阿弥陀仏	三人子の遺善	初後夜法供料
462	栗生村恒沢御領	田	1000	正和2	1313	阿闍梨寛明	先主の遺善	初後夜法供料
467	栗生村	田	1000	正和4	1315	比丘尼如阿弥陀仏	三人子の遺善	初後夜法供料
470	福山村	畠	1000	正和5	1316	比丘尼阿弥陀	父・母の遺善	講堂燈油料
504	萱野郷本牧	田	1000	元亨3	1323	比丘尼円心	父・母の遺善	講堂燈油料
510	栗生村	田	180	正中2	1325	阿闍梨寛算	亡夫・自分の後生善所	供養法料
512	外院庄	田	1000	正中2	1325	阿闍梨教門	二親師匠自他而部曼陀羅の覚位を証す	長日供養法料
513	山田村	田	200	正中2	1325	左衛門尉武部武元	現増福貴万歳之栄	長日供養法料
521	栗生村	畠	1000	嘉暦2	1327	沙弥栗念	寺院興隆、考妣得脱	二月会御壇供料
522	栗生村	田	120	嘉暦2	1327	沙弥栗念	寺院興隆、考妣得脱	二月御仏供米
524	栗生村	田	1000	嘉暦2	1327	僧念性	後生菩提	阿弥陀寺
525	栗生村	田	1000	嘉暦2	1327	阿闍梨行祐	現在の福寿後生の菩提	三十三所修業者料田
535	栗生村熊丸名	田	1000	元徳2	1330	尼信阿	後生善所	初後夜田
541		田	3000	正暦1	1332	比丘尼信阿弥	七世恩所往生極楽ほか	初後夜田
584	小野原村	畠	1000	建武2	1335	仏子頼全	寺中繁盛、二親師匠自身等二世之悉地	大乗経結願、仏神の恵に奉謝
588	萱野郷牧内	田	2000	延元1	1336	下司沙弥寛浄	子々孫々繁盛、寿命長延、後生善所	三所権現御宝前法華經転読
612	萱野郷本牧	田	1000	建武5	1338	沙弥了円、源氏女	延命増長宝寿、所願成就	金泥法卒塔婆読料
619	外院庄	田	1000	暦応2	1339	沙弥本阿	現当二世之願望成就	心経会卒塔婆読料
635	栗生村	田	1000	康永1	1342	平国茂	法界平等利益	長日初後夜勤行料
639	栗生村	田	60	康永2	1343	比丘尼禅心	本尊の御引掛を仰	初後夜料
649	萱野西庄	田	1000	貞和2	1346	沙弥守阿	光聖聖願証菩提、極楽往生	灯油料
663		田	1000	観応1	1350	行祐	現当二世悉地成就門満	湯屋灯油料
678		田	1000	文和3	1354	阿古女		十一月講読料
687	栗生村	田	1000	文和4	1355	沙弥成仏	雙親成仏、子孫除災与楽	初後夜勤行料
688	外院庄	田	150	文和4	1355	掃部助源義隆	現当二世所願成就	薬師堂長日供養法料
699	栗生村	田	1000	康安1	1361	兼能		本堂供養法料
704	泉原村	田	1000	康安2	1362	沙弥願法	亡息長賢の素意	講堂昼常燈料
706	栗生村	田	1000	康安2	1362	比丘尼寛惠	疾証菩提	常行堂引声阿弥陀經
709	栗生村	田	1120	貞治2	1363	比丘尼寛惠	現世安穩後生善所	常行堂引声念仏僧講料
719	栗生村	田	1000	貞治4	1365	比丘尼慈勝	後生菩提	
722	栗生村	田	1000	貞治4	1365	右衛門尉佐伯国重	二親後生菩提、施主現世安穩後生善所	本堂正月八日壇供米
726	佐保村	田	1000	貞治5	1366	法印定珍	菩提	本堂薬師如来長日供養法料
728		田	1000	貞治5	1366	比丘尼源妙	二親、自身の滅罪生善	初後夜田
729		田	1000	貞治5	1366	比丘尼見心	尊靈の訪	
747	栗生村	田	1000	永和1	1375	亭子院	当寺の信仰他に異なる	長日初後夜勤行料
752	宿久村	田	3180	永和5	1375	僧寛範	後生善所	初後夜田
759	栗生村	田	1000	康暦2	1380	藤原行定	二親聖堂、相模公の往生極楽	初後夜法供料
767	外院	田	1000	永徳3	1383	源頼朝	意趣有るにより	毎月十八日灯油
770	栗生村	田	18	至徳3	1386	僧重円	奉恩の志	初後夜田
776	泉原村	田	18	至徳3	1386	藤原真氏		初後夜十八人の供料田
780	宿久村	田	1240	康徳1	1389	僧寛範	後生善所	初後夜供料
782	栗生村	田	60	明徳2	1391	僧宗専	多年の信仰	薬師御壇供、神酒祭り
783	栗生村	田	240	明徳4	1393	僧了円	一親出離生死往生仏土	二期彼岸僧講料、灯油料
803	宿久村	田	1000	応永9	1402	若狭公	子孫安穩増長福寿	講堂灯油料
810		畠	1000	応永13	1406	蓮珠	先師二親正堂、蓮珠後生菩提	仏性米供養法灯油初後夜ほか
814	栗生村	田	1000	応永15	1408	蓮珠		初後夜供料田
815	泉原村	田	1000	応永15	1408	沙弥妙心		荒神供料
840	豊島郡蔵勝庵	田	1000	応永29	1422	沙弥亮善	滅罪生善七世恩所一切衆生成仏	一初経虫振田
855	高山庄	畠	90	応永34	1427	沙弥守阿	息女比丘尼妙因追善	薬師堂灯油料
856	栗生村	田	3300	応永34	1427	蓮珠		山籠、羅漢供
864	栗生村	田	3300	享永5	1433	藤原頼清	子孫繁栄身心安楽	山籠田
907	栗生村	下地		嘉吉4	1444	栗生民部丞信氏		出行者つせたい田
1083				享祿1	1528	泉原五郎兵衛尉俊能		
1094				天文1	1532	妙祐	逆修後生善所	御願御御中
1100				天文5	1536	襄就	現世安穩後生善所	御本尊毎月十八日御仏供

※面積は下3桁が歩、4桁目が段、5桁目が町を示す

表2 勝尾寺文書の祈禱文言

番号	文書名	年号	西暦	文書内容	祈禱内容	備考
1	勝尾寺古流記	寛元1	1243	縁起類	聖主陛下宝祚延長、(人民)免災患長保寿福、卒土安穩	寛元以前の作
3	官宣旨写	元弘3	1333	安堵状	奉祈国家安穩	元弘頃の偽作
87	太政官牌(所引寺家解状)	寛喜2	1230	安堵要求	奉祈国家安穩宝祚長遠	三箇庄 山林内殺生伐木の停止
89	覺書状案	寛喜2	1230	安堵要求	禳災招福之御祈 (進土入道)奉為滅罪生善、為二世之御祈禱	山林内殺生伐木の停止 菅野畑の灯油科田。年未詳。13世紀後半
108	勝尾寺年行書事状案			安堵要求		
162	沙弥心空筆勝尾寺古流記	寛元1	1243	縁起類	宝祚延長、玉牒安穩、(人民)免災患、保寿福、卒土安穩	
219	勝尾寺衆徒等訴状案	文応1	1260	安堵要求	全僧不退行法、弥奉祈御門跡賢昌之御祈禱	高山庄内燈油田
226	勝尾寺衆徒等訴状案	文永2	1261	安堵要求	弥奉祈御門跡賢昌之御祈禱	高山庄内燈油田
230	勝尾寺衆徒等訴状案	文永3	1262	安堵要求	弥奉祈御門跡賢昌之御祈禱	高山庄内燈油田
247	勝尾寺衆徒等訴状案	文永4	1263	安堵要求	弥奉祈御門跡賢昌之御祈禱	高山庄内燈油田
255	勝尾寺衆徒等訴状案	文永5	1264	安堵要求	弥奉祈御門跡賢昌之御祈禱	高山庄内燈油田
256	勝尾寺衆徒等訴状案	文永6	1265	安堵要求	弥奉祈御門跡賢昌之御祈禱	高山庄内燈油田
259	勝尾寺衆徒等訴状案	文永7	1266	安堵要求	弥奉祈御門跡賢昌之御祈禱	高山庄内燈油田
299	勝尾寺衆徒等訴状案	文永8	1267	安堵要求	弥奉祈御門跡賢昌之御祈禱	高山庄内燈油田
320	勝尾寺衆徒等訴状案	文永9	1268	安堵要求	弥奉祈御門跡賢昌之御祈禱	高山庄内燈油田
341	勝尾寺衆徒等訴状案	文永10	1269	安堵要求	弥奉祈御門跡賢昌之御祈禱	高山庄内燈油田
359	勝尾寺衆徒等訴状案	文永11	1270	安堵要求	弥奉祈御門跡賢昌之御祈禱	高山庄内燈油田
372	勝尾寺衆徒等訴状案	文永12	1271	安堵要求	弥奉祈御門跡賢昌之御祈禱	高山庄内燈油田
379	勝尾寺衆徒等訴状案	文永13	1272	安堵要求	弥奉祈御門跡賢昌之御祈禱	高山庄内燈油田
456	勝尾寺衆徒等訴状案	文永14	1273	安堵要求	弥奉祈御門跡賢昌之御祈禱	高山庄内燈油田
545	勝尾寺衆徒等訴状案	元弘3	1333	安堵要求	奉祈当今皇帝御願、弥奉祈国家安穩	三ヶ庄。合戦軍忠
547	勝尾寺衆徒等訴状案	元弘3	1333	安堵要求	奉祈当今皇帝御願、弥奉祈国家安穩	御祈禱の忠節により天運既開坐
548	勝尾寺衆徒等訴状案	元弘3	1333	安堵要求	奉祈当今皇帝御願、弥奉祈国家安穩	三ヶ庄
587	勝尾寺衆徒等訴状案	建武3	1336	安堵要求	奉祈当今皇帝御願、弥奉祈国家安穩	高山庄地頭職
600	勝尾寺衆徒等訴状案	建武3	1336	安堵要求	奉祈当今皇帝御願、弥奉祈国家安穩	高山庄地頭職
601	勝尾寺衆徒等訴状案	建武3	1336	安堵要求	奉祈当今皇帝御願、弥奉祈国家安穩	三ヶ庄。年推定
611	勝尾寺衆徒等訴状案	建武4	1337	安堵要求	奉祈当今皇帝御願、弥奉祈国家安穩	三ヶ庄。年推定
615	勝尾寺衆徒等訴状案	建武4	1337	安堵要求	奉祈当今皇帝御願、弥奉祈国家安穩	三ヶ庄。年推定
623	勝尾寺衆徒等訴状案	建武4	1337	安堵要求	奉祈当今皇帝御願、弥奉祈国家安穩	三ヶ庄。年推定
627	勝尾寺衆徒等訴状案	建武4	1337	安堵要求	奉祈当今皇帝御願、弥奉祈国家安穩	三ヶ庄。年推定
638	勝尾寺衆徒等訴状案	建武4	1337	安堵要求	奉祈当今皇帝御願、弥奉祈国家安穩	三ヶ庄。年推定
643	勝尾寺衆徒等訴状案	建武4	1337	安堵要求	奉祈当今皇帝御願、弥奉祈国家安穩	三ヶ庄。年推定
644	勝尾寺衆徒等訴状案	建武4	1337	安堵要求	奉祈当今皇帝御願、弥奉祈国家安穩	三ヶ庄。年推定
697	勝尾寺衆徒等訴状案	建武4	1337	安堵要求	奉祈当今皇帝御願、弥奉祈国家安穩	三ヶ庄。年推定
750	勝尾寺衆徒等訴状案	建武4	1337	安堵要求	奉祈当今皇帝御願、弥奉祈国家安穩	三ヶ庄。年推定
774	勝尾寺衆徒等訴状案	建武4	1337	安堵要求	奉祈当今皇帝御願、弥奉祈国家安穩	三ヶ庄。年推定
777	勝尾寺衆徒等訴状案	建武4	1337	安堵要求	奉祈当今皇帝御願、弥奉祈国家安穩	三ヶ庄。年推定
796	勝尾寺衆徒等訴状案	建武4	1337	安堵要求	奉祈当今皇帝御願、弥奉祈国家安穩	三ヶ庄。年推定
797	勝尾寺衆徒等訴状案	建武4	1337	安堵要求	奉祈当今皇帝御願、弥奉祈国家安穩	三ヶ庄。年推定
799	勝尾寺衆徒等訴状案	建武4	1337	安堵要求	奉祈当今皇帝御願、弥奉祈国家安穩	三ヶ庄。年推定
801	勝尾寺衆徒等訴状案	建武4	1337	安堵要求	奉祈当今皇帝御願、弥奉祈国家安穩	三ヶ庄。年推定
821	勝尾寺衆徒等訴状案	建武4	1337	安堵要求	奉祈当今皇帝御願、弥奉祈国家安穩	三ヶ庄。年推定
824	勝尾寺衆徒等訴状案	建武4	1337	安堵要求	奉祈当今皇帝御願、弥奉祈国家安穩	三ヶ庄。年推定
857	勝尾寺衆徒等訴状案	建武4	1337	安堵要求	奉祈当今皇帝御願、弥奉祈国家安穩	三ヶ庄。年推定
901	勝尾寺衆徒等訴状案	建武4	1337	安堵要求	奉祈当今皇帝御願、弥奉祈国家安穩	三ヶ庄。年推定
940	勝尾寺衆徒等訴状案	建武4	1337	安堵要求	奉祈当今皇帝御願、弥奉祈国家安穩	三ヶ庄。年推定
947	勝尾寺衆徒等訴状案	建武4	1337	安堵要求	奉祈当今皇帝御願、弥奉祈国家安穩	三ヶ庄。年推定
949	勝尾寺衆徒等訴状案	建武4	1337	安堵要求	奉祈当今皇帝御願、弥奉祈国家安穩	三ヶ庄。年推定
958	勝尾寺衆徒等訴状案	建武4	1337	安堵要求	奉祈当今皇帝御願、弥奉祈国家安穩	三ヶ庄。年推定
959	勝尾寺衆徒等訴状案	建武4	1337	安堵要求	奉祈当今皇帝御願、弥奉祈国家安穩	三ヶ庄。年推定
963	勝尾寺衆徒等訴状案	建武4	1337	安堵要求	奉祈当今皇帝御願、弥奉祈国家安穩	三ヶ庄。年推定
968	勝尾寺衆徒等訴状案	建武4	1337	安堵要求	奉祈当今皇帝御願、弥奉祈国家安穩	三ヶ庄。年推定
969	勝尾寺衆徒等訴状案	建武4	1337	安堵要求	奉祈当今皇帝御願、弥奉祈国家安穩	三ヶ庄。年推定
989	勝尾寺衆徒等訴状案	建武4	1337	安堵要求	奉祈当今皇帝御願、弥奉祈国家安穩	三ヶ庄。年推定
998	勝尾寺衆徒等訴状案	建武4	1337	安堵要求	奉祈当今皇帝御願、弥奉祈国家安穩	三ヶ庄。年推定
1120	勝尾寺衆徒等訴状案	建武4	1337	安堵要求	奉祈当今皇帝御願、弥奉祈国家安穩	三ヶ庄。年推定

